

中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会（第 212 回）
議事次第

令和 4 年 7 月 27 日（水）10:30～
於 オンライン開催

議 題

○入院・外来医療等の調査・評価分科会からの報告について

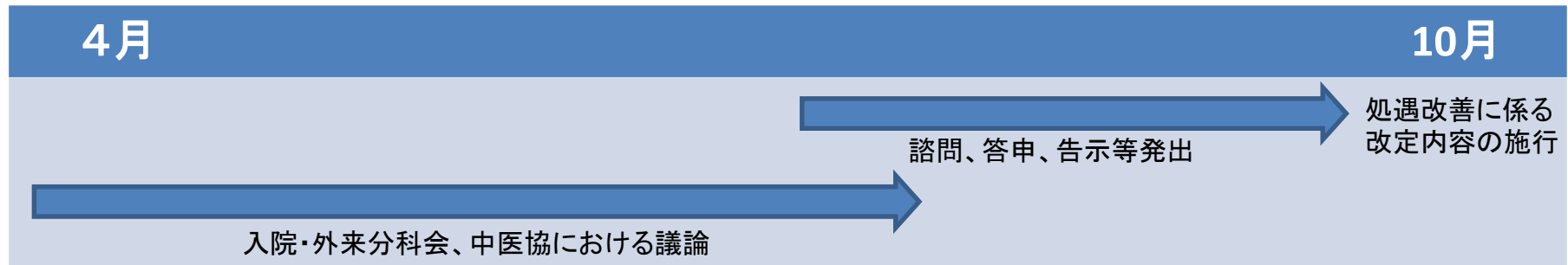
看護の処遇改善について

(技術的検討において必要な調査・分析 その4)

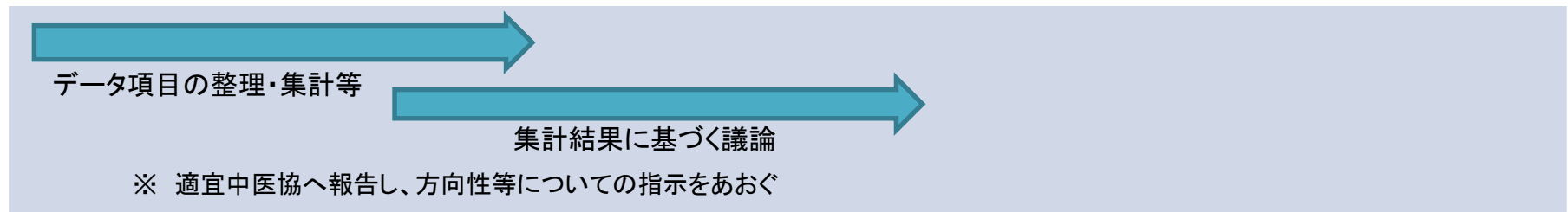
検討に向けたスケジュールの考え方(粗いイメージ)

中医協	総	－	5	－	1
4	.	6	.	1	

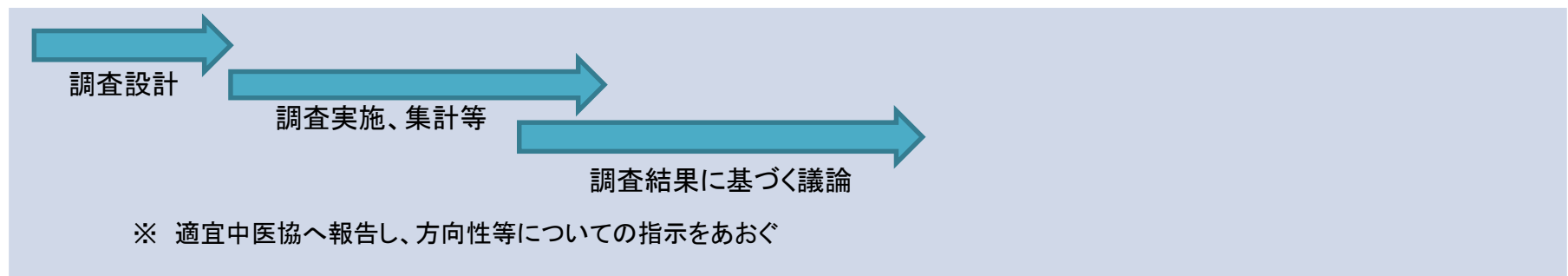
診調組	入	－	2	(改)
4	.	4	.	1 3



【既に入手可能なデータを用いた議論】



【新たな調査を実施する場合の議論】



看護における処遇改善について

看護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和 3 年12月21日）を踏まえ、令和 4 年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（注 1）に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を 3 %程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（注 2）を創設する。これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

（注 1）救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

（注 2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

【3月23日 中央社会保険医療協議会総会】

- 診療報酬で処遇改善に対応していく際には、
 - ・ 評価方法、例えば、基本診療料で評価するのか、加算で評価するのか、あるいは新設項目で評価するのかという点、
 - ・ 評価の平準化、つまり、患者数の変動等により影響を受けることとなるため、処遇改善という安定的であるべき制度との考え方の両立が難しいこと、
 - ・ 先行して実施された介護報酬による処遇改善や、2月から実施されている補助金と比較した場合の違い等、様々な難しい課題が数多くあると予想される。
- 対象となる看護職員数、患者数、算定方法等さまざまな課題があるので、慎重な議論をお願いしたい。また、しっかり賃金に反映されるよう報告書の提出を求める等の仕組みが必要ではないか。一方、手続きが煩雑になりすぎないように検討いただきたい。
- 診療報酬の場合は、看護職員数だけでなく、患者数にも影響を受けるため、補助金と比較すると医療機関毎に過不足が生じる可能性があり、各医療機関にはその点を理解いただく必要がある。また、適切に処遇に反映されているか、事後検証の仕組みも必要ではないか。
- 現在の補助金による制度においても、対象となる施設とならない施設、対象となる職員とならない職員がいるため、様々な意見があるところ。診療報酬では、そのような意見も踏まえながら検討を進めることが必要。
- 診療報酬において処遇改善の仕組みを導入するにあたっては、介護報酬における処遇改善の課題も踏まえた丁寧な対応をお願いしたい。
- 分科会では、複数の論点に係る様々な技術的課題について、解決案を検討するにあたって必要な論点整理の作業を、関係者の意見もよく踏まえながら作業いただき、総会に報告いただくよう、お願いしたい。

技術的検討において必要な調査・分析に係る主な指摘①

中医協	総	－	3	－	3	(改)
4	.		4	.	2	7

【4月13日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

(診療報酬による評価方法の検討について)

- ・ 処遇改善に必要な額が該当医療機関に確実に届く必要がある。
- ・ 処遇改善の評価にあたっては、様々な要素を取り入れて複雑になりがちである。できるだけ簡素で単純なものがよいのではないか。
- ・ 入院と外来の割合、職員と患者の割合、周辺の人口、地域において果たす役割など様々あるので、看護職員数だけを考慮して点数設計することは可能なのか、医療機関の特性に応じた評価もあり得るではないか。
- ・ 医療機関によって看護職員の配置場所は様々であり、どこに点数を付けるのかは検討が必要。
- ・ どのように設計しても、処遇改善に必要な額と診療報酬で得られる額とのずれが生じると考えられるため、それをどこまで許容するのかという視点で考えることが重要ではないか。
- ・ 将来的に対象医療機関の範囲が変更になっても対応出来るような柔軟な制度設計とすることが重要。
- ・ 急性期病院は外来を縮小する方向性であり、現時点から1年後だと外来延べ患者数は大きく減ることが考えられるため、外来において評価する場合は、途中で見直す必要が出てくるのではないか。

(データの分析について)

- ・ 直近のデータで対象となる看護職員数と患者数を適切に把握し、様々なシミュレーションをもとに議論を深めることが重要。
- ・ 既存データを元に時間をかけて様々なシミュレーションを行い、どのような評価方法が適切なのかを検討することで、新たにデータを取得しなくても済むかもしれない。
- ・ データについては、コロナの影響をどのように考えるかは難しい観点である。
- ・ 病床機能報告や補助金の状況は、可能であれば入手を検討した方が良い。
- ・ 医療機関単位で処遇改善に必要な額を算出することは可能であるが、診療報酬で評価する場合、患者数に大きな影響を受けてしまう。その点からも、患者数について、コロナ前／コロナ中、現時点／年間延べ数等、どの時点のデータを用いるかは十分に検討する必要がある。
- ・ 考慮すべき点を調査前から洗い出すと、膨大になってしまうのではないか。

技術的検討において必要な調査・分析に係る主な指摘②

中医協	総	－	3	－	3	（改）
4	.		4	.	2	7

（その他）

- ・ データ収集のために調査するにあたっては、できるだけ簡素にしてもらいたい。
- ・ 医療機関にとっては賃金アップにつながるので、（配慮を前面に出さず、）目的を理解して、調査へ協力してもらえよう、お願いすべき。
- ・ 今回の処遇改善が確実に賃金に反映されていることを検証できるような仕組みが必要。
- ・ 賃金はこの処遇改善以外の要因でも上がると思うので、（賃上げ効果をどのように検証するのか）制度設計においてしっかりと担保すべき。
- ・ 補助金の申請状況や、補助金に基づく処遇改善の状況については、省内で情報共有できるかも含め、考えてほしい。
- ・ 補助金は、全ての医療機関で申請しているわけではないことも、（データを集める場合に、）留意が必要。
- ・ どこまで無謬性にこだわるかということも重要。

【4月27日 中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会・総会】

（調査について）

- 対象は、処遇改善の対象となる医療機関であり、難しい取組であることから、直近の状況を報告してもらうことが制度設計において重要。
- 調査時点について、4月は新人看護職員のオリエンテーション期間であり退職予定看護職員もまだ勤務している実態がある。退職や異動が落ち着くのは通常6月以降だが、調査期間に制限がある中でより正確に実態を把握するためには5月時点の調査がよい。
- 対象となる医療機関は、長期入院が必要となる患者が入院している病棟を有している場合も想定されるため、「新規入院患者数」だけでなく「総入院患者数」も重要である。

（今後の議論の進め方について）

- 入院・外来医療等分科会での議論をステップ毎に報告いただくことで、どのように進めていくかつかみやすくなる。基本問題小委員会と分科会とでキャッチボールをしながら最善の結論に導くことが重要であり、今回のような形ですすめてもらいたい。
- 議論を行っていくに当たり、基本的データも含め、医療機関の様々な特色をつかんでおく必要がある。どれくらいデータとしてばらつきが見られるか、制度設計をしていくに当たり許容できる範囲なのかなど、判断に必要なデータの準備を事務局にお願いしたい。

（診療報酬における評価方法等について）

- どのように設計しても、各医療機関単位では実際の必要額と診療報酬とで差が生じると考えられる。補助金であれば看護職員数が変化した場合、支給調整する仕組みとなっているが、診療報酬では、補助金の時と異なり調整機能が無い点を考慮し、差を最小限にする方式を模索することが重要。
- 様々な要素を考慮すればするほど複雑になり、検証や今後の修正が難しくなるため、できるだけシンプルなものがよい。
- 患者数の増減があるため、処遇改善の原資となる診療報酬も増減することとなる。介護の処遇改善でも同様なことが起こっていたと思うので、参考にしながら、しっかりと看護職員等の処遇改善につながるようにしていく必要がある。
- まずは、今回の処遇改善の対象となる職員に正しく届けられることが第一歩。今回処遇改善の対象とならない医療機関の看護師等と格差が現れてくることから、次のステップでは対象を広げるべきか否かを議論できるように検討いただきたい。

入院・外来医療等の調査・評価分科会における主な指摘について

中医協 総－5－2
4 . 6 . 1

【5月19日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- 病床稼働率のばらつきがあるため、診療報酬における入院料等の算定回数と、病床機能報告等による看護職員数のデータを病院毎に紐付けて分析し、算定回数と看護職員数の相関を把握すれば、外れている病院を同定しつつ、より詳細な議論ができるのではないか。
- 看護部門に配属される看護職員数は病院毎にばらつきが大きいと、当該病棟の看護職員数という切り口と、その施設全体の看護職員数という2つの分析が必要。本分科会では、平均値だけでなく、どの程度ばらつきがあり、そのばらつきが許容できる範囲なのかを分析する必要がある。
- どの集計においてもばらつきがあるという結果であった。ばらつきを収束させるのは難しいだろう。ばらつきをまとめていくのではなく、むしろ、ばらつきに応じた診療報酬を考える必要がある。
- 病院にはそれぞれ特性があり、患者数や看護職員の病棟配置割合等は病院毎に異なり、類型化したり入院料等の分類で整理しても近似値にはならないだろう。したがって、職員数と最も多い入院料を見て、医療機関毎に係数を設定するように、医療機関毎に点数設定をするのが一案ではないか。
- パラメーターである看護職員数と算定回数であるが、算定回数については「入院」という切り口を主体として整理することも考えられる。
- 「きめこまやかさ」と同時に「シンプルさ」が求められる。膨大な解析のエビデンスが必要という考え方もあるが、事務局の方で実際に点数化した場合にどのようになるのか、シミュレーションをいくつか出してほしい。それを確認し、フィット感を探っていくことが必要ではないか。

【6月1日 中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会・総会】

- 分科会での指摘のとおり、「当該病棟の看護職員数」と「その施設全体の看護職員数」という2つの視点は、診療報酬で評価していく方法を考えるに当たり、「整理の道しるべ」になるのではないかと。
- 分科会の指摘を見ると、①なるべくばらつきを小さくする方法、②ばらつきがある前提で医療機関毎に点数を設定する方法、の2つの方向性が、意見の中に出ているように見える。①については、ばらつきがある程度の期間において、安定的に収束し、それが継続するということが、診療報酬という仕組みを考える上で考慮すべき事項だと思う。②については、検証のしやすさという観点で選択肢となるのではないかと。
- いくつかのシミュレーションを通じて、様々な点数設計を検討しながら、丁寧に合意形成していくことが重要。また、実際にどうやって運用していくかも議論できたらよい。
- 比較的ばらつきが少なく、補助金と比較してあまり齟齬のない点数設計が見つかることを期待しているが、その一方で、どのような点数設計になったとしても、診療報酬である以上、患者数の変動等によって、処遇改善に必要な費用に過不足が生じることは避けられない。その際、重要なのは、ある程度、余裕を持ったバッファを設定しておくことで、過不足に柔軟に対応できる仕組みであり、今後は、そうした視点も併せて検討しておく必要がある。
- 看護職員の配置状況から、入院料を主体で考えることは理解できる。一方、3割程度病棟外にも看護職員が配置されているため、その部分を入院患者だけが負担することについては、合理的説明が必要。
- 患者が負担する医療費が増えることにつながるため、患者が納得いくような、説明が可能な仕組みを作っていく必要がある。

入院・外来医療等の調査・評価分科会における主な指摘について

中医協	総	－	3	－	2
4	.	6	.	1	5

【6月10日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- モデル①－2や③－2が、乖離率が小さく、点数の種類数の観点からも、選択肢として上がってくるのではないかな。
- シンプルな設計にするという点と、入院患者の多くは外来や入退院支援等の他部門と連続した関わりがある点を考慮して、入院料に加算する①－2が適しているのではないかな。
- 患者負担が生じるものであるため、点数設計にあたって留意が必要。幅広い負担という意味では外来にもつける必要があるのではないかな。
- 外来に点数をつけることは、医療機関によって初再診料が変わるということであり、外来患者数に対する影響が大きいのではないかな。
- 紹介受診重点医療機関において外来患者数を減らす方向で議論が進んでおり、外来患者数は大きく変動するため、見直しが必要になり、当初の目的が達成できなくなる可能性がある点にも留意が必要。
- 入院料の元々の点数により、単価の低い入院料だと割高感が出て、高い入院料だと割安感が出るのではないかな。
- 細分化した場合に、上限点数を超える点数が、どのような分布となっているかは丁寧に見た方がよい。
- 外れ値について精査を行う必要があるのではないかな。外れ値の最大値がどの程度になるかも確認してはどうか。
- 算定回数は変動があるため、点数を算出するにあたって対象とするデータをどの期間に設定するのか、また、実際にはずれが生じるため、例えば看護職員数が何割変動したら点数を計算し直す等、どのように補正するのか検討する必要があるのではないかな。
- 賃上げ必要額と、実際に診療報酬によって得られる額の差を、乖離率だけでなく、金額でも見る必要があるのではないかな。
- 医療機関や審査支払い機関、保険者にとってなるべくわかりやすい形にするべきであり、実務面の配慮を行うべきではないかな。
- 現在実施している最新の調査結果も見て検討を進めるべき。

中医協における主な指摘について

【6月15日 中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会・総会】

- 点数化のイメージについては、政府方針で示されている条件を踏まえて、分かりやすい計算式に整理されていること、また、入院であれば1日当たり点数、外来であれば1回当たり点数ということになり、一般的に、入院日数や受診回数が多い患者ほど看護のケアを多く受けることから、妥当だと思われる。
- モデル①－2やモデル③－2のバラツキが少なく、必要額を過不足なく配分するという観点で選択肢に上がるのではないか。
- 入院患者の多くは外来や入退院支援等の他部門と連続した関わりがある点を考慮して、入院料に加算する①－2が適しているのではないか。
- 看護の処遇改善を診療報酬で対応するにあたっては、患者の自己負担が避けられないものの、患者の理解や納得感が得られるよう、丁寧な対応が必要。特に、入院と外来では、その受け止めがまったく異なることから、丁寧に見ていく必要がある。
- 外れ値に該当する医療機関がどのような医療機関で、必要額がどの程度不足するのも見る必要がある。
- 別途調査が進められている「特別調査」の内容も踏まえて、今回のシミュレーションがうまく適合するのか検証し、検討を進めることが重要。

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について

1－1 乖離に係る分析について

1－2 点数設定における乖離の状況について

2. 特別調査について

3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて

4. 高い必要点数となる医療機関について

入院・外来医療等の調査・評価分科会における主な指摘について

中医協 総－3－2
4. 6. 15 (改)

【6月10日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- モデル①－2や③－2が、乖離率が小さく、点数の種類数の観点からも、選択肢として上がってくるのではないかな。
- シンプルな設計にするという点と、入院患者の多くは外来や入退院支援等の他部門と連続した関わりがある点を考慮して、入院料に加算する①－2が適しているのではないかな。
- 患者負担が生じるものであるため、点数設計にあたって留意が必要。幅広い負担という意味では外来にもつける必要があるのではないかな。
- 外来に点数をつけることは、医療機関によって初再診料が変わるということであり、外来患者数に対する影響が大きいのではないかな。
- 紹介受診重点医療機関において外来患者数を減らす方向で議論が進んでおり、外来患者数は大きく変動するため、見直しが必要になり、当初の目的が達成できなくなる可能性がある点にも留意が必要。
- 入院料の元々の点数により、単価の低い入院料だと割高感が出て、高い入院料だと割安感が出るのではないかな。
- 細分化した場合に、上限点数を超える点数が、どのような分布となっているかは丁寧に見た方がよい。
- 外れ値について精査を行う必要があるのではないかな。外れ値の最大値がどの程度になるかも確認してはどうか。
- 算定回数は変動があるため、点数を算出するにあたって対象とするデータをどの期間に設定するのか、また、実際にはずれが生じるため、例えば看護職員数が何割変動したら点数を計算し直す等、どのように補正するのか検討する必要があるのではないかな。
- 賃上げ必要額と、実際に診療報酬によって得られる額の差を、乖離率だけでなく、金額でも見る必要があるのではないかな。
- 医療機関や審査支払い機関、保険者にとってなるべくわかりやすい形にするべきであり、実務面の配慮を行うべきではないかな。
- 現在実施している最新の調査結果も見て検討を進めるべき。

【6月10日の入院・外来医療等の調査・評価分科会における、データの分析に係る個別のお求めについて】

- 点数のバリエーションを細かくするほど当てはまりは良くなるが、シンプルさとのバランスになるかと思う。可能であれば、横軸に本来払うべき点数、縦軸に実際にもらえる金額の散布図があると、乖離の大きい施設の特徴を考える上で参考になるのではないかな。
- 乖離率の階級幅について5%単位となっているが、金額に換算すると大きい額となるため、細かく出すほうがよいのではないかな。

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について

1－1 乖離に係る分析について

1－2 点数設定における乖離の状況について

2. 特別調査について

3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて

4. 高い必要点数となる医療機関について

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(1)

中医協 総-3-1
4 . 6 . 1 5

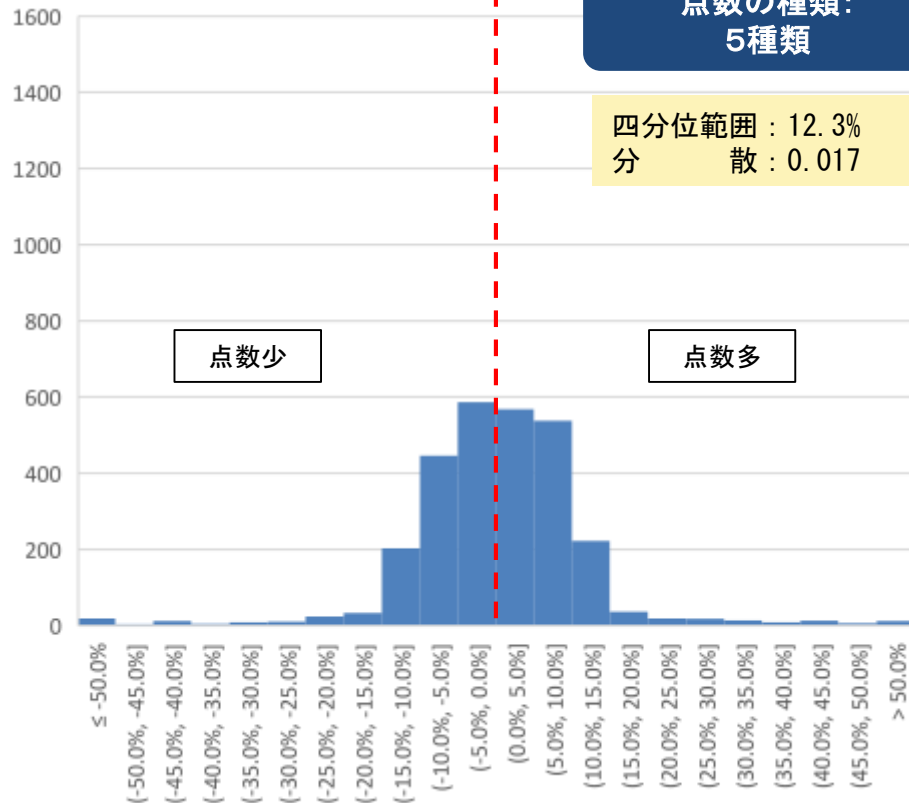
モデル①-1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①-1	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	5種類の点数を設定

モデル①-2の場合の乖離率

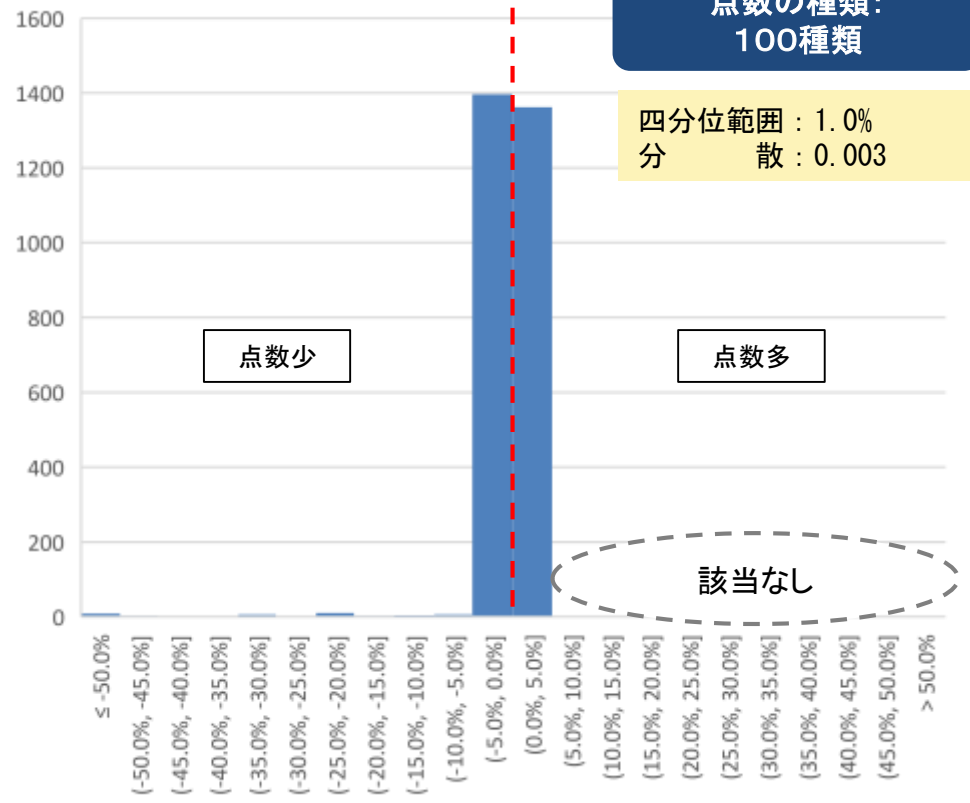
モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①-2	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(乖離率)

(施設数)



(乖離率)

※ 乖離率は、「(それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額) - 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(1)(1.0%単位)

モデル①ー1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー1	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	5種類の点数を設定

(施設数)

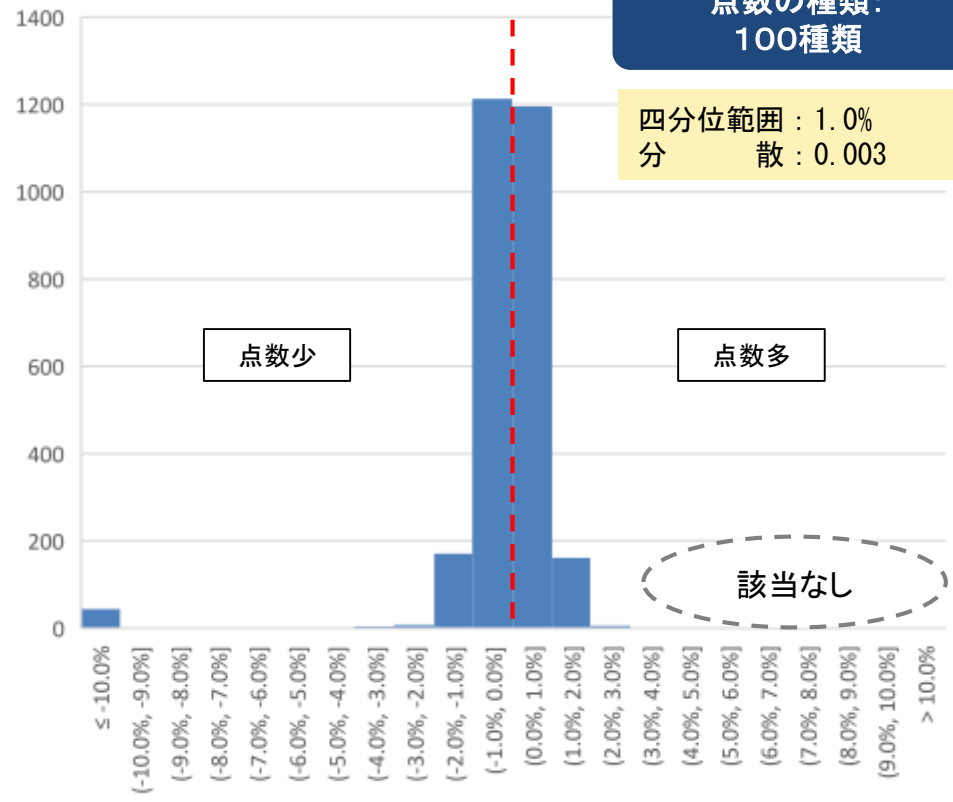


(乖離率)

モデル①ー2の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー2	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(乖離率)

※ 乖離率は、「(それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額) - 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(1)(乖離額)

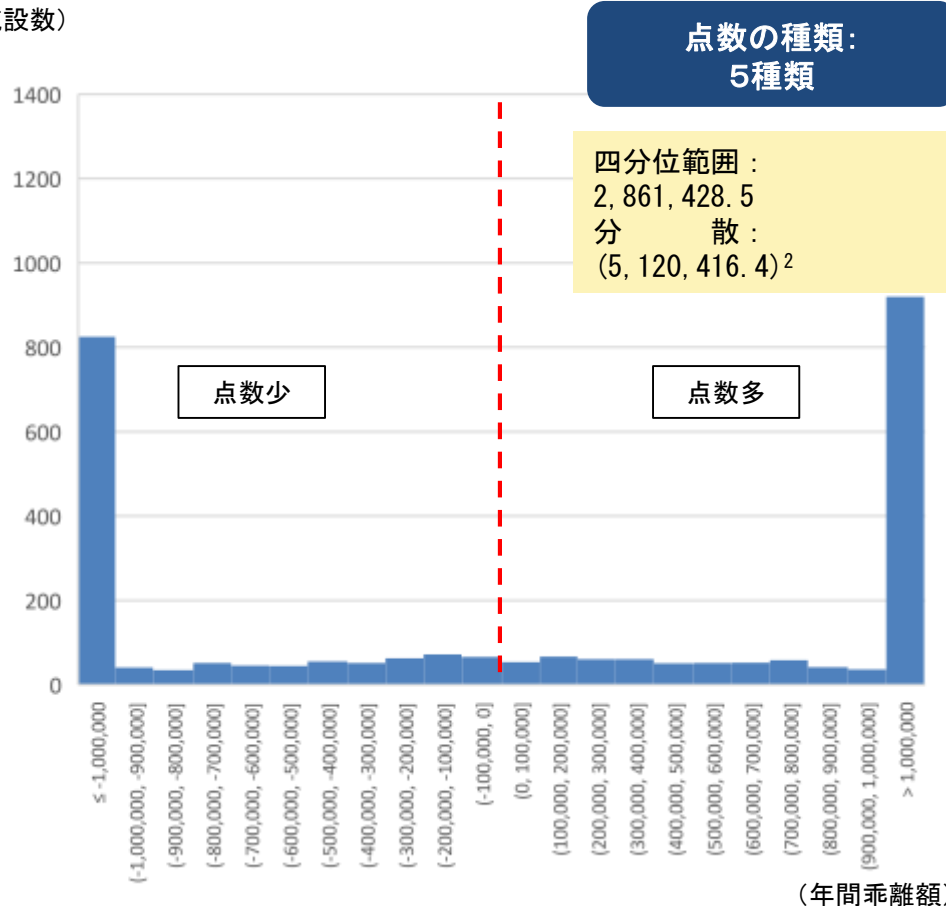
モデル①ー1の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー1	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	5種類の点数を設定

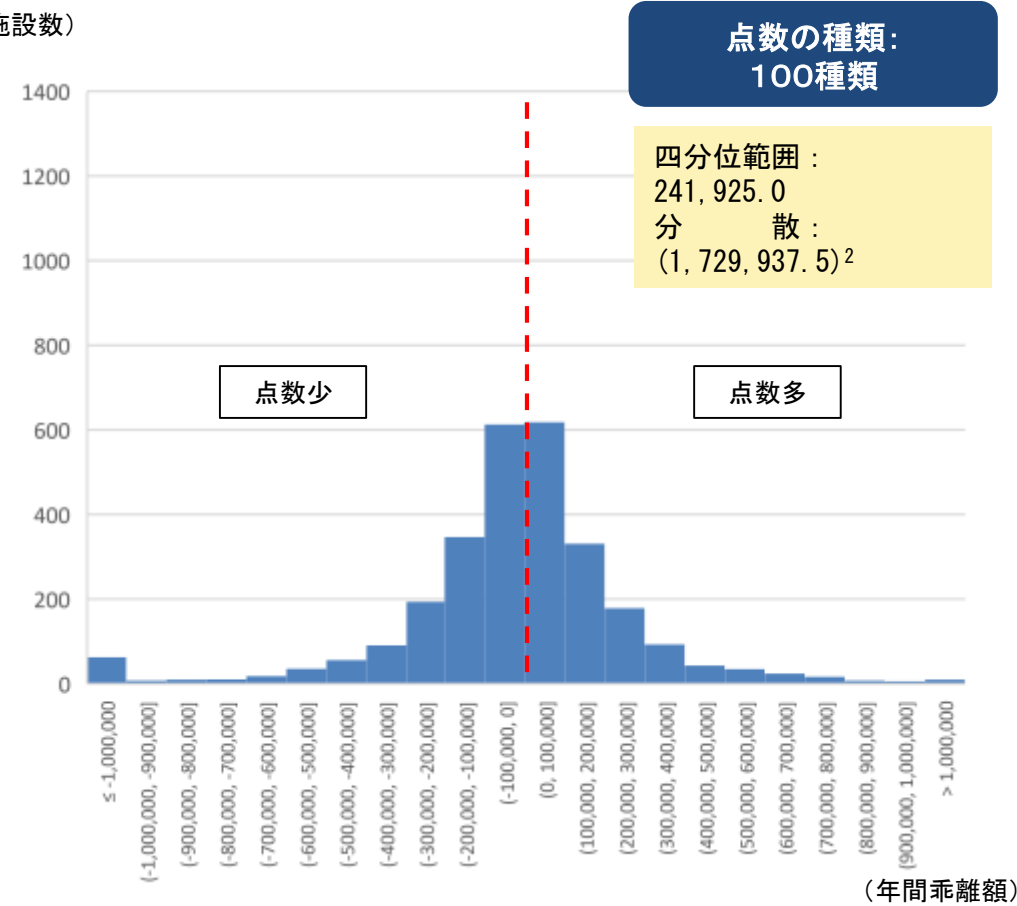
モデル①ー2の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー2	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(施設数)



※ 年間乖離額は、「それぞれの方法に基づく算定金額合計 - 賃上げ必要金額」により算出
 ※ 赤点線は、0円の位置を表す

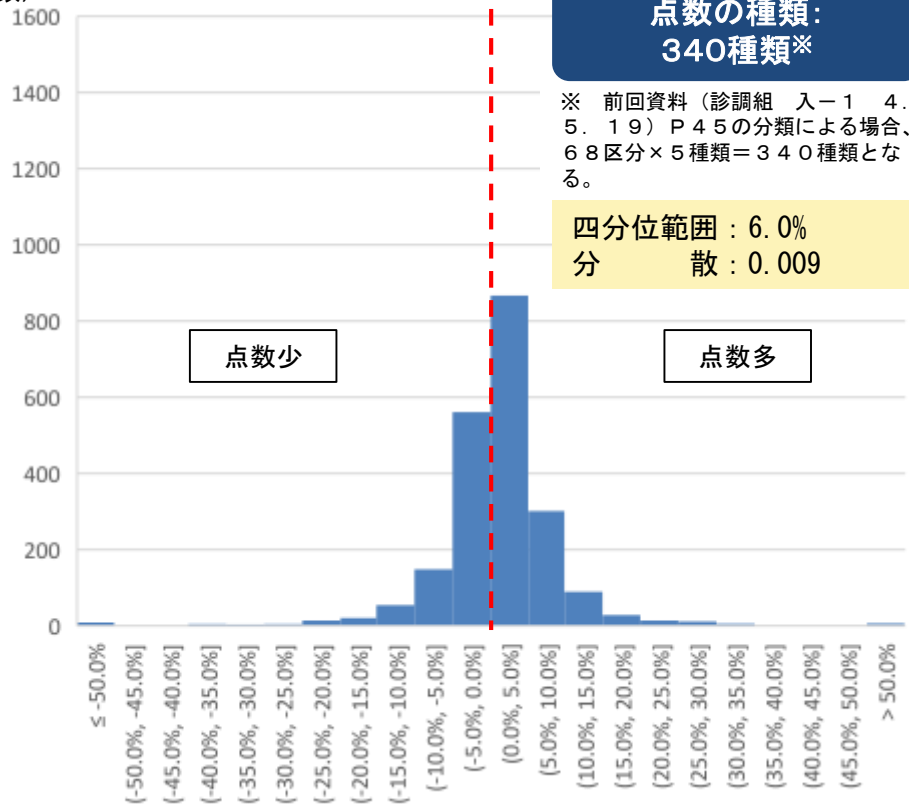
医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(2)

中医協 総-3-1
4 . 6 . 1 5

モデル②-1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②-1	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	5種類の点数を設定

(施設数)



(乖離率)

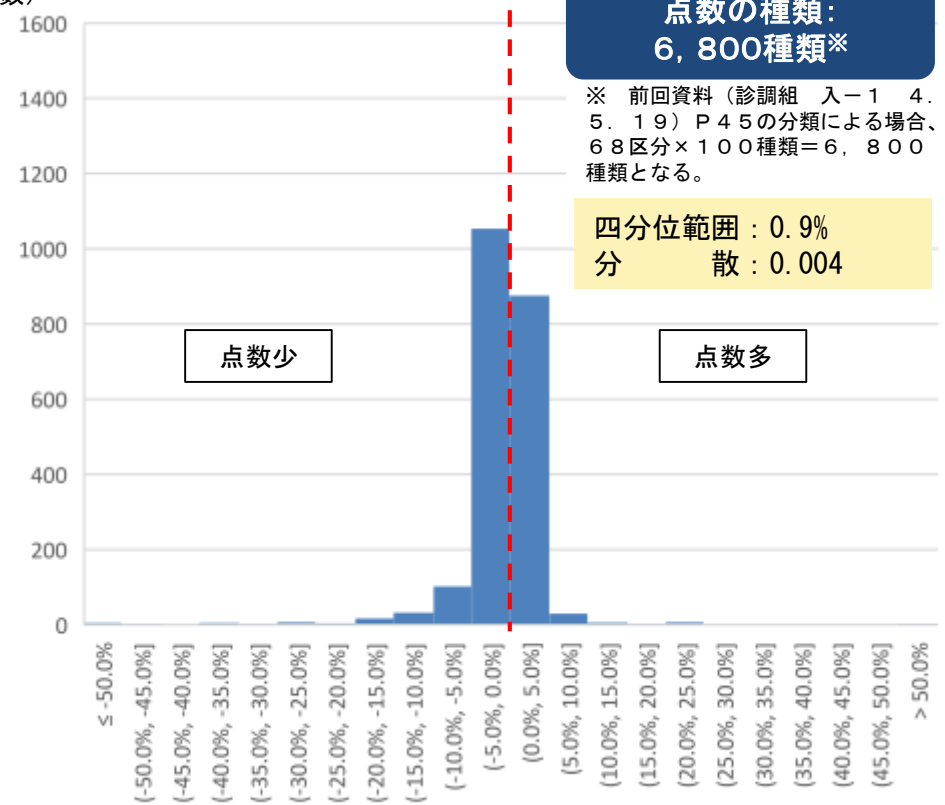
※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額） - 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

モデル②-2の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②-2	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(乖離率)

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(2)(1.0%単位)

モデル②－１の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②－１	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	5種類の点数を設定

(施設数)



(乖離率)

※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額）－ 100%」により算出
 ※ 赤点線は、0%の位置を表す

モデル②－２の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②－２	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(乖離率)

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(2)(乖離額)

モデル②－１の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②－１	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	５種類の点数を設定

(施設数)

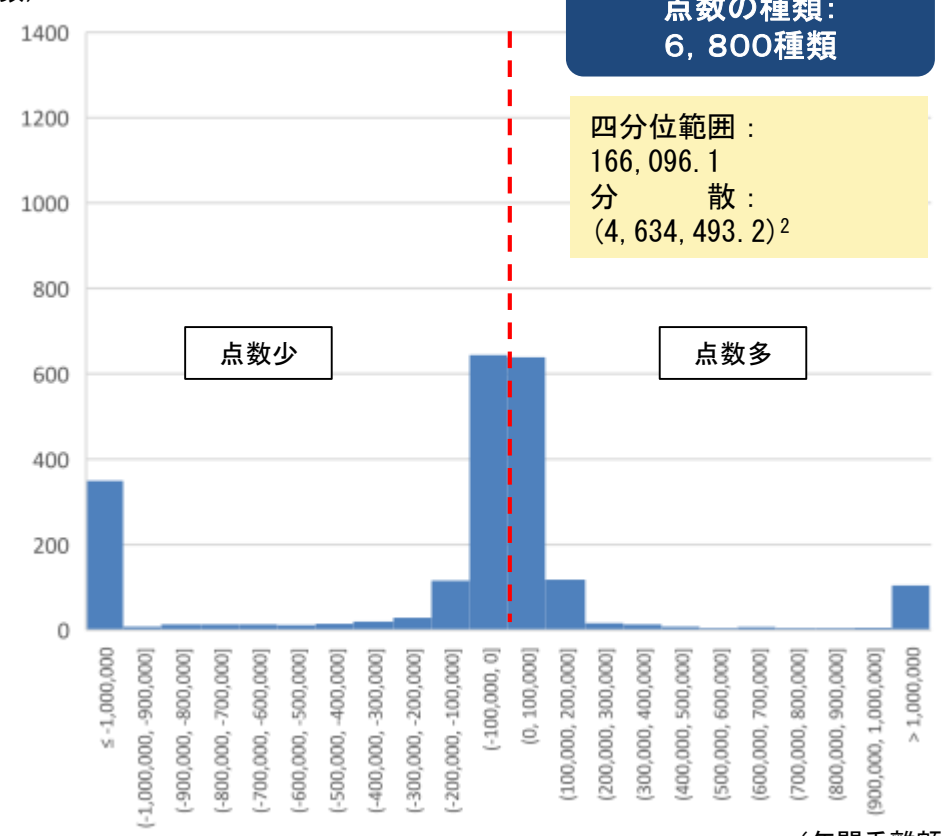


※ 年間乖離額は、「それぞれの方法に基づく算定金額合計 － 賃上げ必要金額」により算出
 ※ 赤点線は、０円の位置を表す

モデル②－２の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②－２	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(3)

中医協 総-3-1
4 . 6 . 1 5

モデル③-1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③-1	外来部門	初再診料	5種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	5種類の点数を設定

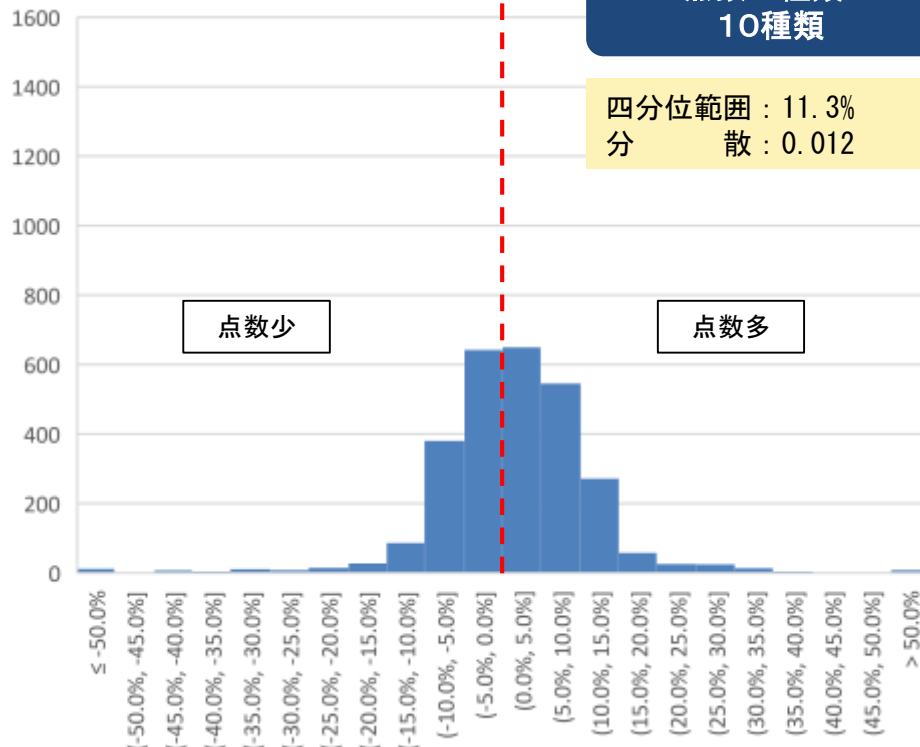
モデル③-2の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③-2	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)

点数の種類:
10種類

四分位範囲: 11.3%
分散: 0.012

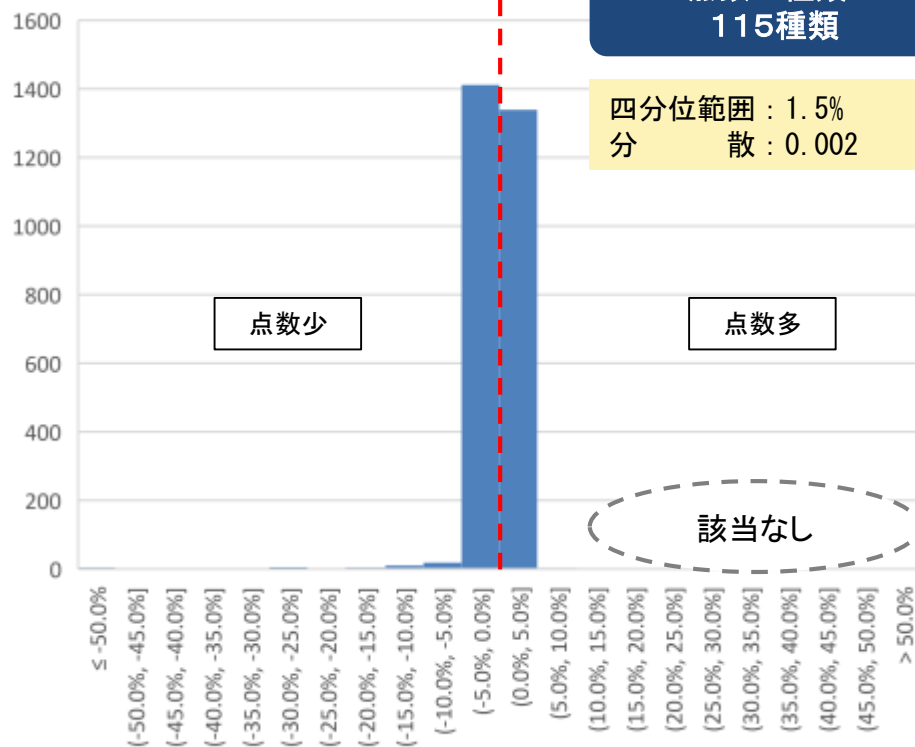


(乖離率)

(施設数)

点数の種類:
115種類

四分位範囲: 1.5%
分散: 0.002



(乖離率)

※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額） - 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(3)(1.0%単位)

モデル③ー1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー1	外来部門	初再診料	5種類の点数を設定
	外来部門以外(病棟・手術室・その他)	入院料	5種類の点数を設定

(施設数)

点数の種類:
10種類

四分位範囲: 11.3%
分散: 0.012



(乖離率)

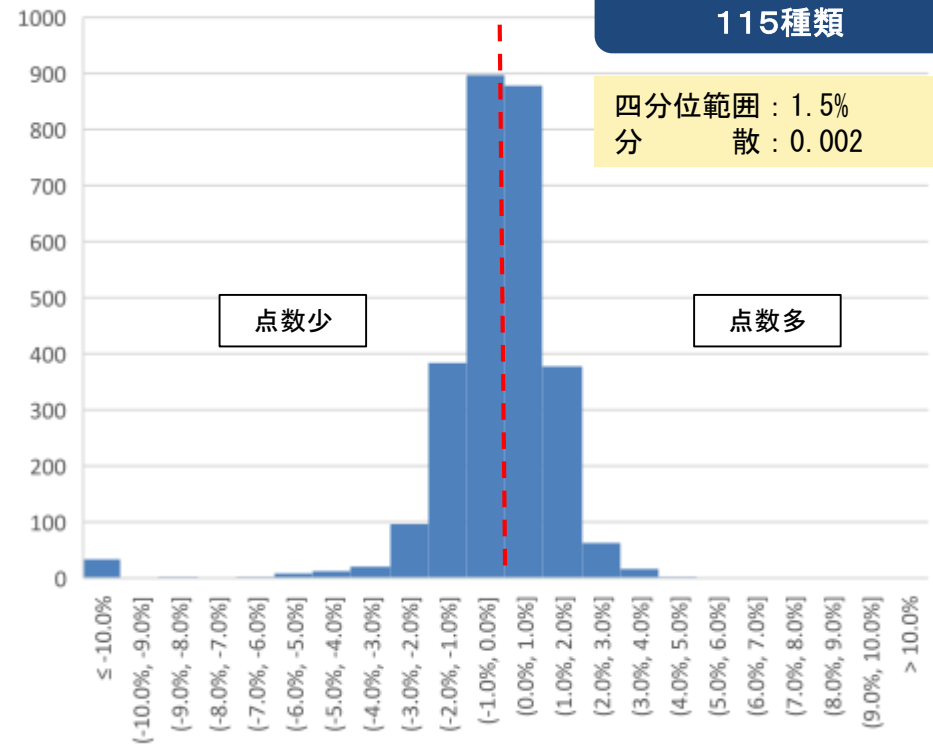
モデル③ー2の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー2	外来部門	初再診料	細分化(15種類)した点数を設定
	外来部門以外(病棟・手術室・その他)	入院料	細分化(100種類)した点数を設定

(施設数)

点数の種類:
115種類

四分位範囲: 1.5%
分散: 0.002



(乖離率)

※ 乖離率は、「(それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額) - 100%」により算出

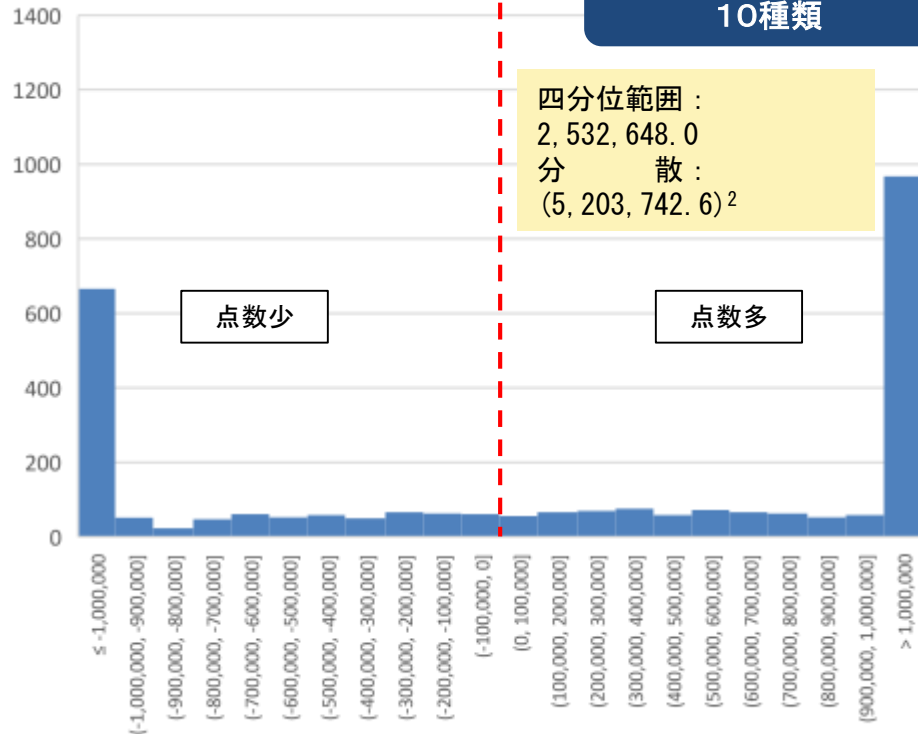
※ 赤点線は、0%の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(3)(乖離額)

モデル③－１の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③－１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	５種類の点数を設定

(施設数)

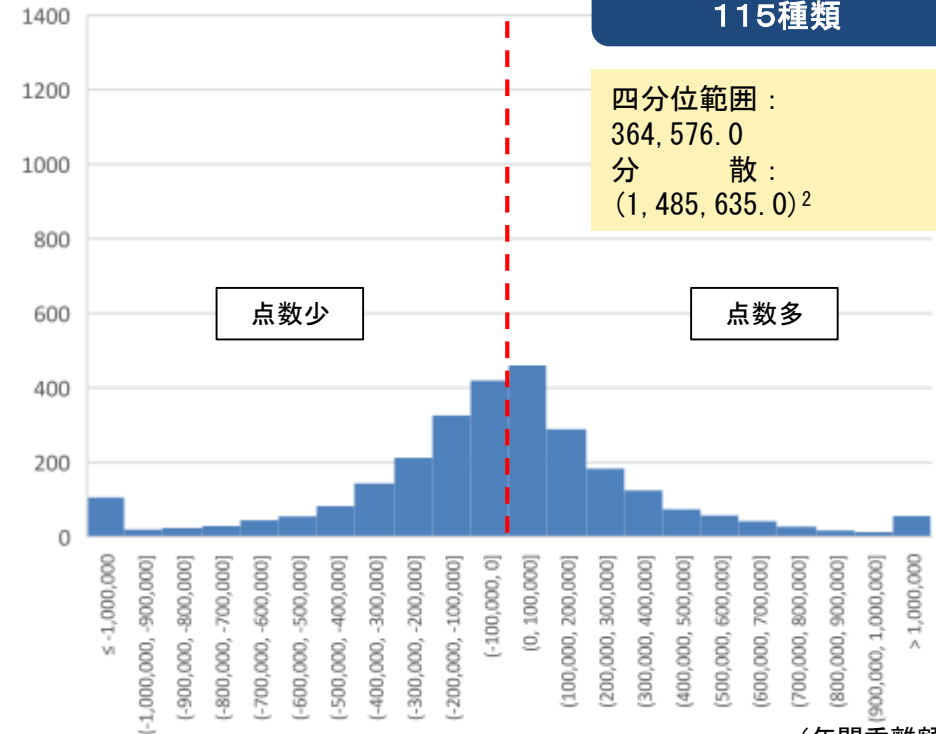


(年間乖離額)

モデル③－２の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③－２	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(年間乖離額)

※ 年間乖離額は、「それぞれの方法に基づく算定金額合計－賃上げ必要金額」により算出

※ 赤点線は、０円の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(4)

中医協 総-3-1
4 . 6 . 1 5

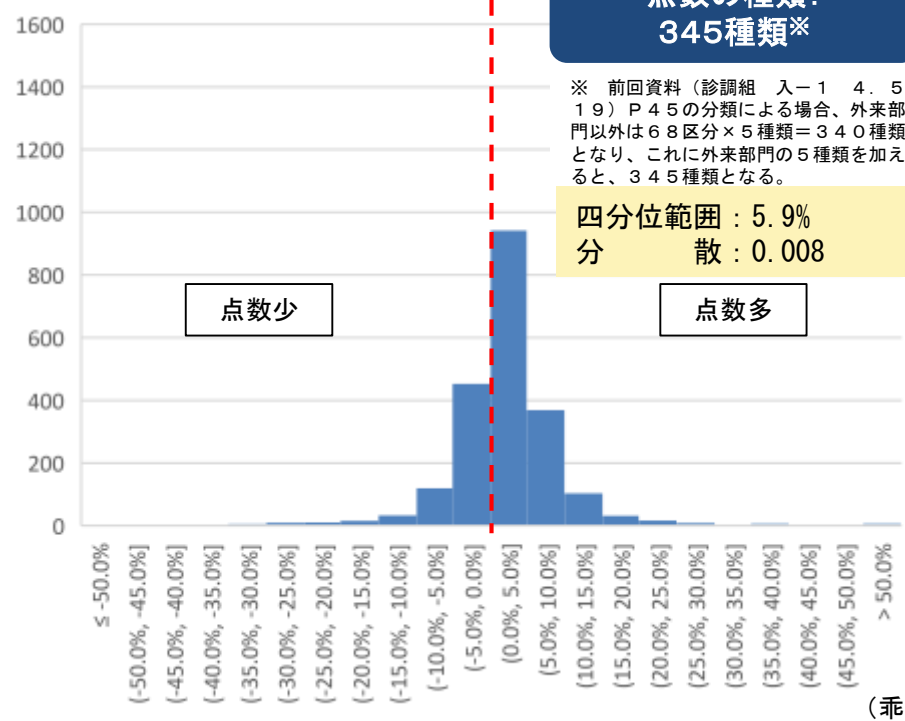
モデル④-1の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④-1	外来部門	初再診料	5種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	5種類の点数を設定

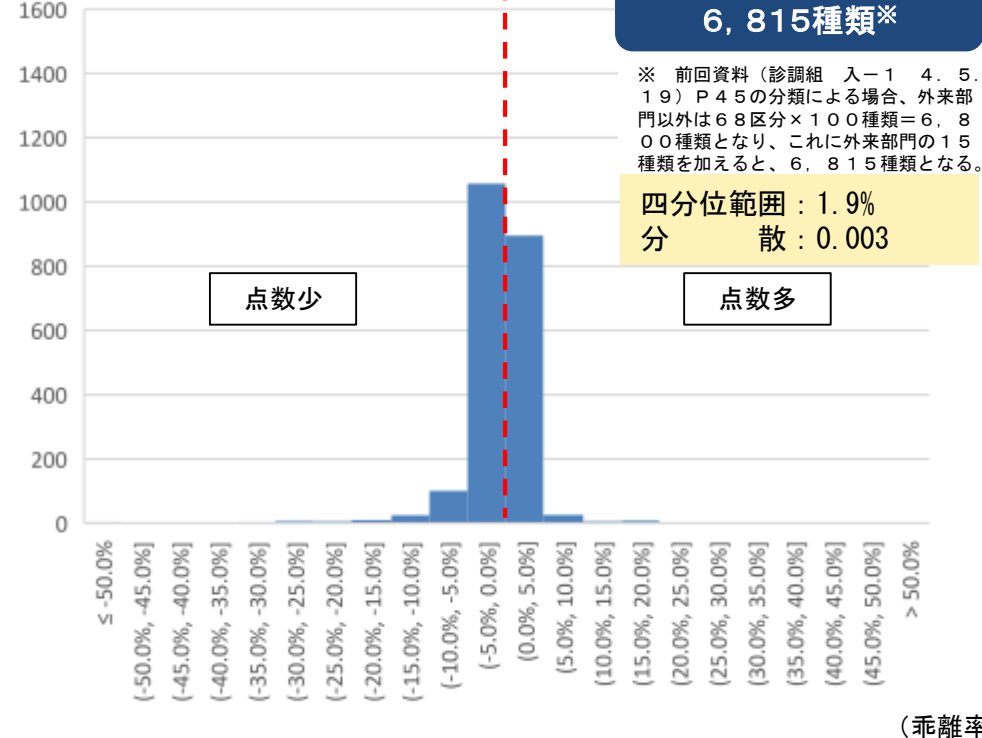
モデル④-2の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④-2	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(施設数)



(施設数)



※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額） - 1 0 0 %」により算出
 ※ 赤点線は、0 %の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(4)(1.0%単位)

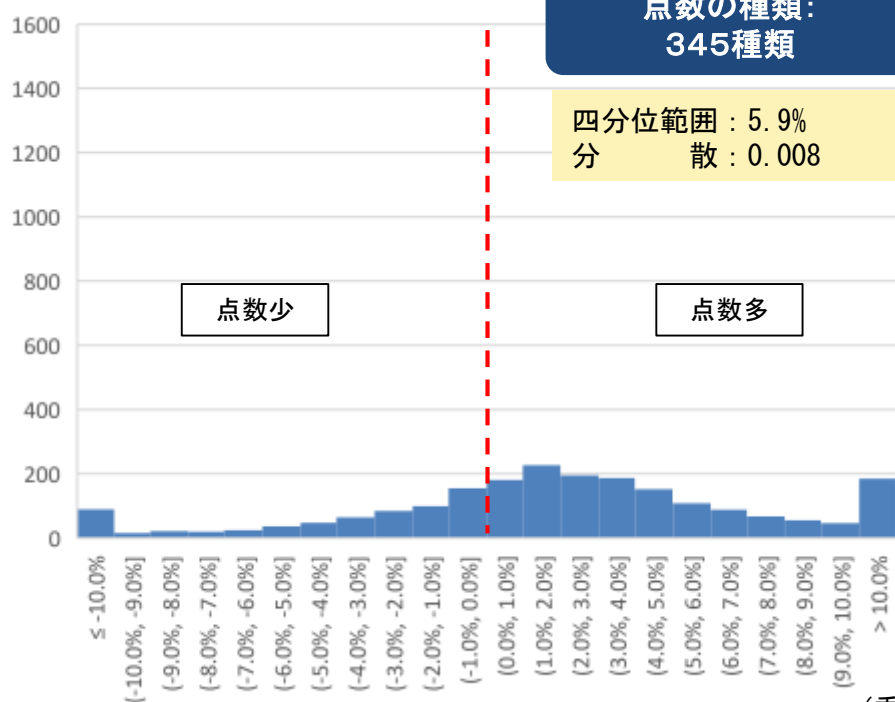
モデル④－１の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	５種類の点数を設定

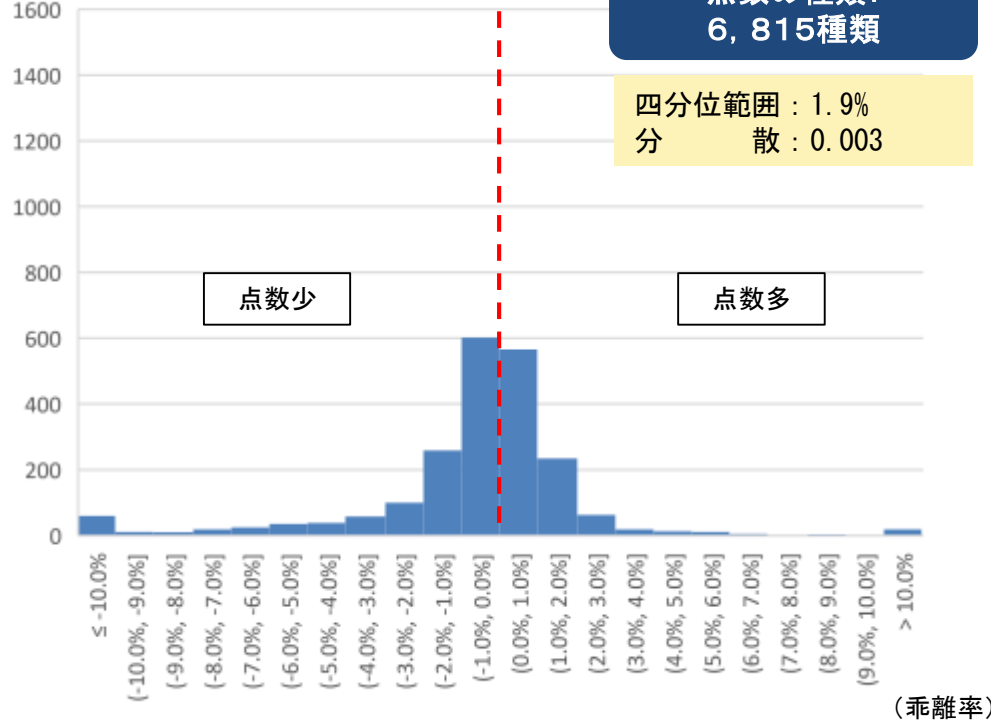
モデル④－２の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－２	外来部門	初再診料	細分化（１５種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（１００種類）した点数を設定

(施設数)



(施設数)



※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額）－ 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況(4)(乖離額)

モデル④－１の場合の乖離額

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	５種類の点数を設定

モデル④－２の場合の乖離額

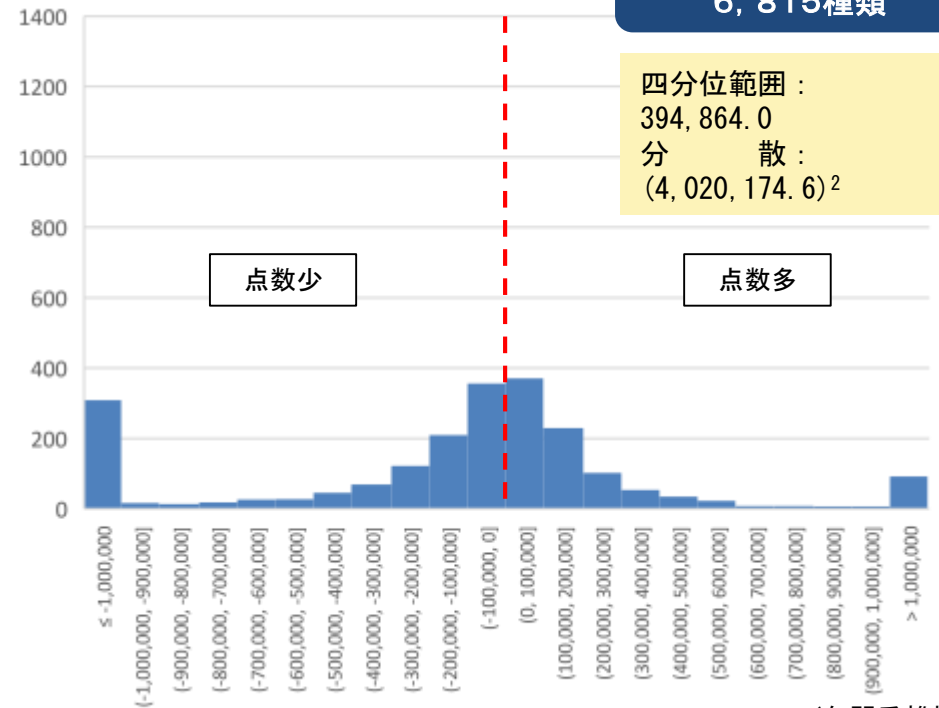
モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－２	外来部門	初再診料	細分化（１５種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（１００種類）した点数を設定

(施設数)



(年間乖離額)

(施設数)



(年間乖離額)

※ 年間乖離額は、「それぞれの方法に基づく算定金額合計－賃上げ必要金額」により算出

※ 赤点線は、０円の位置を表す

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について

1－1 乖離に係る分析について

1－2 点数設定における乖離の状況について

2. 特別調査について

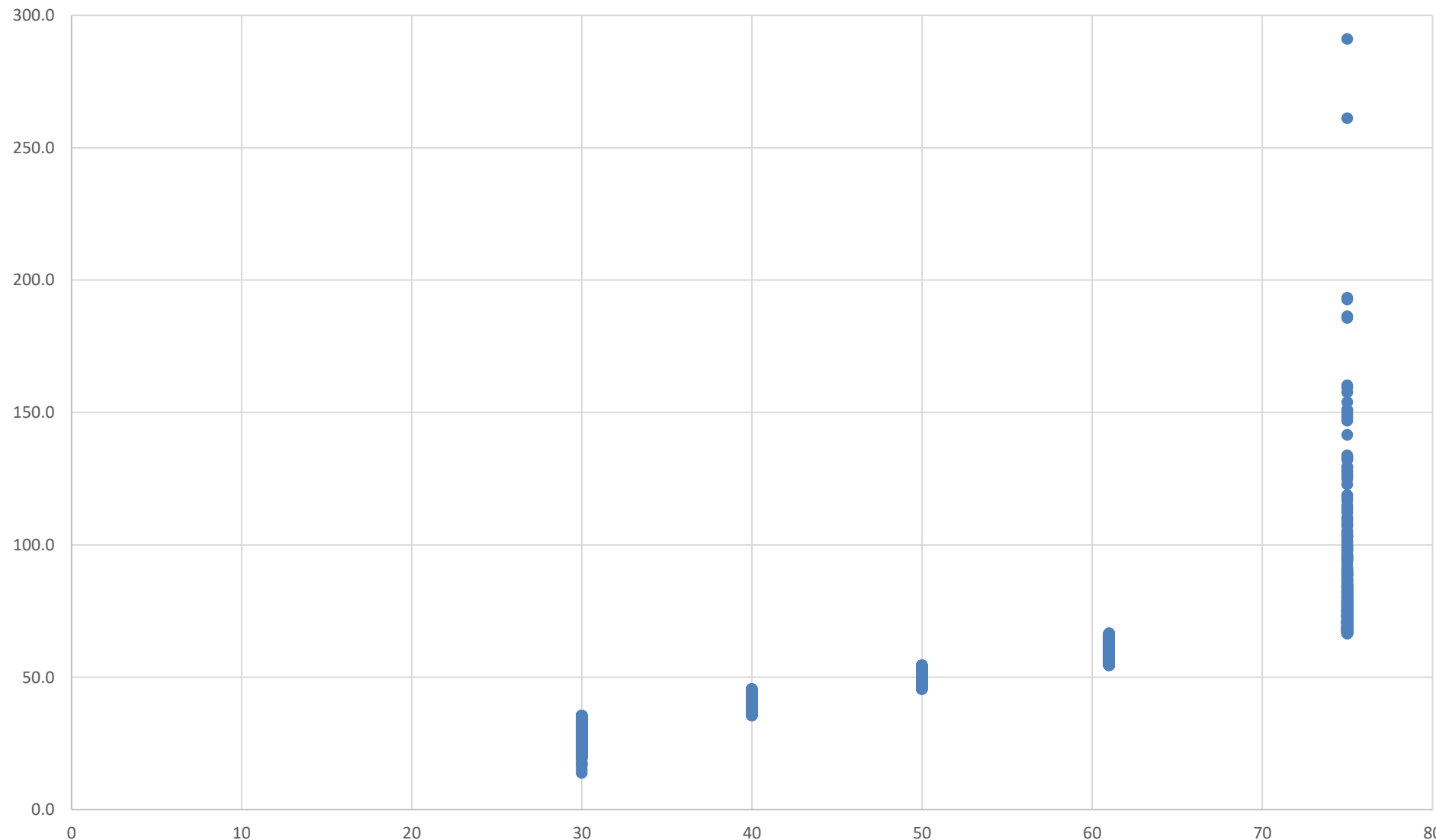
3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて

4. 高い必要点数となる医療機関について

モデル①ー１の場合の散布図

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー１	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	５種類の点数を設定

（必要となる点数）



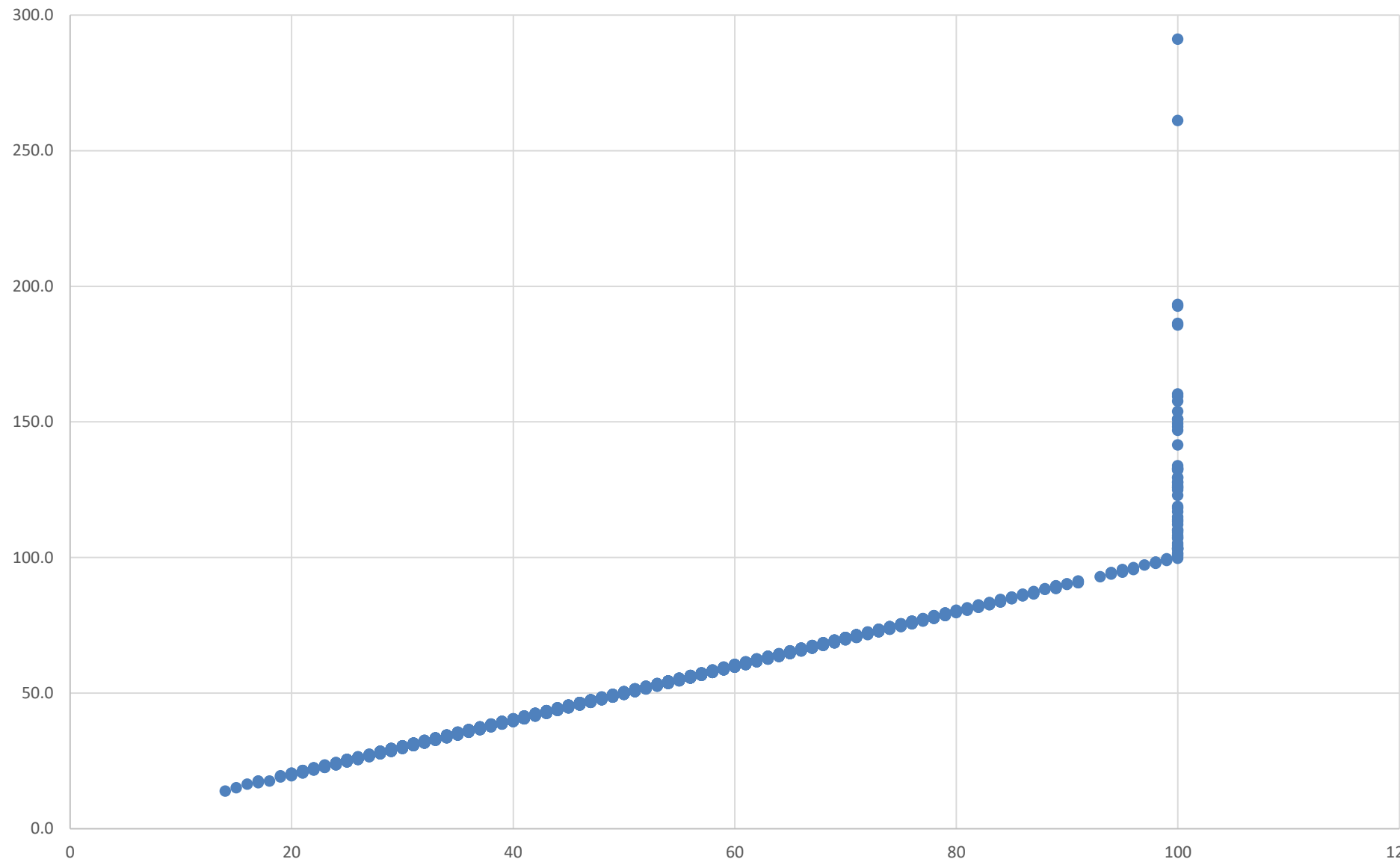
（本モデルを用いた場合の点数）

※ 必要となる点数が３００点超の施設（７件）については、省略

モデル①ー2の場合の散布図

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー2	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

（必要となる点数）



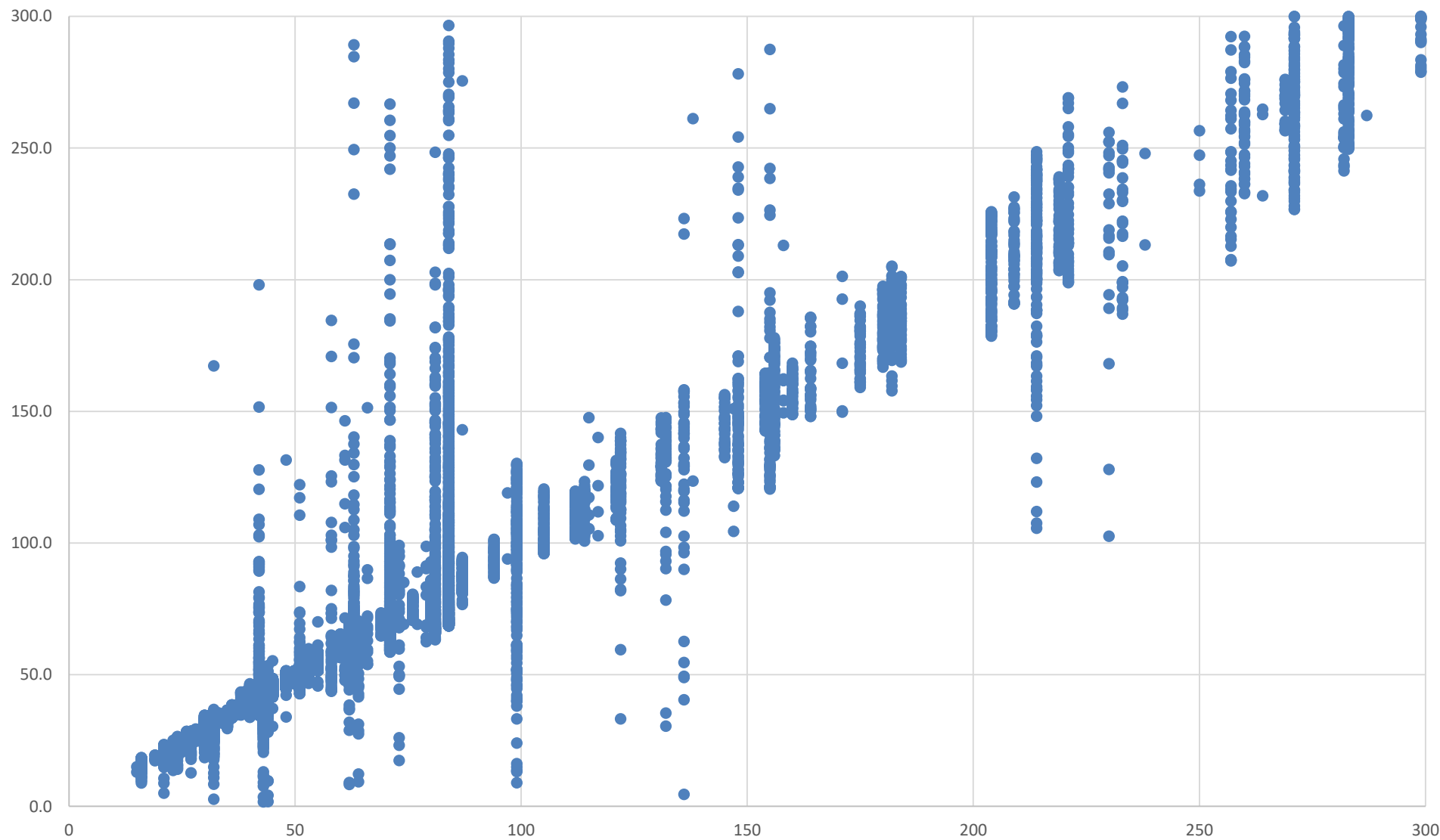
※ 必要となる点数が300点超の施設（7件）については、省略

（本モデルを用いた場合の点数） **30**

モデル②ー1の場合の散布図

(必要となる点数)

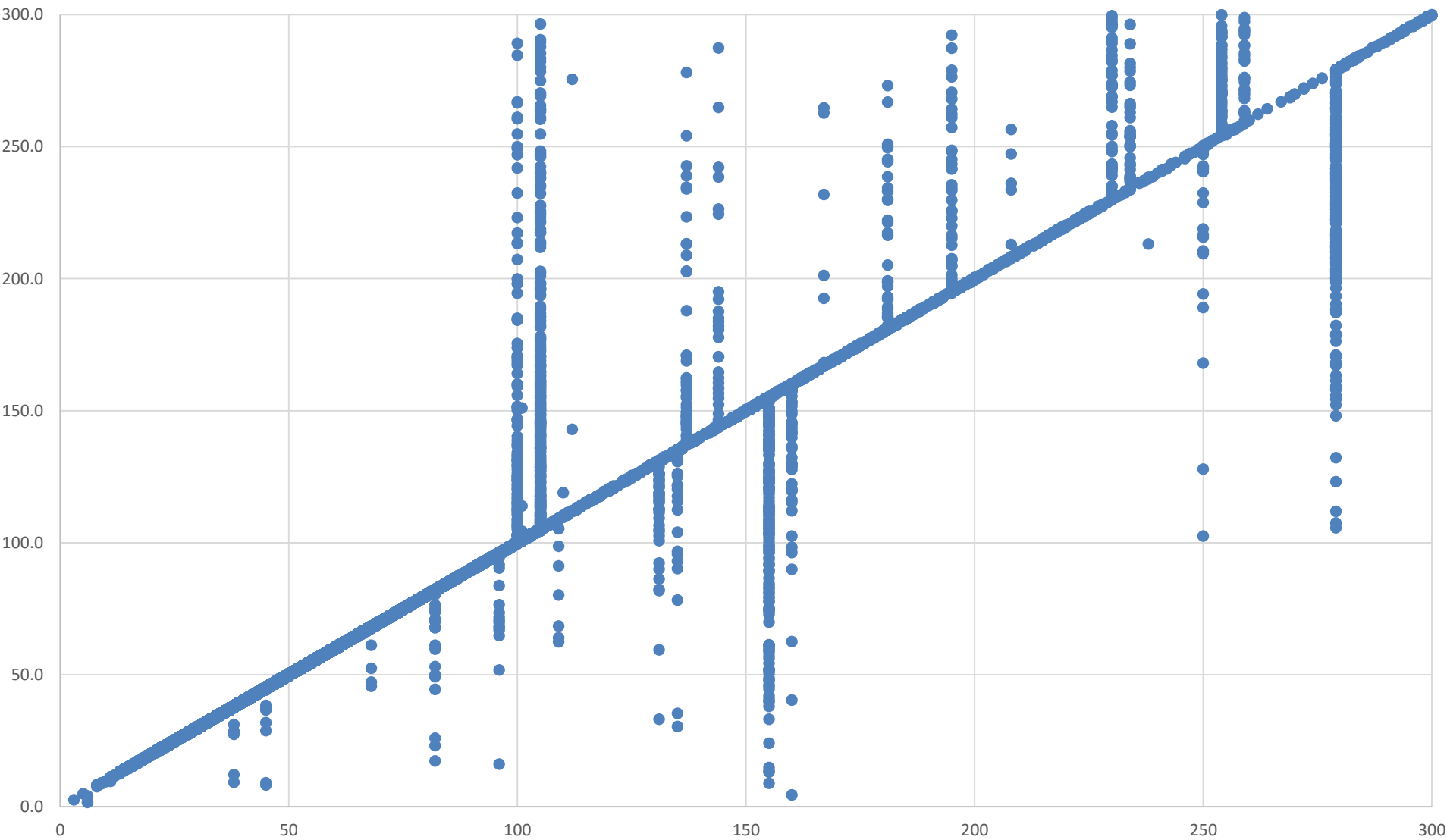
モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②ー1	全ての部門（病棟単位として計算） ※ 病棟部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	5種類の点数を設定



モデル②ー2の場合の散布図

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
②ー2	全ての部門（病棟単位として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

（必要となる点数）



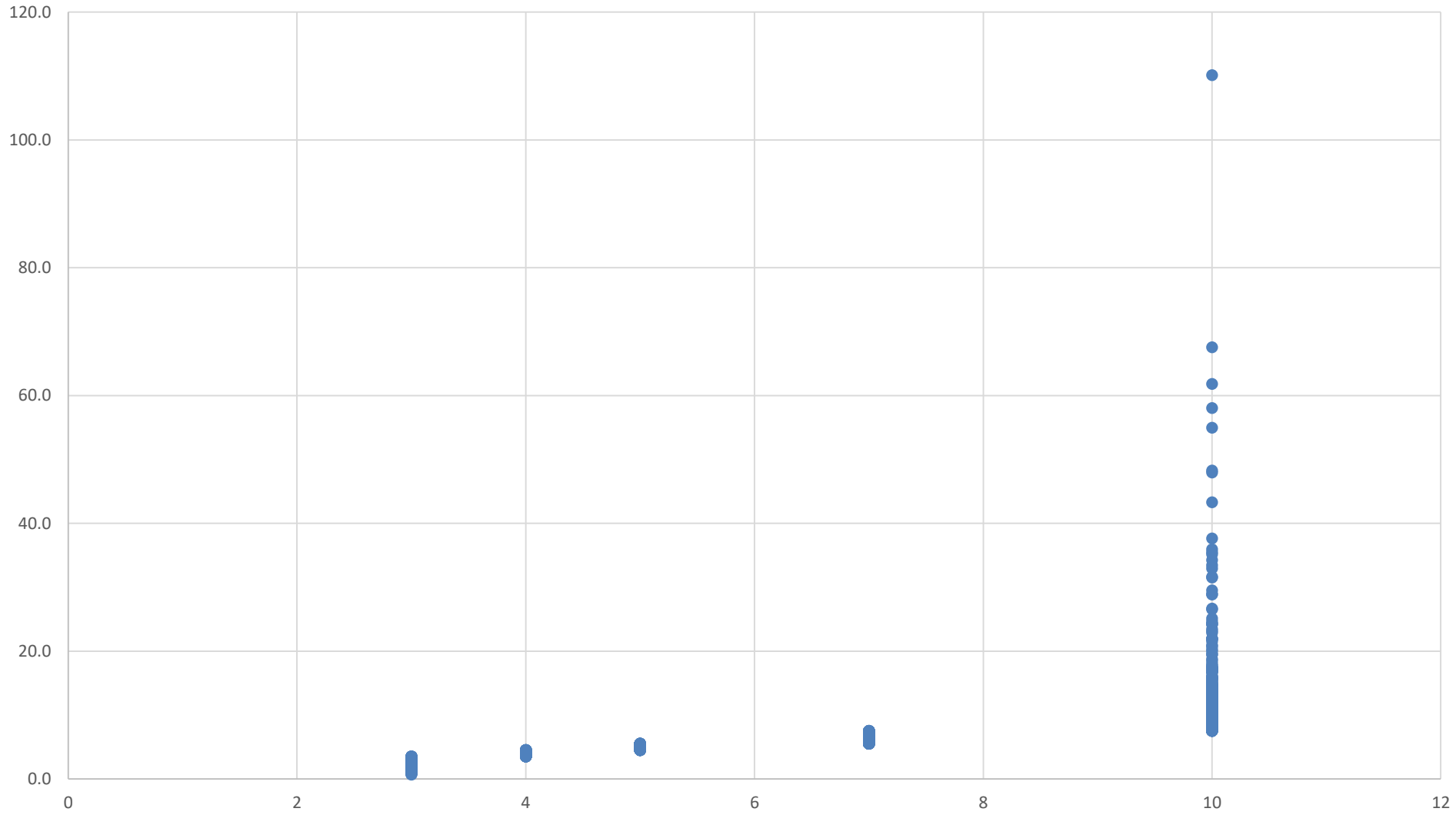
※ 必要となる点数が300点超の病棟（854件）については、省略
※ 本モデルを用いた場合の点数が300点超の病棟（445件）については、省略

（本モデルを用いた場合の点数）

モデル③ー1の場合の 散布図(外来部門)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー1	外来部門	初再診料	5種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	5種類の点数を設定

(必要となる点数)

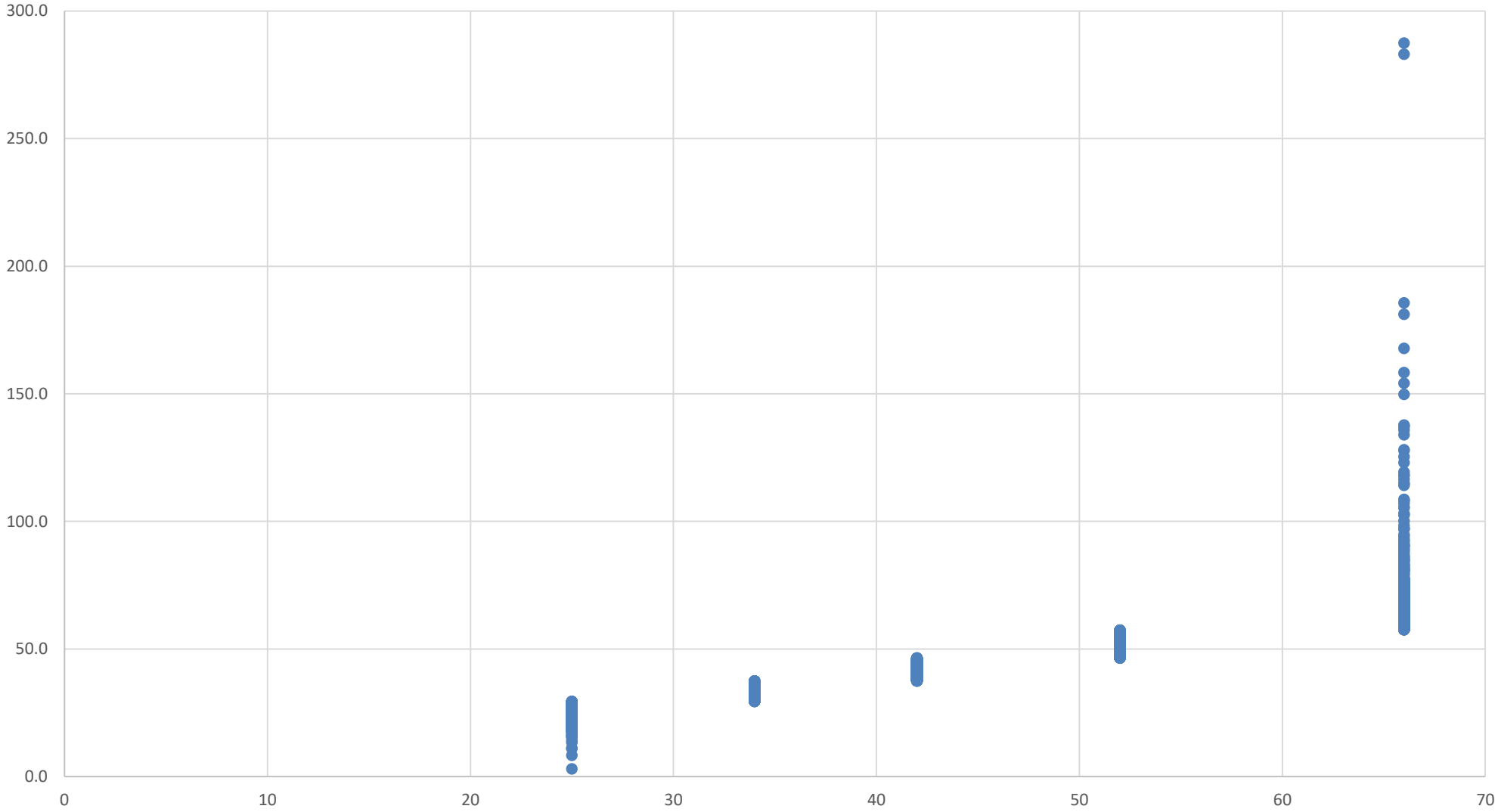


(本モデルを用いた場合の点数)

モデル③ー１の場合の 散布図（外来部門以外）

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	５種類の点数を設定

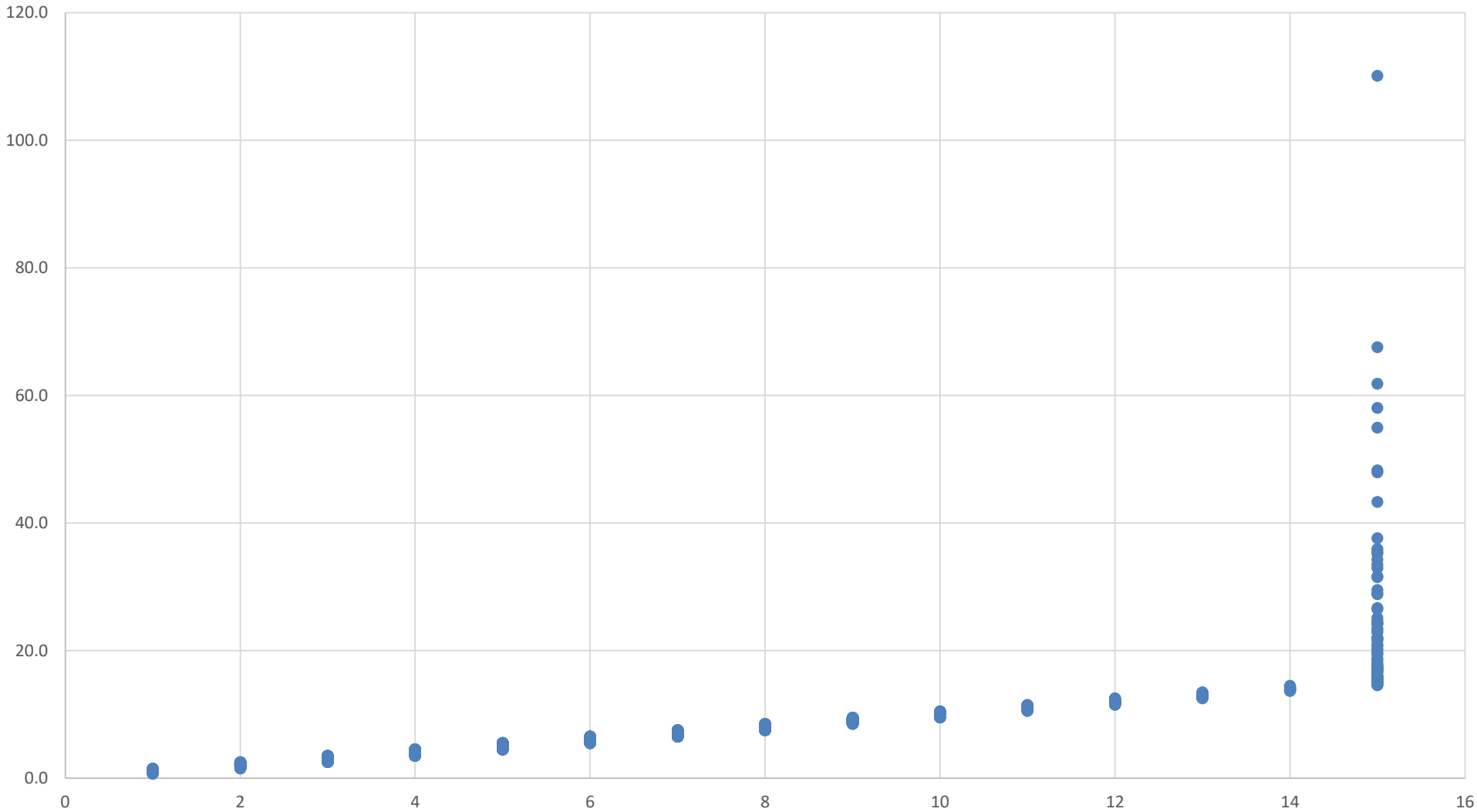
（必要となる点数）



モデル③ー2の場合
散布図(外来部門)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー2	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

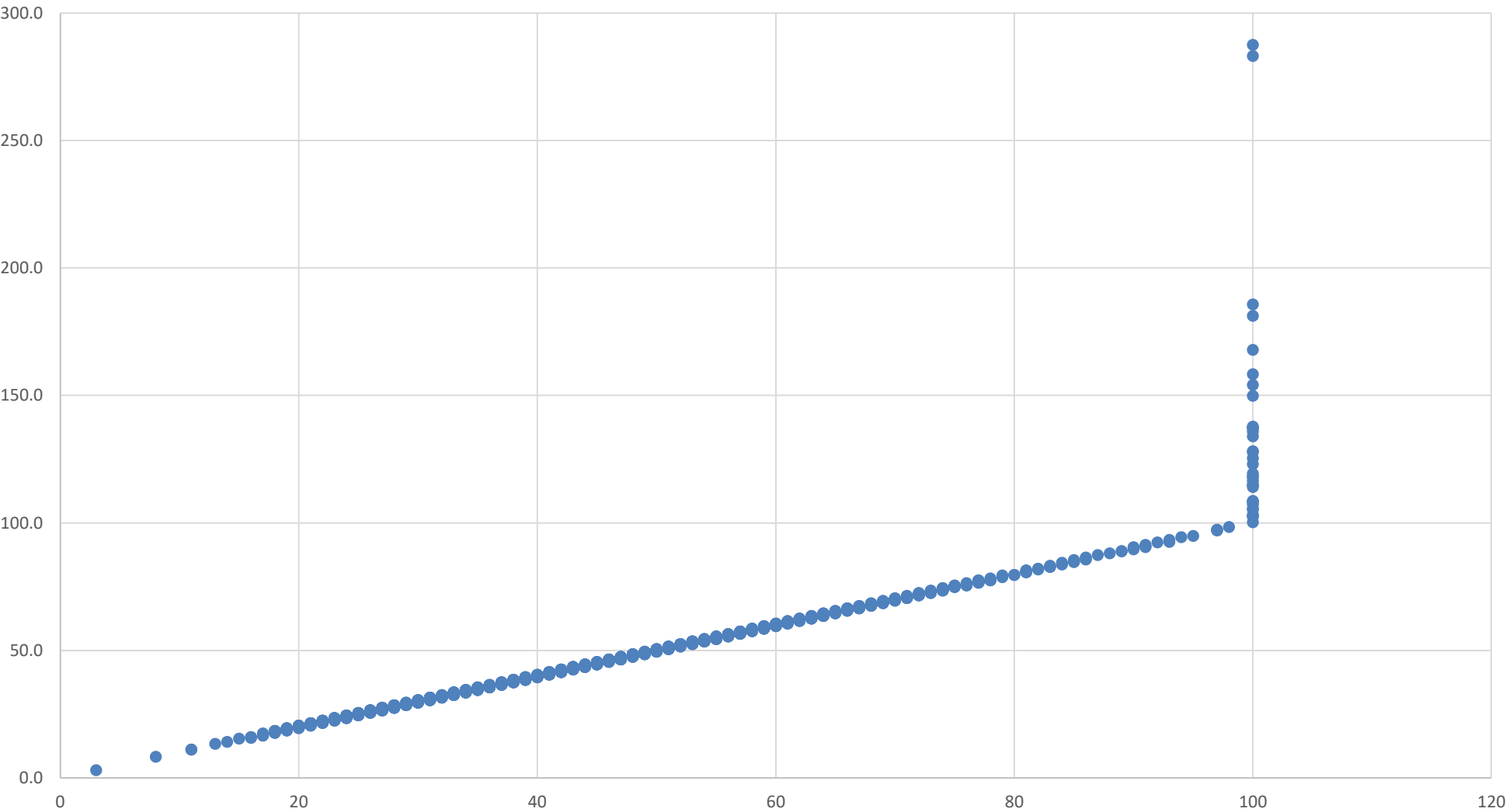
(必要となる点数)



モデル③ー2の場合
散布図(外来部門以外)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー2	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

(必要となる点数)



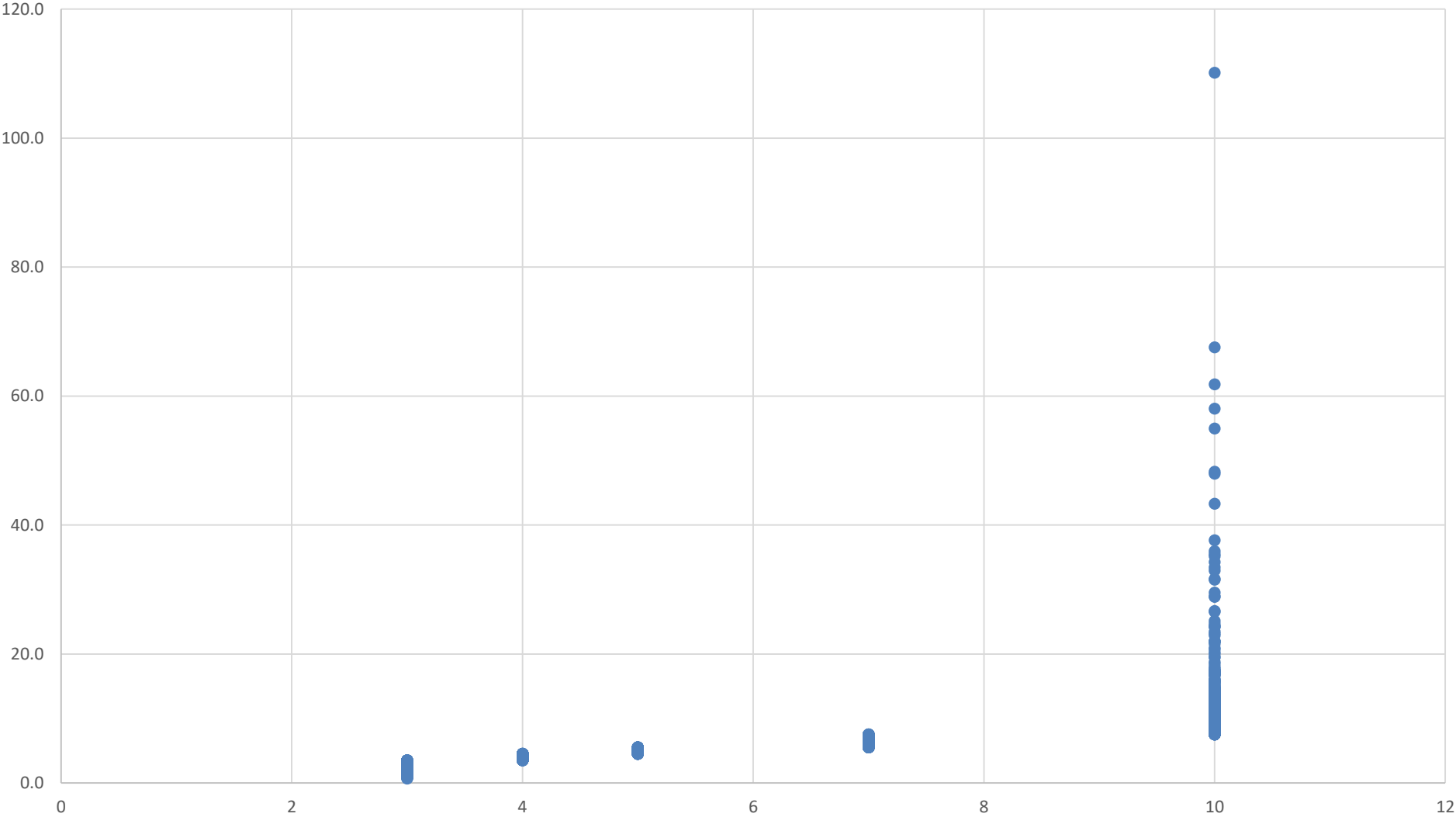
(本モデルを用いた場合の点数)

※ 必要となる点数が300点超の施設（3件）については、省略

モデル④ー１の場合の散布図
（外来部門・モデル③ー１の再掲）

（必要となる点数）

モデル	対象職員	対象となる 基本診療料項目	点数のバリエーション
④ー１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	５種類の点数を設定

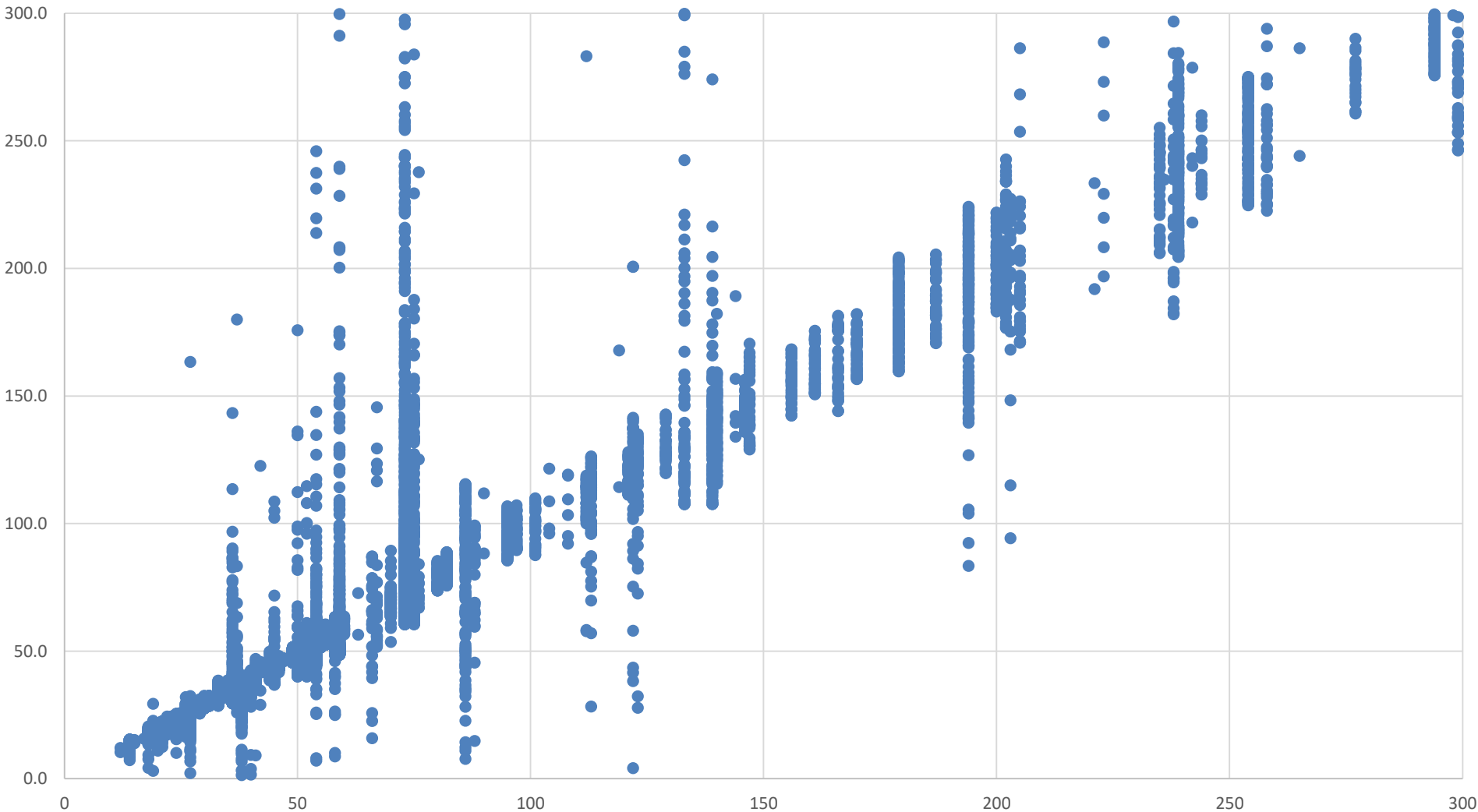


（本モデルを用いた場合の点数）

モデル④ー１の場合の
散布図(外来部門以外)

モデル	対象職員	対象となる 基本診療料項目	点数のバリエーション
④ー１	外来部門	初再診料	５種類の点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）（病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	５種類の点数を設定

(必要となる点数)

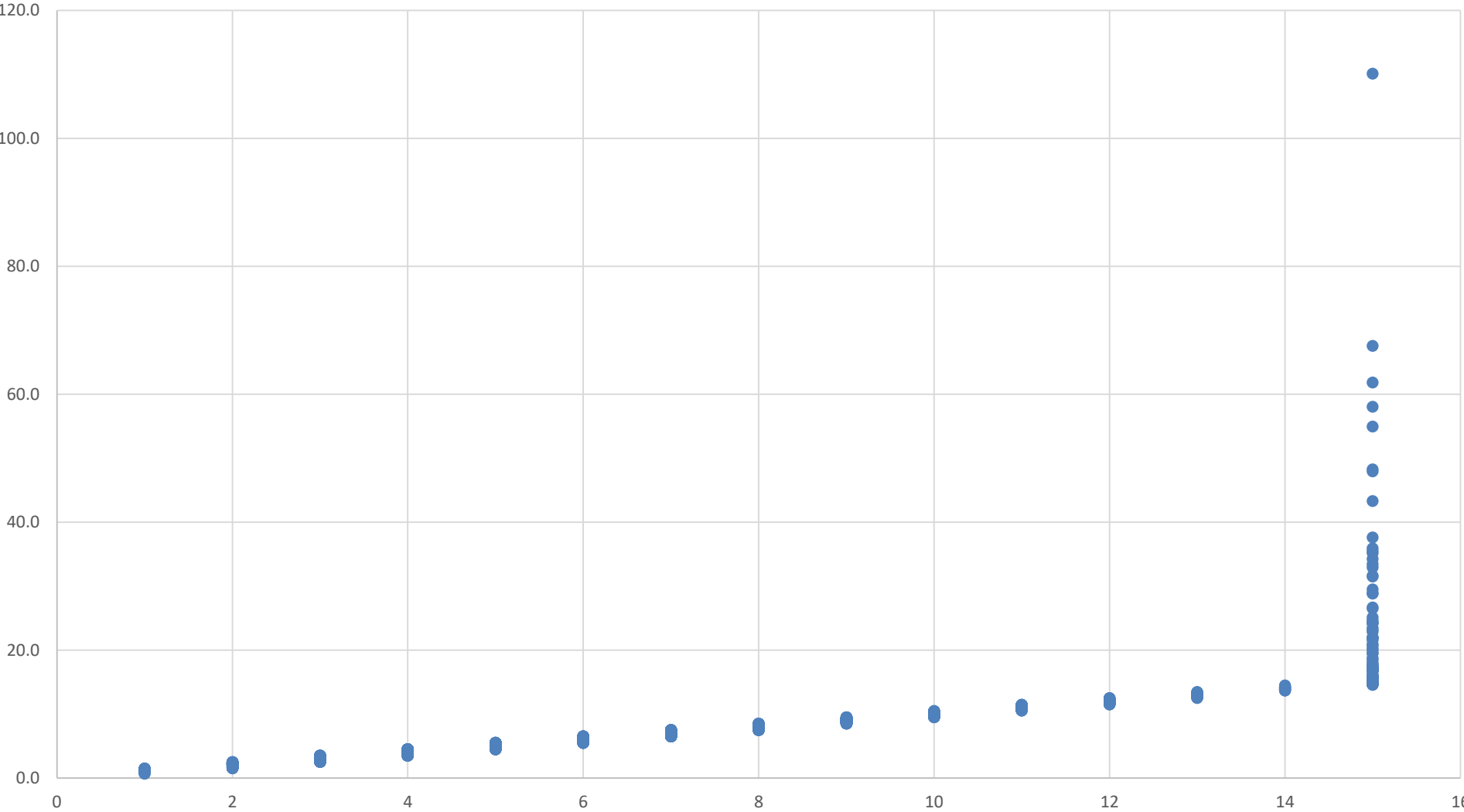


※ 必要となる点数が３００点超の病棟（６４８件）については、省略
※ 本モデルを用いた場合の点数が３００点超の病棟（４７２件）については、省略

モデル④－２の場合の散布図
（外来部門・モデル③－２の再掲）

（必要となる点数）

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－２	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他） （病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に 按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

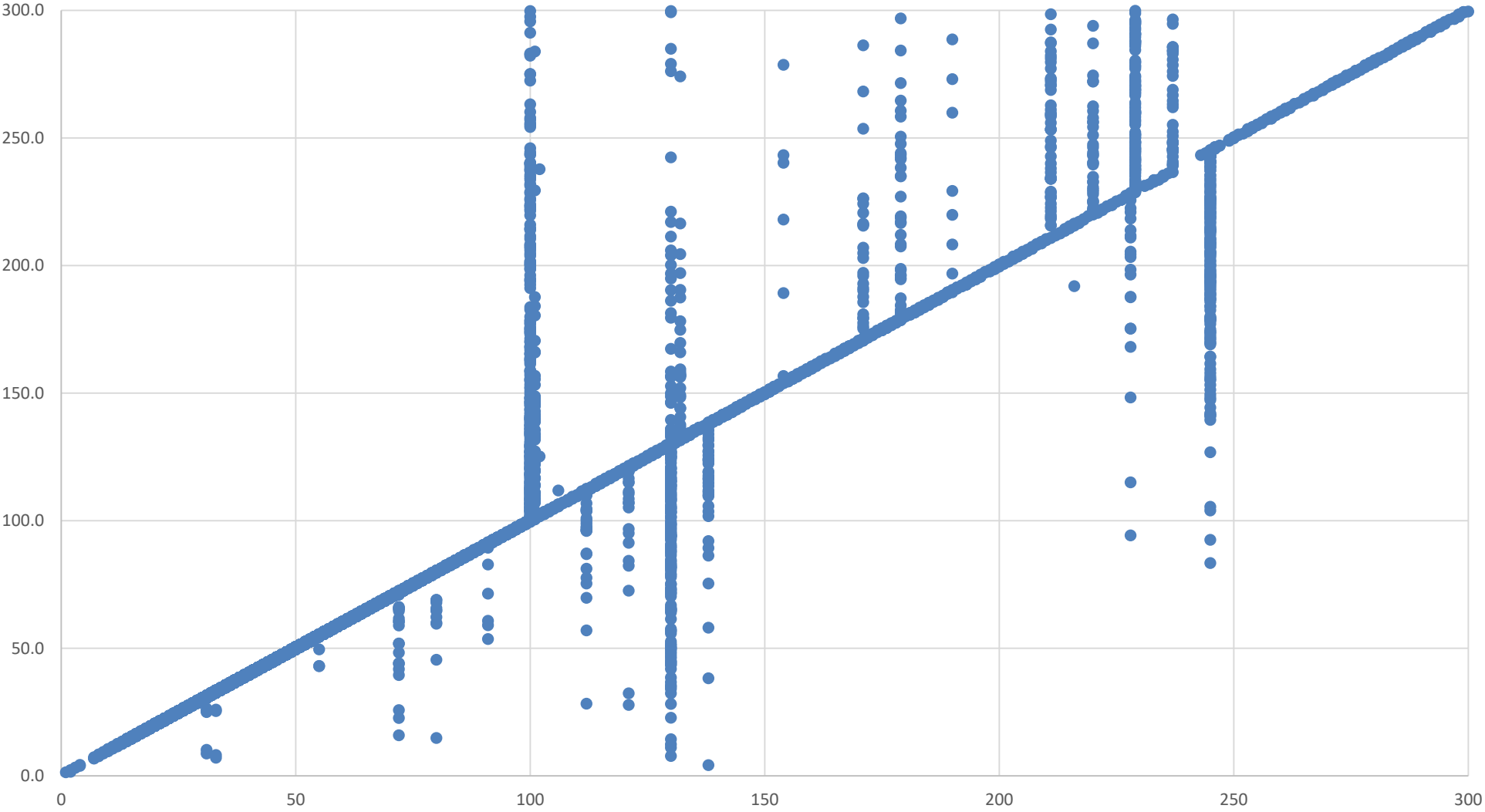


（本モデルを用いた場合の点数）

モデル④－２の場合の
散布図(外来部門以外)

(必要となる点数)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
④－２	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他） （病棟単位として計算） ※ 病棟及び外来部門以外の看護職員数については、病棟部門の看護職員の割合に応じて各病棟に按分計上	入院料	細分化（100種類）した点数を設定



※ 必要となる点数が300点超の病棟（648件）については、省略
※ 本モデルを用いた場合の点数が300点超の病棟（333件）については、省略

(本モデルを用いた場合の点数)

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について

1－1 乖離に係る分析について

1－2 点数設定における乖離の状況について

2. 特別調査について

3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて

4. 高い必要点数となる医療機関について

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査の概要

1. 調査対象

以下のいずれかに該当する医療機関

- ①救急搬送件数200台／年以上の医療機関
- ②三次救急を担う医療機関

※ 令和2年度 病床機能報告データにより抽出

2. 調査期間

令和4年5月20日(金)～6月10日(金)

3. 調査内容

○ 病床数・人員配置等(令和3年7月1日及び令和4年5月1日時点)

- ・許可病床数、病棟数
- ・病棟・治療室ごとの届出入院料
- ・部門(病棟部門・手術室・外来部門・その他)別の看護職員(看護師、准看護師、保健師、助産師)数

○ 患者の受入状況等(令和3年度)

- ・年間の在棟患者延べ数、新規入棟患者数、外来患者延べ数
- ・年間の救急搬送件数

○ その他

- ・救急医療管理加算の届出有無(令和4年5月1日時点)

4. 調査の方法

対象施設に調査票を配布し、対象施設の事務担当者が自ら調査票又はWEBフォームに記入

5. 有効回答率・回答率

回答率 62.3%(1,753施設／2,812施設)

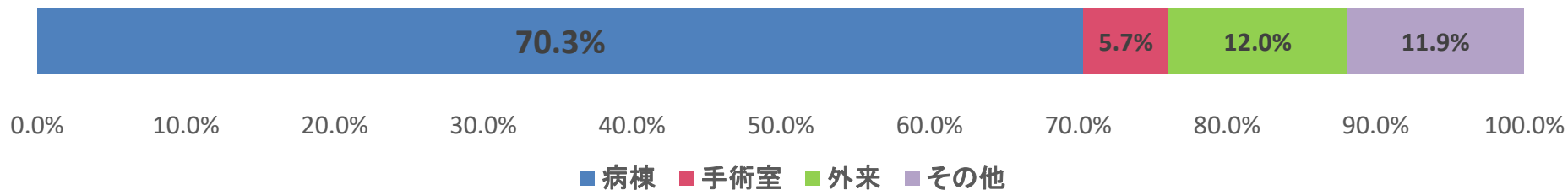
有効回答率 58.0%(1,631施設※／2,812施設)

※ 有効回答数は、看護職員の処遇改善の対象となり得る医療機関に該当すると回答した施設数

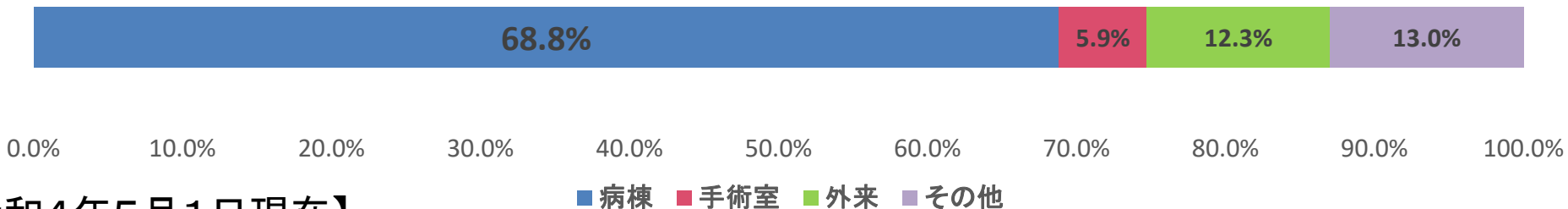
部門別の看護職員の所属割合(特別調査)

○ 対象病院全体での部門別の看護職員の所属の割合は、以下のとおり。

【参考：令和2年7月1日現在(令和2年度 病床機能報告)】



【令和3年7月1日現在】



【令和4年5月1日現在】



令和2年度病床機能報告又は令和4年度看護師の処遇改善に係る特別調査をもとに保険局医療課において作成

※ 対象病院については、有床診療所を含む（以下同じ。）。

※ 「その他の部門」は、例えば、透析室、外来化学療法室、放射線照射外来室、退院調整部門、薬剤部門、リハビリ部門、訪問看護の部門、医事部門、管理部門、健診（人間ドック）部門が該当

※ 複数の部門を兼務している職員については、専ら当該部署で業務を行っている（勤務時間の概ね8割以上を当該部門で勤務する）部門に計上され、それ以外は外来部門に計上される。

【出典】令和2年度 病床機能報告（看護職員数：令和2年7月1日時点）

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査（看護職員数：令和3年7月1日時点、令和4年5月1日時点）

対象病院における入院料の届出状況(特別調査)(1)

○ 対象病院における病棟について、各入院料の届出状況(届出病棟の件数・対象病院における全病棟に占める割合)は、以下のとおり。

入院料	R 4 特別調査		(参考) R 2 病床機能報告		入院料	R 4 特別調査		(参考) R 2 病床機能報告	
	件数	割合	件数	割合		件数	割合	件数	割合
急性期一般入院料 1	4,736	43.1%	7,298	39.8%	精神病棟18対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
急性期一般入院料 2	162	1.5%	264	1.4%	精神病棟20対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
急性期一般入院料 3	5	0.0%	3	0.0%	精神病棟特別入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
急性期一般入院料 4	736	6.7%	1,154	6.3%	特定機能病院一般病棟 7 対 1 入院基本料	909	8.3%	1,321	7.2%
急性期一般入院料 5	132	1.2%	557	3.0%	特定機能病院一般病棟10対 1 入院基本料	0	0.0%	10	0.1%
急性期一般入院料 6	74	0.7%	218	1.2%	特定機能病院結核病棟 7 対 1 入院基本料	3	0.0%	0	0.0%
急性期一般入院料 7	23	0.2%	72	0.4%	特定機能病院結核病棟10対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
地域一般入院料 1	37	0.3%	103	0.6%	特定機能病院結核病棟13対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
地域一般入院料 2	10	0.1%	39	0.2%	特定機能病院結核病棟15対 1 入院基本料	1	0.0%	0	0.0%
地域一般入院料 3	16	0.1%	89	0.5%	特定機能病院精神病棟 7 対 1 入院基本料	7	0.1%	0	0.0%
一般病棟特別入院基本料	4	0.0%	13	0.1%	特定機能病院精神病棟10対 1 入院基本料	13	0.1%	0	0.0%
療養病棟入院料 1	249	2.3%	580	3.2%	特定機能病院精神病棟13対 1 入院基本料	31	0.3%	0	0.0%
療養病棟入院料 2	50	0.5%	134	0.7%	特定機能病院精神病棟15対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
療養病棟特別入院基本料	1	0.0%	5	0.0%	専門病院 7 対 1 入院基本料	37	0.3%	72	0.4%
療養病棟入院基本料「注11」	7	0.1%	0	0.0%	専門病院10対 1 入院基本料	0	0.0%	7	0.0%
結核病棟 7 対 1 入院基本料	30	0.3%	0	0.0%	専門病院13対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%
結核病棟10対 1 入院基本料	15	0.1%	0	0.0%	障害者施設等 7 対 1 入院基本料	35	0.3%	67	0.4%
結核病棟13対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%	障害者施設等10対 1 入院基本料	97	0.9%	231	1.3%
結核病棟15対 1 入院基本料	1	0.0%	0	0.0%	障害者施設等13対 1 入院基本料	13	0.1%	27	0.1%
結核病棟18対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%	障害者施設等15対 1 入院基本料	0	0.0%	9	0.0%
結核病棟20対 1 入院基本料	0	0.0%	0	0.0%	有床診療所入院基本料	5	0.0%	28	0.2%
結核病棟特別入院基本料	0	0.0%	0	0.0%	救命救急入院料 1	128	1.2%	196	1.1%
精神病棟10対 1 入院基本料	29	0.3%	0	0.0%	救命救急入院料 2	13	0.1%	25	0.1%
精神病棟13対 1 入院基本料	51	0.5%	0	0.0%	救命救急入院料 3	57	0.5%	85	0.5%
精神病棟15対 1 入院基本料	57	0.5%	0	0.0%	救命救急入院料 4	58	0.5%	80	0.4%

【出典】令和 2 年度 病床機能報告（届出する入院基本料・特定入院料：令和 2 年 7 月 1 日時点）
令和 4 年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査（届出する入院基本料・特定入院料：令和 4 年 5 月 1 日時点）

対象病院における入院料の届出状況(特別調査)(2)

○ 対象病院における病棟について、各入院料の届出状況(届出病棟の件数・対象病院における全病棟に占める割合)は、以下のとおり。

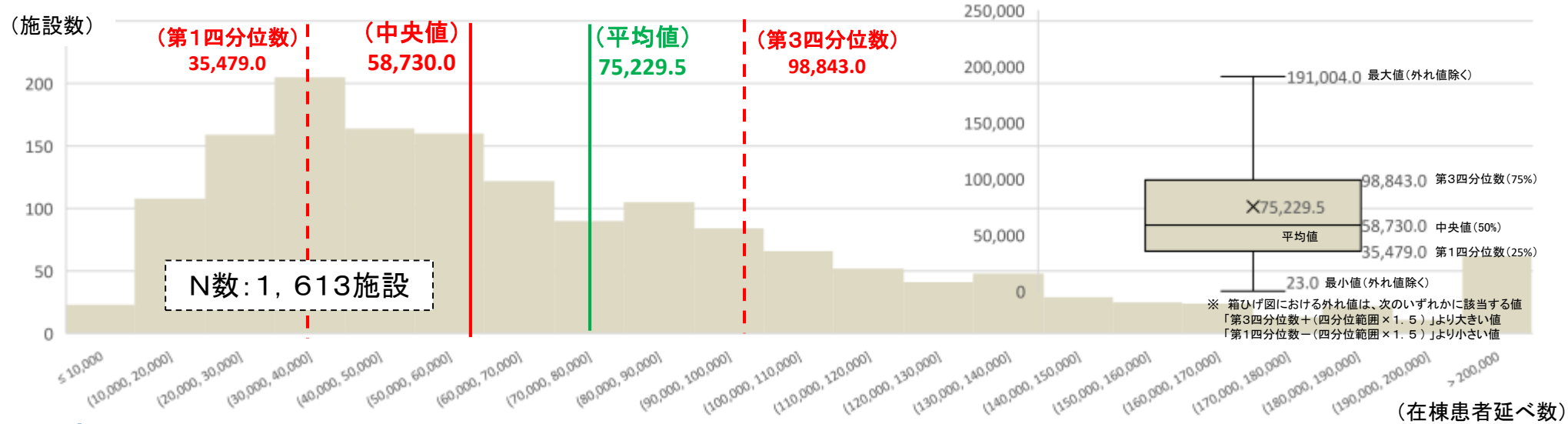
入院料	R 4 特別調査		(参考) R 2 病床機能報告		入院料	R 4 特別調査		(参考) R 2 病床機能報告	
	件数	割合	件数	割合		件数	割合	件数	割合
特定集中治療室管理料 1	115	1.0%	148	0.8%	地域包括ケア病棟入院料 1	228	2.1%	360	2.0%
特定集中治療室管理料 2	56	0.5%	76	0.4%	地域包括ケア病棟入院料 2	389	3.5%	666	3.6%
特定集中治療室管理料 3	177	1.6%	345	1.9%	地域包括ケア病棟入院料 3	2	0.0%	6	0.0%
特定集中治療室管理料 4	30	0.3%	66	0.4%	地域包括ケア病棟入院料 4	1	0.0%	15	0.1%
ハイケアユニット入院医療管理料 1	408	3.7%	657	3.6%	地域包括ケア入院医療管理料 1	38	0.3%	7	0.0%
ハイケアユニット入院医療管理料 2	34	0.3%	35	0.2%	地域包括ケア入院医療管理料 2	34	0.3%	9	0.0%
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	105	1.0%	177	1.0%	地域包括ケア入院医療管理料 3	1	0.0%	0	0.0%
小児特定集中治療室管理料	7	0.1%	8	0.0%	地域包括ケア入院医療管理料 4	2	0.0%	1	0.0%
新生児特定集中治療室管理料 1	48	0.4%	81	0.4%	特殊疾患病棟入院料 1	10	0.1%	22	0.1%
新生児特定集中治療室管理料 2	86	0.8%	140	0.8%	特殊疾患病棟入院料 2	3	0.0%	0	0.0%
総合周産期特定集中治療室管理料 (母体・胎児)	86	0.8%	124	0.7%	緩和ケア病棟入院料 1	110	1.0%	167	0.9%
総合周産期特定集中治療室管理料 (新生児)	62	0.6%	113	0.6%	緩和ケア病棟入院料 2	80	0.7%	157	0.9%
新生児治療回復室入院医療管理料	118	1.1%	197	1.1%	精神科救急入院料 1	10	0.1%	0	0.0%
一類感染症患者入院医療管理料	11	0.1%	0	0.0%	精神科救急入院料 2	0	0.0%	0	0.0%
特殊疾患入院医療管理料	1	0.0%	0	0.0%	精神科急性期治療病棟入院料 1	19	0.2%	0	0.0%
小児入院医療管理料 1	88	0.8%	165	0.9%	精神科急性期治療病棟入院料 2	0	0.0%	0	0.0%
小児入院医療管理料 2	115	1.0%	189	1.0%	精神科救急・合併症入院料	8	0.1%	0	0.0%
小児入院医療管理料 3	50	0.5%	85	0.5%	児童・思春期精神科入院医療管理料	8	0.1%	0	0.0%
小児入院医療管理料 4	44	0.4%	24	0.1%	精神療養病棟入院料	8	0.1%	0	0.0%
小児入院医療管理料 5	2	0.0%	0	0.0%	認知症治療病棟入院料 1	10	0.1%	0	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	290	2.6%	439	2.4%	認知症治療病棟入院料 2	0	0.0%	0	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料 2	30	0.3%	68	0.4%	特定一般病棟入院料 1	0	0.0%	1	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料 3	93	0.8%	187	1.0%	特定一般病棟入院料 2	1	0.0%	1	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料 4	8	0.1%	24	0.1%	地域移行機能強化病棟入院料	3	0.0%	0	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料 5	9	0.1%	21	0.1%	算定なし (休床中、不明など)	125	1.1%	858	4.7%
回復期リハビリテーション病棟入院料 6	4	0.0%	20	0.1%	合計	10,999	100%	18,346	100%

【出典】令和 2 年度 病床機能報告 (届出する入院基本料・特定入院料：令和 2 年 7 月 1 日時点)
令和 4 年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (届出する入院基本料・特定入院料：令和 4 年 5 月 1 日時点)

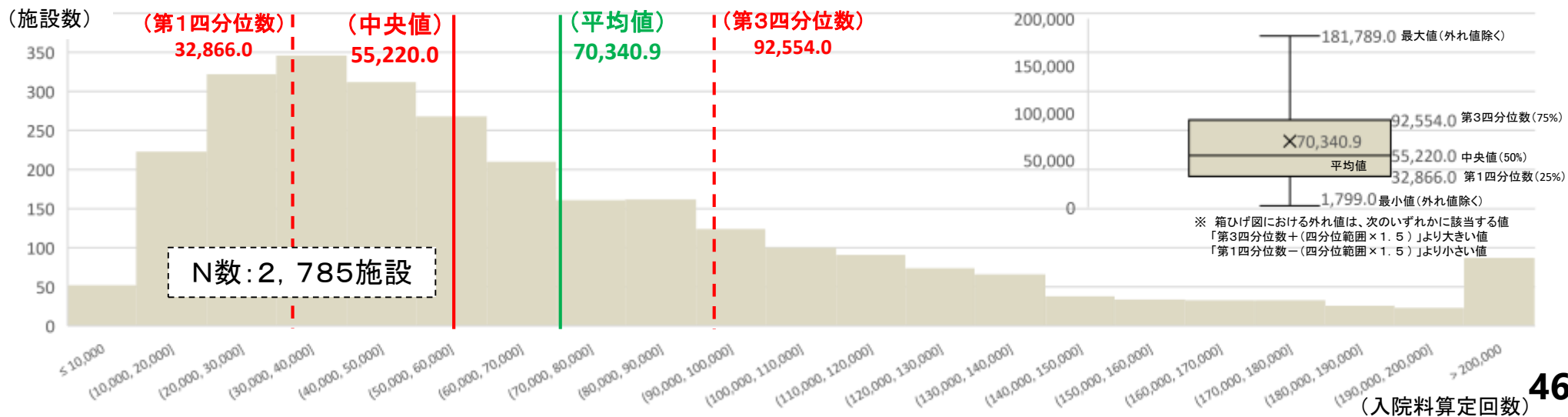
在棟患者延べ数の分布(全体)(特別調査)

○ 対象病院における在棟患者延べ数の分布については、以下のとおり。

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (在棟患者延べ数：令和3年4月1日～令和4年3月31日)



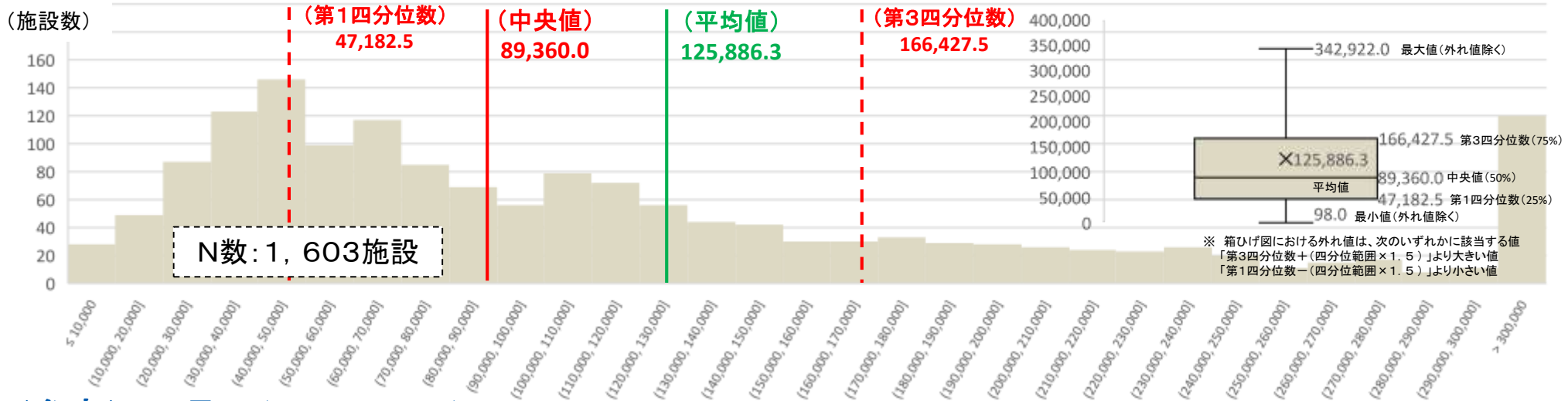
(参考) 6月のシミュレーション (入院料算定回数：令和2年10月～令和3年9月)



外来患者延べ数の分布(全体)(特別調査)

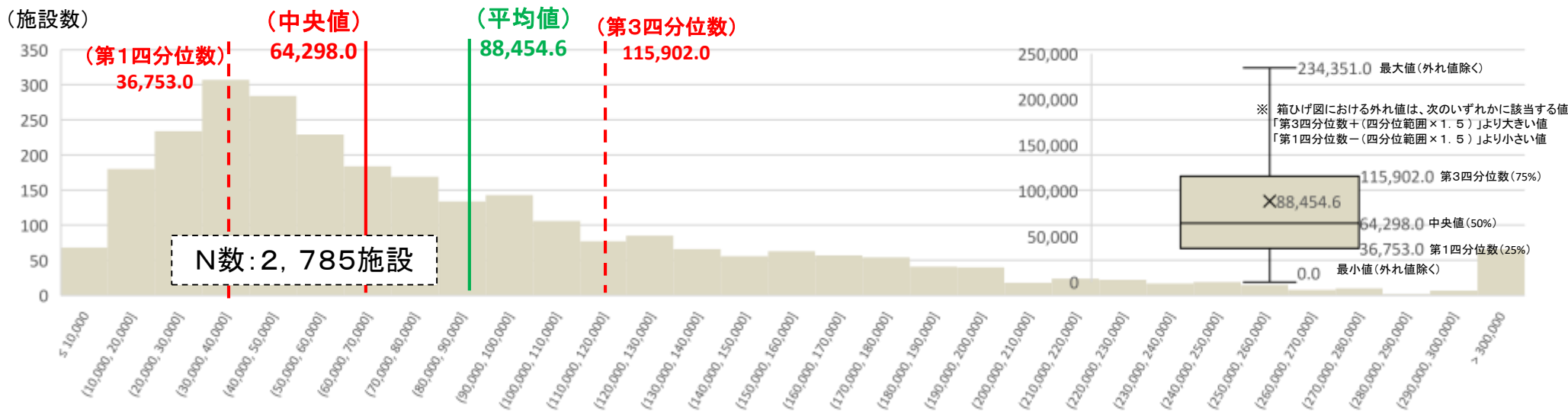
○ 対象病院における外来患者延べ数の分布については、以下のとおり。

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (外来患者延べ数：令和3年4月1日～令和4年3月31日)



(参考) 6月のシミュレーション (初再診料算定回数：令和2年10月～令和3年9月)

(外来患者延べ数)



※ ここでいう「初再診料」については、「初診料」、「再診料」及び「外来診療料」のほか、これらが包括されているもの(「在宅患者訪問診療料」や「在宅患者訪問看護・指導料」など)を含む。

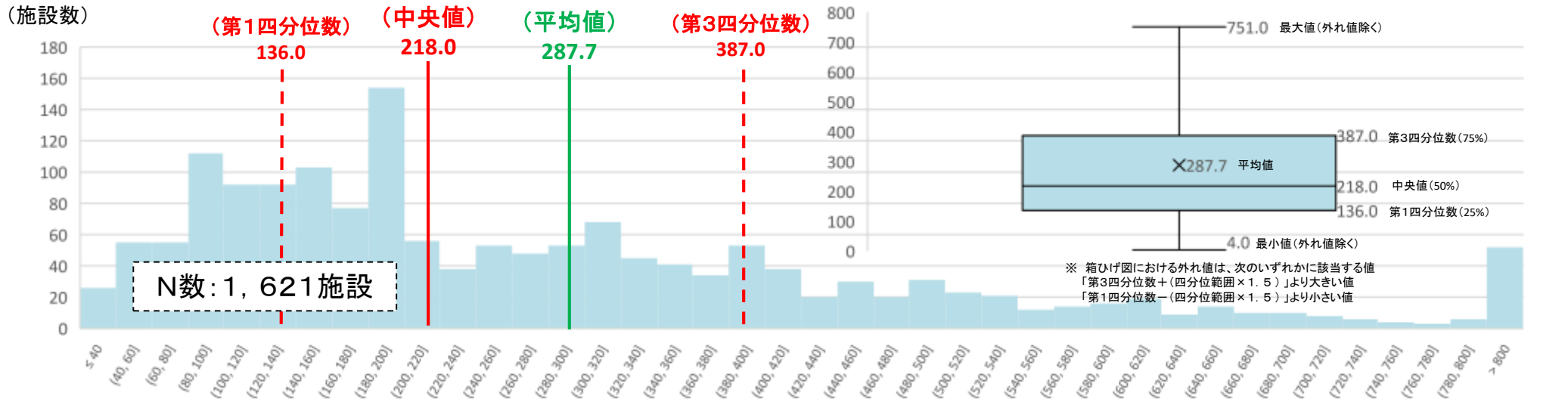
【出典】NDBデータ(初再診料算定回数：令和2年10月～令和3年9月)

(初再診料算定回数) 47

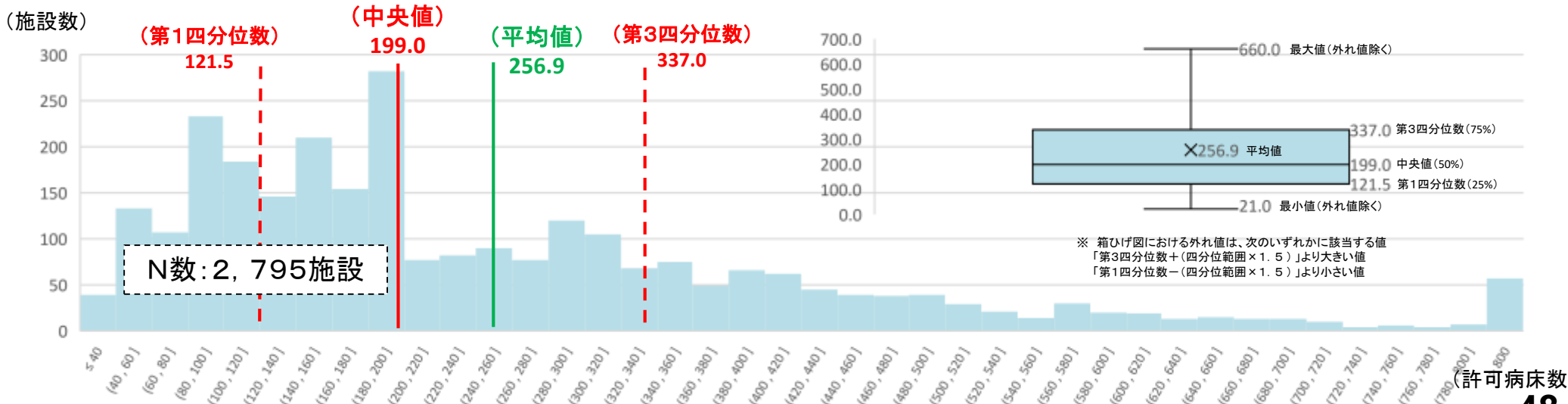
許可病床数の分布(特別調査)

○ 対象病院における許可病床数の分布については、以下のとおり。

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (許可病床数：令和4年5月1日)



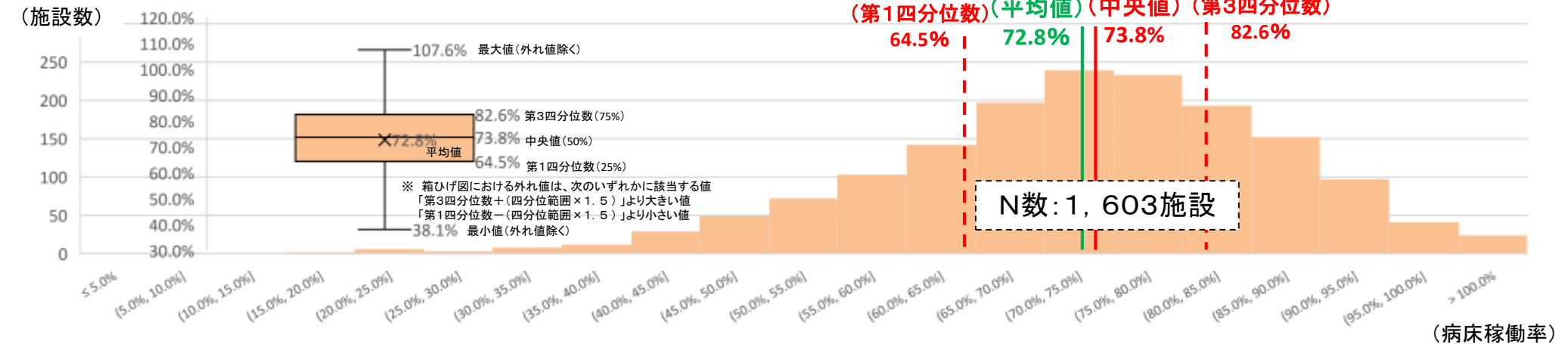
(参考) 6月のシミュレーション(病床数:令和2年7月1日時点)



病床稼働率の分布(特別調査)

○ 対象病院における病床稼働率の分布については、以下のとおり。

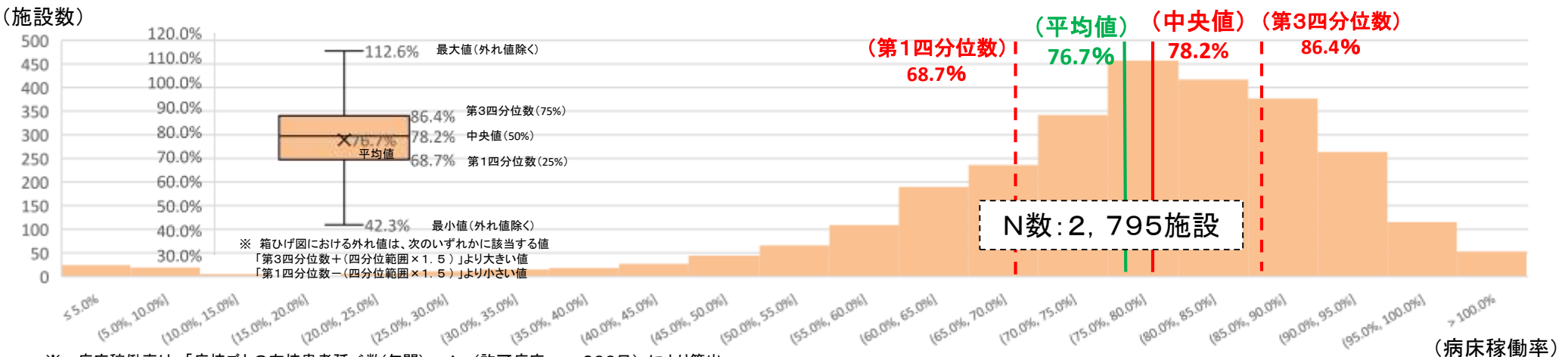
令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (在棟患者延べ数：令和3年4月1日～令和4年3月31日、許可病床数：令和4年5月1日)



※ 病床稼働率は、「病棟ごとの在棟患者延べ数(年間) ÷ (許可病床 × 365日)」により算出

※ 「病棟ごとの在棟患者延べ数(年間)」は、毎日24時現在で当該病棟に在棟していた患者の延べ数。ただし、退院日は在棟患者延べ数に含めるため、退院当日に別患者が入院することが多い場合、病床稼働率は100%超となる。

(参考) 6月のシミュレーション (患者延べ数：令和元年7月1日～令和2年6月30日、病床数：令和2年7月1日時点)



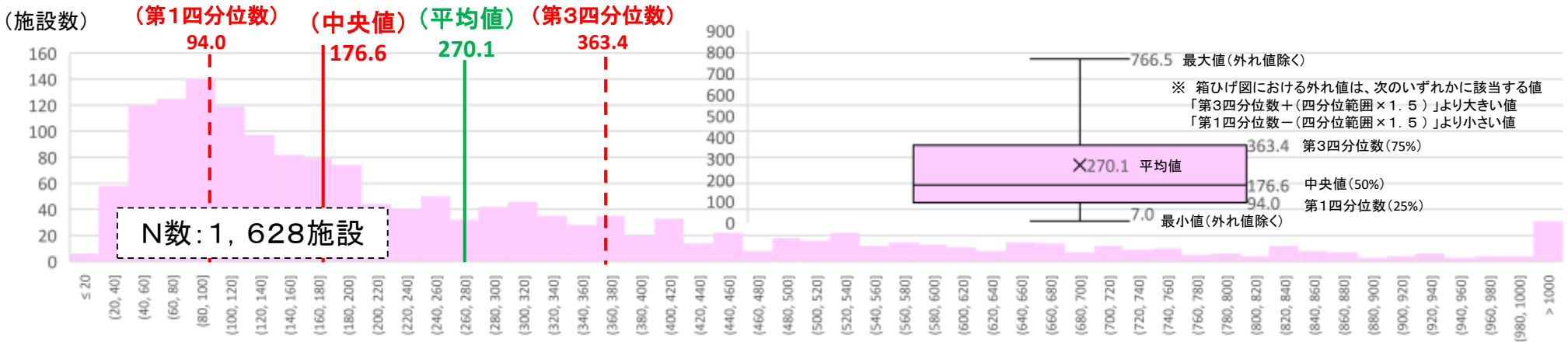
※ 病床稼働率は、「病棟ごとの在棟患者延べ数(年間) ÷ (許可病床 × 366日)」により算出

※ 「病棟ごとの在棟患者延べ数(年間)」は、毎日24時現在で当該病棟に在棟していた患者の延べ数。ただし、退院日は在棟患者延べ数に含めるため、退院当日に別患者が入院することが多い場合、病床稼働率は100%超となる。

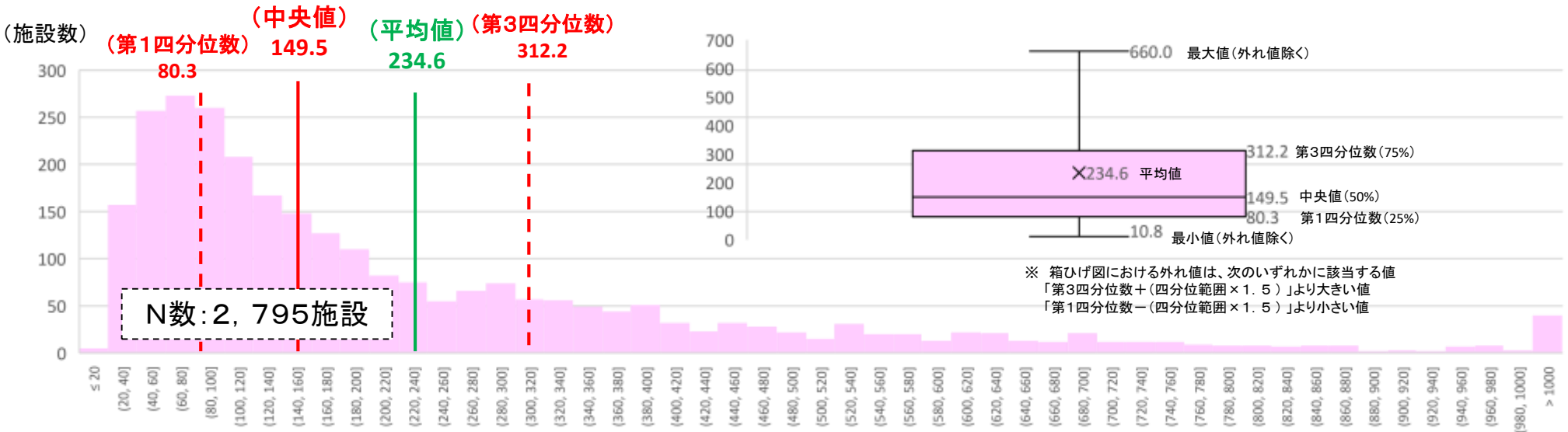
看護職員数の分布(全体)(特別調査)

○ 対象病院における看護職員数の分布については、以下のとおり。

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (看護職員数：令和4年5月1日)



(参考) 6月のシミュレーション(看護職員数：令和2年7月1日時点)



病床1床当たりの看護職員数の分布(全体)(特別調査)

○ 対象病院における病床1床当たりの看護職員数の分布については、以下のとおり。

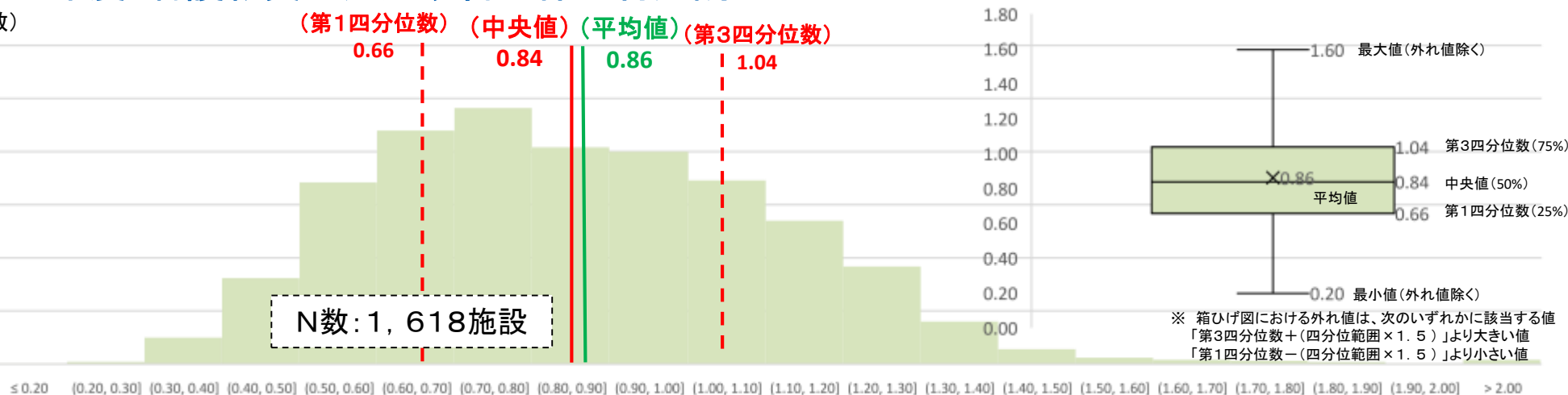
令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (看護職員数、許可病床数：令和4年5月1日)

(施設数)

(第1四分位数) (中央値) (平均値) (第3四分位数)

0.66 0.84 0.86 1.04

N数: 1, 618施設



※ 病床1床当たりの看護職員数は、「看護職員数 ÷ 許可病床数」により算出

(病床1床当たりの看護職員数)

(参考) 6月のシミュレーション (看護職員数、病床数：令和2年7月1日時点)

(施設数)

(第1四分位数) (中央値) (平均値) (第3四分位数)

0.62 0.79 0.83 1.00

N数: 2, 795施設



※ 病床1床当たりの看護職員数は、「看護職員数 ÷ 許可病床(一般・療養)数」により算出

(病床1床当たりの看護職員数) 51

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について
 - 1－1 乖離に係る分析について
 - 1－2 点数設定における乖離の状況について
2. 特別調査について
3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて
4. 高い必要点数となる医療機関について

点数のシミュレーションについて(特別調査)

看護における処遇改善について

看護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

【5月19日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】(抜粋)

- 看護部門に配属される看護職員数は病院毎にばらつきが大きいため、当該病棟の看護職員数という切り口と、その施設全体の看護職員数という2つの分析が必要。本分科会では、平均値だけでなく、どの程度ばらつきがあり、そのばらつきが許容できる範囲なのかを分析する必要がある。
- パラメーターである看護職員数と算定回数であるが、算定回数については「入院」という切り口を主体として整理することも考えられる。
- 「きめこまやかさ」と同時に「シンプルさ」が求められる。膨大な解析のエビデンスが必要という考え方もあるが、事務局の方で実際に点数化した場合にどのようなのか、シミュレーションをいくつか出してほしい。それを確認し、フィット感を探っていくことが必要ではないか。

【6月10日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】(抜粋)

- モデル①-2や③-2が、乖離率が小さく、点数の種類数の観点からも、選択肢として上がってくるのではないか。

【6月15日 中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会・総会】(抜粋)

- モデル①-2やモデル③-2のバラツキが少なく、必要額を過不足なく配分するという観点で選択肢に上がるのではないか。

- 点数化するに当たり、具体的なイメージとして、
・
$$\text{必要点数} = \frac{\text{看護職員の賃上げ必要額 (対象看護職員数} \times 12,000\text{円} \times 12\text{か月} \times 1.165\text{(社会保険負担率)})}{\text{対象となる診療区分(入院・外来)の患者人数} \times 10\text{円}}$$

を計算。

- ・ 前回シミュレーションにおけるモデル①-2、③-2について、特別調査の結果により、シミュレーションを実施。

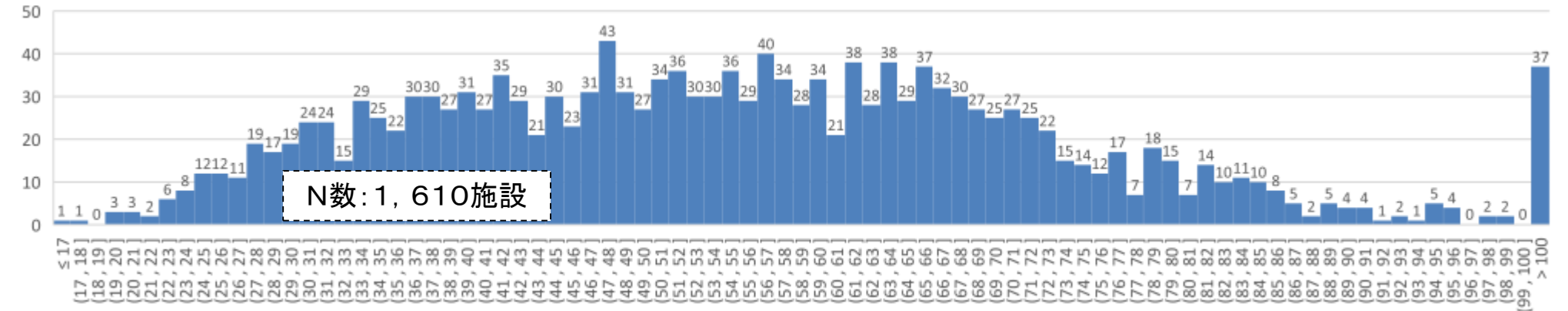
モデル①ー2の場合の点数
(特別調査)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①ー2	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査（看護職員数：令和4年5月1日時点、在棟患者延べ数：令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1～100点の100種類の点数を設定

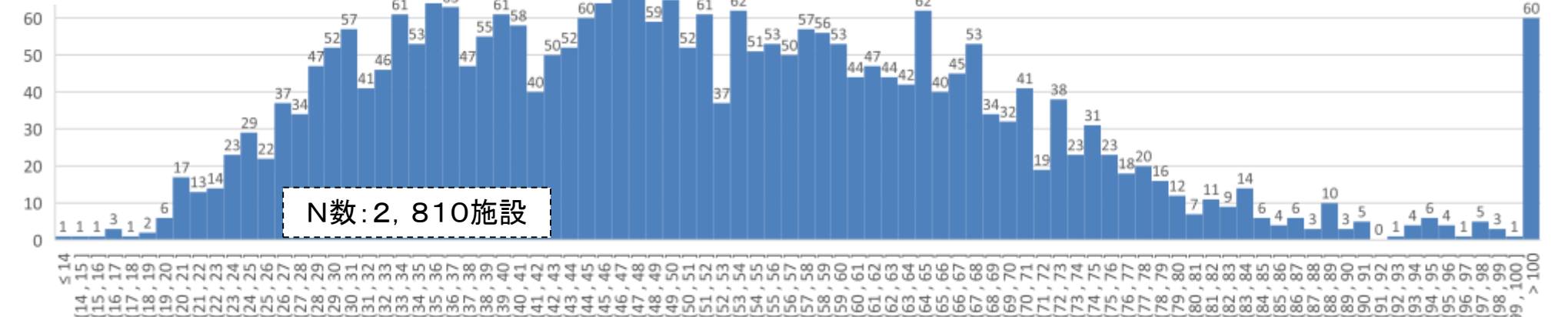
(施設数)



※ 必要点数は、「賃上げ必要金額（看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷在棟患者延べ数合計÷10円」により算出（必要点数）

(参考) 6月のシミュレーション（看護職員数：令和2年7月1日時点、入院料算定回数：令和2年10月～令和3年9月）

(施設数)



※ 必要点数は、「賃上げ必要金額（看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷入院料算定回数÷10円」により算出（必要点数）

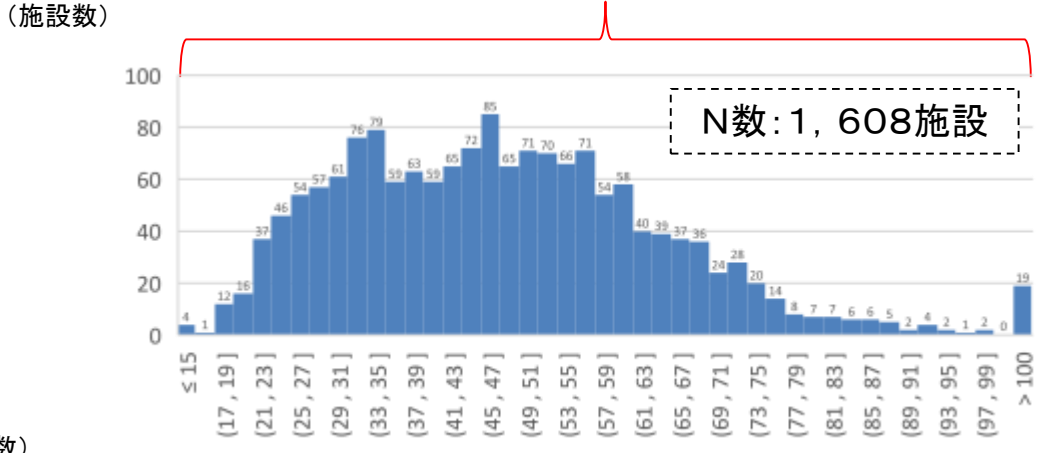
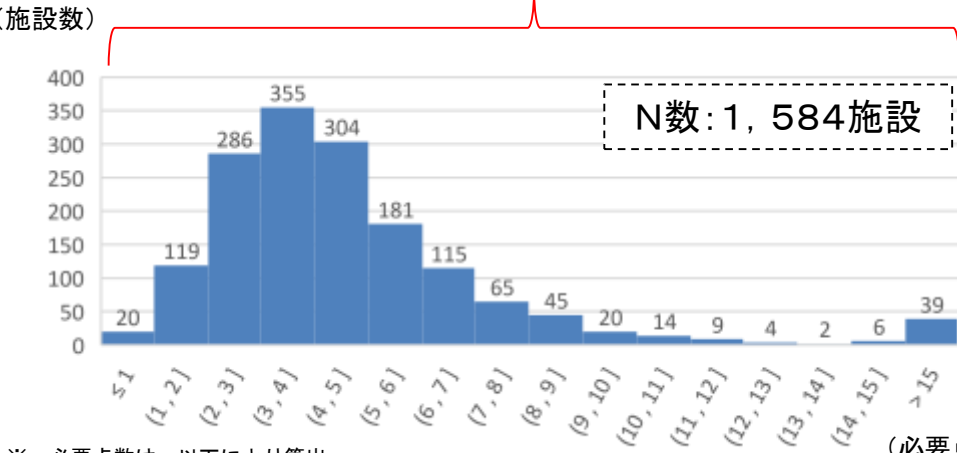
モデル③ー2の場合の点数
(特別調査)

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③ー2	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定

令和4年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査 (看護職員数：令和4年5月1日時点、在棟患者延べ数：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

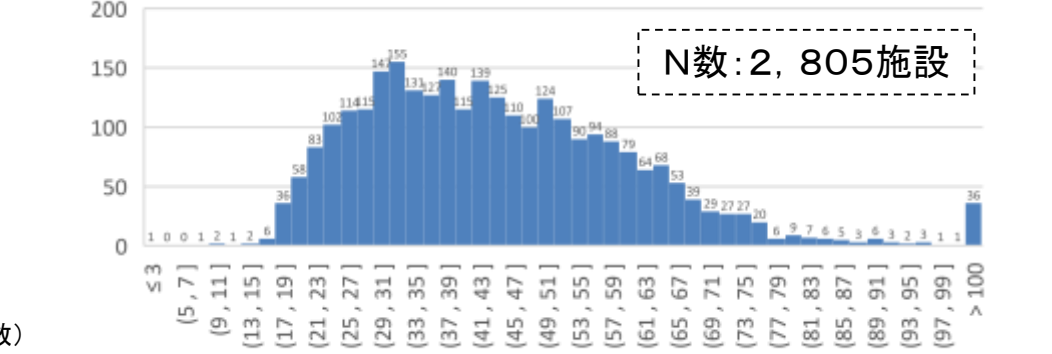
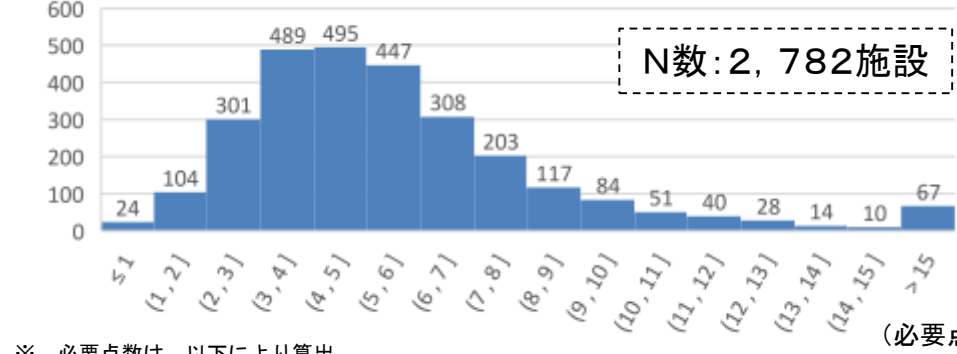
外来部門 1～15点の15種類の点数を設定

外来部門以外 1～100点の100種類の点数を設定



※ 必要点数は、以下により算出
外来部門：「賃上げ必要金額（外来部門の看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷ 外来患者延べ数合計 ÷ 10円」
外来部門以外：「賃上げ必要金額（外来部門以外の看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷ 在棟患者延べ数合計 ÷ 10円」

(参考) 6月のシミュレーション (看護職員数：令和2年7月1日時点、入院料算定回数：令和2年10月～令和3年9月)

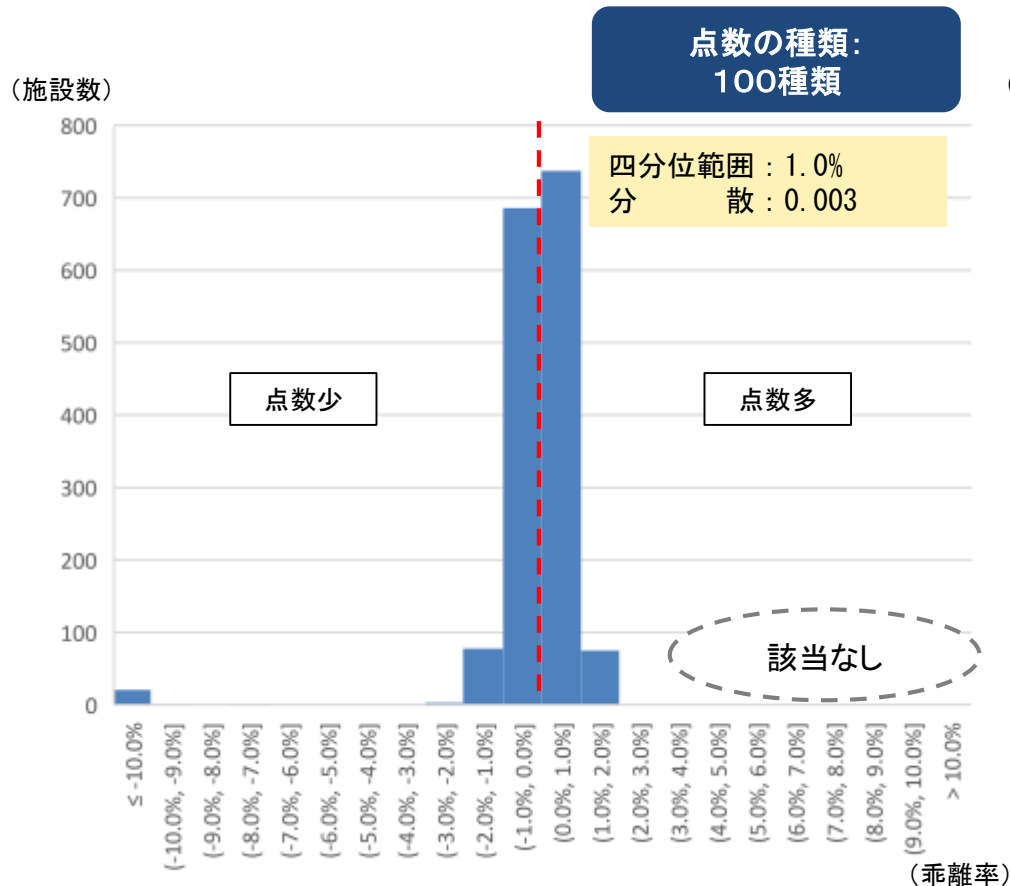


※ 必要点数は、以下により算出
外来部門：「賃上げ必要金額（外来部門の看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷ 初再診料算定回数 ÷ 10円」
外来部門以外：「賃上げ必要金額（外来部門以外の看護職員数×12,000円×12月×1.165（社会保険負担率））÷ 入院料算定回数 ÷ 10円」
※ ここでいう「初再診料」については、「初診料」、「再診料」及び「外来診療料」のほか、これらが包括されているもの（「在宅患者訪問診療料」や、「在宅患者訪問看護・指導料」など）を含む。
※ 本分析における対象病院（有床診含む）は、令和2年度病床機能報告における救急車の年間受入件数200件以上の施設又は三次救急医療施設

医療機関ごとの必要額と収入見込み額の乖離の状況（特別調査）

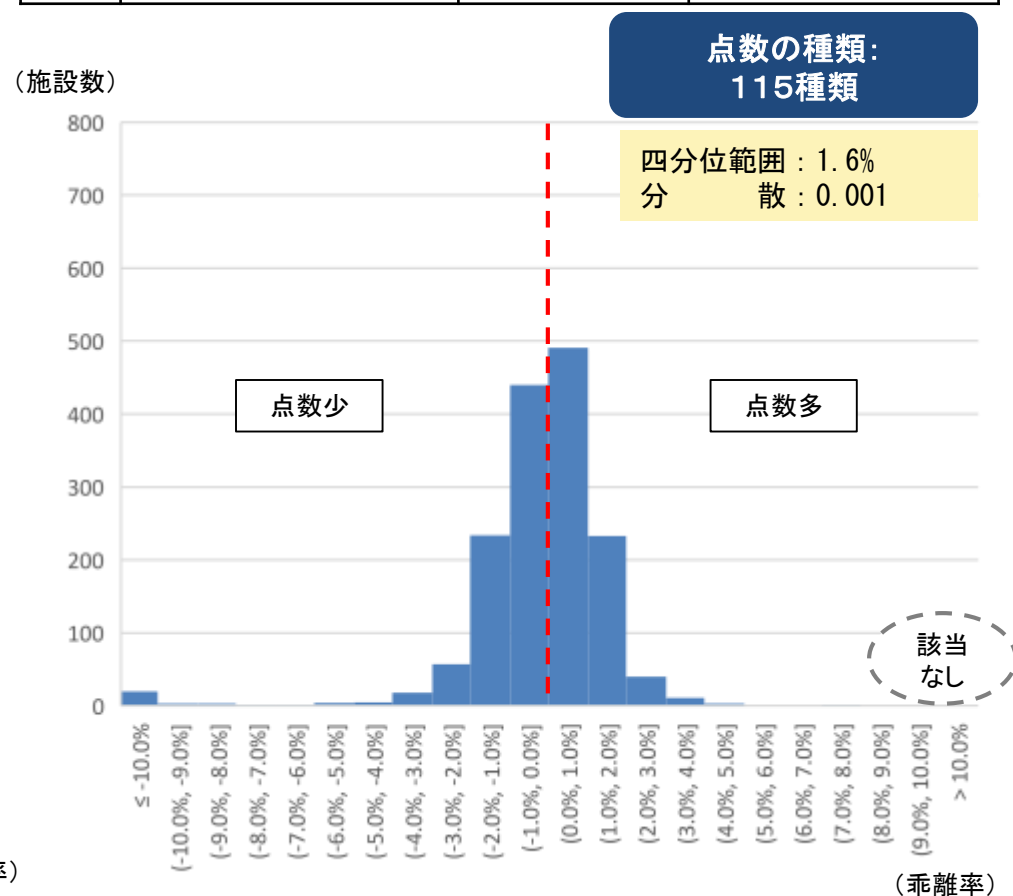
モデル①－２の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
①－２	全ての部門（医療機関全体として計算）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定



モデル③－２の場合の乖離率

モデル	対象職員	対象となる基本診療料項目	点数のバリエーション
③－２	外来部門	初再診料	細分化（15種類）した点数を設定
	外来部門以外（病棟・手術室・その他）	入院料	細分化（100種類）した点数を設定



※ 乖離率は、「（それぞれの方法に基づく算定金額合計 ÷ 賃上げ必要金額）－ 100%」により算出

※ 赤点線は、0%の位置を表す

前回シミュレーションとの比較(1)

	前回シミュレーション	今回シミュレーション
分析対象施設数	2, 8 2 3 件	1, 6 3 1 件
使用データ	・ 令和 2 年度 病床機能報告 ・ N D B データ、D P C データ	・ 令和 4 年度 看護職員の処遇改善に係る特別調査
看護職員数の時点	令和 2 年 7 月 1 日	令和 4 年 5 月 1 日
患者数（入院料算定回数）の時点	【入院料算定回数】 令和 2 年 1 0 月～令和 3 年 9 月	【患者数】 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月
対象病棟	一般病床・療養病床を有する病棟のみ	全ての病棟

前回シミュレーションとの比較(2)

モデル	①ー2	③ー2
基本診療料項目	入院料	初再診料 入院料
点数のバリエーション	病院全体 100種類の点数	外来 15種類の点数 ＋ 外来以外 100種類の点数
点数の種類	100種類	115種類
前回シミュレーション		
四分位範囲	1. 0%	1. 5%
分散	0. 003	0. 002
ヒストグラム		
今回シミュレーション		
四分位範囲	1. 0%	1. 6%
分散	0. 003	0. 001
ヒストグラム		

1. 前回シミュレーションの指摘等を踏まえたさらなる分析について
 - 1－1 乖離に係る分析について
 - 1－2 点数設定における乖離の状況について
2. 特別調査について
3. 特別調査を用いた点数のシミュレーションについて
4. 高い必要点数となる医療機関について

高い必要点数となる医療機関の分析について(特別調査)

【6月10日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】(抜粋)

- 細分化した場合に、上限点数を超える点数が、どのような分布となっているかは丁寧に見た方がよい。
- 外れ値について精査を行う必要があるのではないか。外れ値の最大値がどの程度になるかも確認してはどうか。

【6月15日 中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会・総会】(抜粋)

- 外れ値に該当する医療機関がどのような医療機関で、必要額がどの程度不足するののかも見る必要がある。



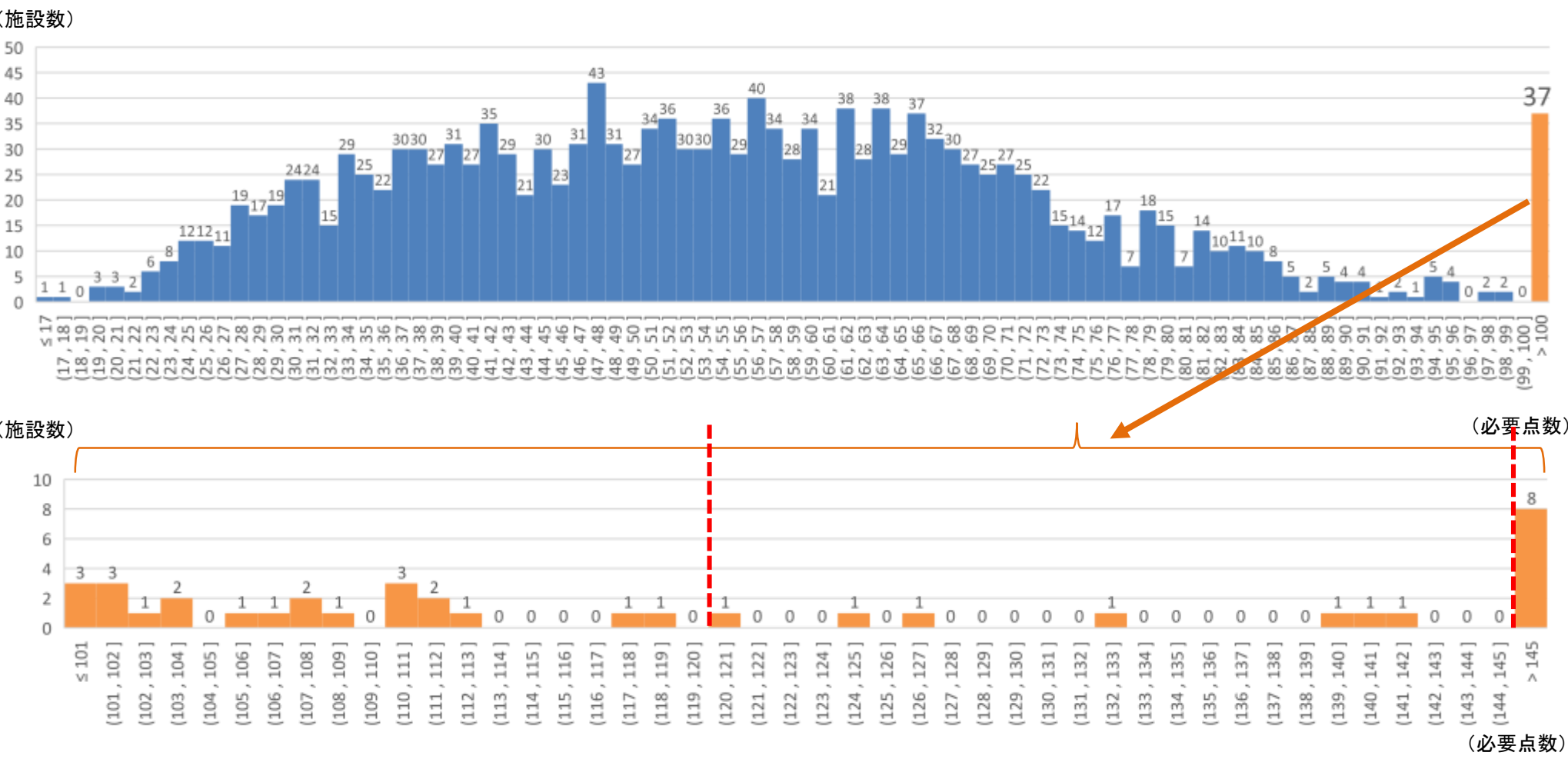
これらのご指摘を踏まえ、

特別調査の結果、

- ・モデル①ー2、モデル③ー2(外来部門以外)において100点超となる医療機関
- ・モデル③ー2(外来部門)において15点超となる医療機関

について、該当する医療機関の属性を分析した。

高い必要点数となる医療機関の分析①(特別調査・モデル①ー2)



構成比率	設定する必要のある点数の範囲	カバーできる施設数
全医療機関の97.7%をカバー	～ 100点	1,573／1,610
全医療機関の99.0%をカバー	～ 120点	1,594／1,610
全医療機関の99.5%をカバー	～ 145点	1,602／1,610

高い必要点数となる医療機関の分析①(特別調査・モデル①ー2)

- 特別調査において必要点数が100点超となった医療機関について、
 - ① 令和2年度病床機能報告(令和2年7月職員数+NDBデータ等(令和2年10月～令和3年9月患者数)
※前回シミュレーションのデータ
 - ② 令和元年度病床機能報告(令和元年7月職員数、平成30年7月～令和元年6月患者数)
のデータに置き換えて分析を行うと、以下のとおり。

【特別調査】

【①前回シミュレーション】

【②令和元年度病床機能報告】

点数の範囲	施設数		点数の範囲	施設数		点数の範囲	施設数
101点～120点	22	→	0点～100点	19	→	0点～100点	27
121点～145点	7		101点～120点	6		101点～120点	0
146点～	8		121点～145点	5		121点～145点	4
			146点～	7		146点～	5

※ このほか、データなしが1件

補助金申請医療機関における最高点:339点

高い必要点数となる医療機関の分析①(特別調査・モデル①ー2)

○ 特別調査において必要点数が100点を超える37施設のうち、更にその内訳を見ると、要因として考えられるのは以下のとおり。

1 看護職員を手厚く配置していると考えられる施設・・・25施設(以下①～③は重複あり)

- ① 三次救急医療施設 ・・・ 19施設
- ② こども病院 ・・・ 6施設
- ③ 周産期母子医療センター ・・・ 16施設

2 その他・・・12施設

点数の範囲	計	三次救急	こども病院	周産期	その他
101点～120点	22	12	4	12	6
121点～145点	7	4	2	4	1
146点～	8	3	0	0	5

高い必要点数となる医療機関の分析①(特別調査・モデル①ー2)

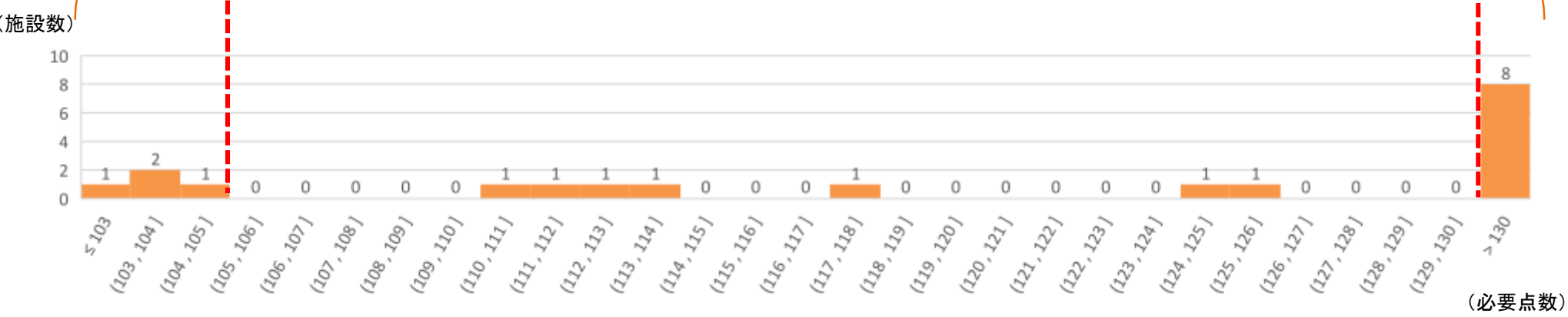
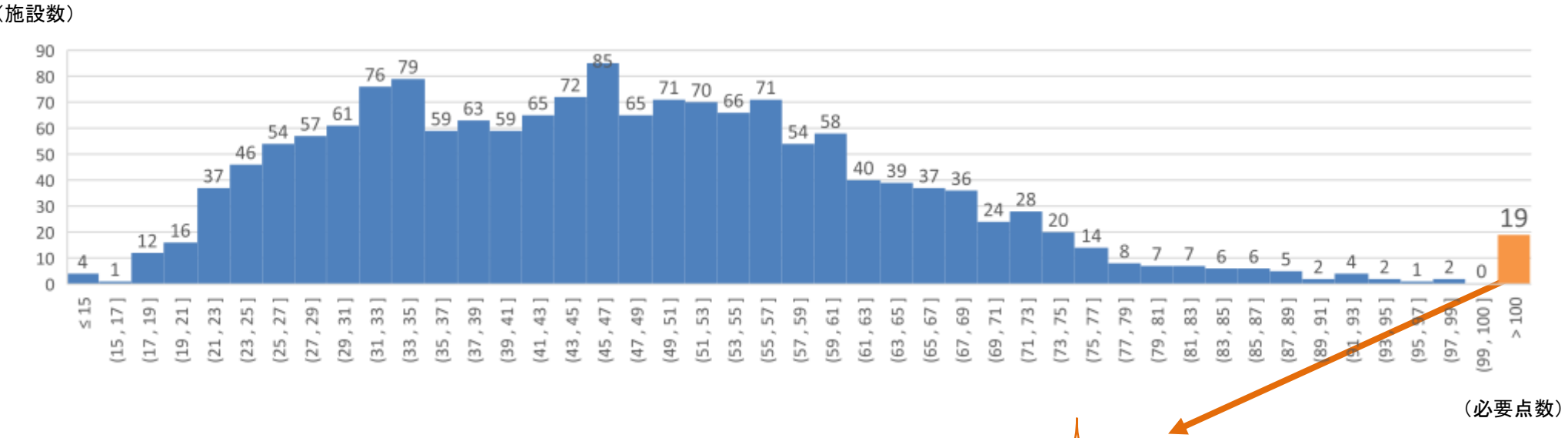
○ 特別調査において必要点数が100点を超える37施設についての詳細は、以下のとおり。

点数	病床数	在棟患者延べ数	外来患者延べ数	看護職員数 (病棟)	看護職員数 (外来)	看護職員数 (手術・その他)	補助金申請の有無
146点以上	100床未満	1万人未満	5万人以上10万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	
146点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
146点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
146点以上	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
146点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
146点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
146点以上	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人以上100人未満	○
146点以上	200～299床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
121点以上145点以下	200～299床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
121点以上145点以下	500床以上	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	100人以上150人未満	○
121点以上145点以下	100床未満	1万人未満	5万人以上10万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
121点以上145点以下	500床以上	5万人以上10万人未満	10万人以上	100人以上150人未満	50人未満	100人以上150人未満	○
121点以上145点以下	400～499床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	100人以上150人未満	○
121点以上145点以下	100床未満	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	
121点以上145点以下	100床未満	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	400～499床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人以上100人未満	○
101点以上120点以下	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	100人以上150人未満	200人以上	○
101点以上120点以下	200～299床	5万人以上10万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○

高い必要点数となる医療機関の分析①(特別調査・モデル①ー2)

点数	病床数	在棟患者延べ数	外来患者延べ数	看護職員数 (病棟)	看護職員数 (外来)	看護職員数 (手術・その他)	補助金申請の有無
101点以上120点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	100人以上150人未満	100人以上150人未満	
101点以上120点以下	100床未満	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	
101点以上120点以下	300～399床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人以上100人未満	○
101点以上120点以下	200～299床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	100～199床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	300～399床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	100人以上150人未満	○
101点以上120点以下	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	400～499床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	100人以上150人未満	○
101点以上120点以下	200～299床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	100床未満	10万人以上	1万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	○
101点以上120点以下	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	100人以上150人未満	50人未満	150人以上200人未満	○
101点以上120点以下	100床未満	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
101点以上120点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	200人以上	○
101点以上120点以下	200～299床	5万人以上10万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	150人以上200人未満	○
101点以上120点以下	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上120点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	100人以上150人未満	100人以上150人未満	○

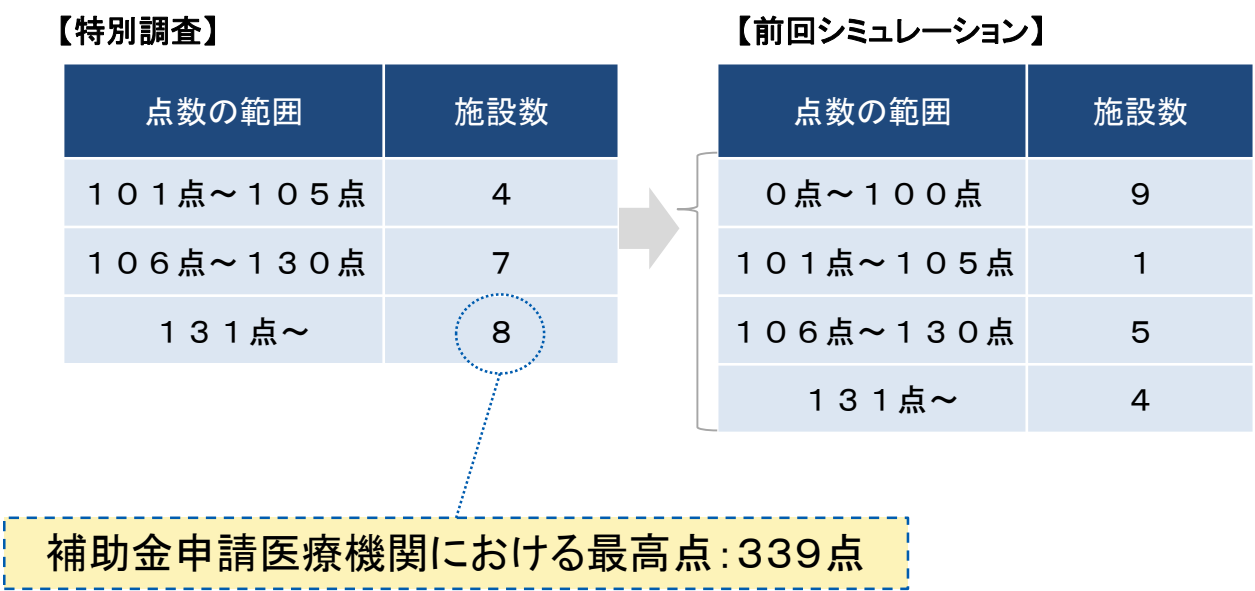
高い必要点数となる医療機関の分析②（特別調査・モデル③ー2・外来部門以外）



構成比率	設定する必要のある点数の範囲	カバーできる施設数
全医療機関の98.8%をカバー	～100点	1,589／1,608
全医療機関の99.0%をカバー	～105点	1,593／1,608
全医療機関の99.5%をカバー	～130点	1,600／1,608

高い必要点数となる医療機関の分析②（特別調査・モデル③ー2・外来部門以外）

- 特別調査において外来部門以外の必要点数が100点超となった医療機関について、
令和2年度病床機能報告（令和2年7月職員数＋NDBデータ等（令和2年10月～令和3年9月患者数）
※前回シミュレーションのデータ
のデータに置き換えて分析を行うと、以下のとおり。



高い必要点数となる医療機関の分析②（特別調査・モデル③ー2・外来部門以外）

○ 特別調査において、外来部門以外の必要点数が100点を超える19施設のうち、更にその内訳を見ると、要因として考えられるのは以下のとおり。

1 看護職員を手厚く配置していると考えられる施設・・・14施設（以下①～③は重複あり）

- ① 三次救急医療施設 ・・・ 12施設
- ② こども病院 ・・・ 4施設
- ③ 周産期母子医療センター ・・・ 8施設

2 その他・・・5施設

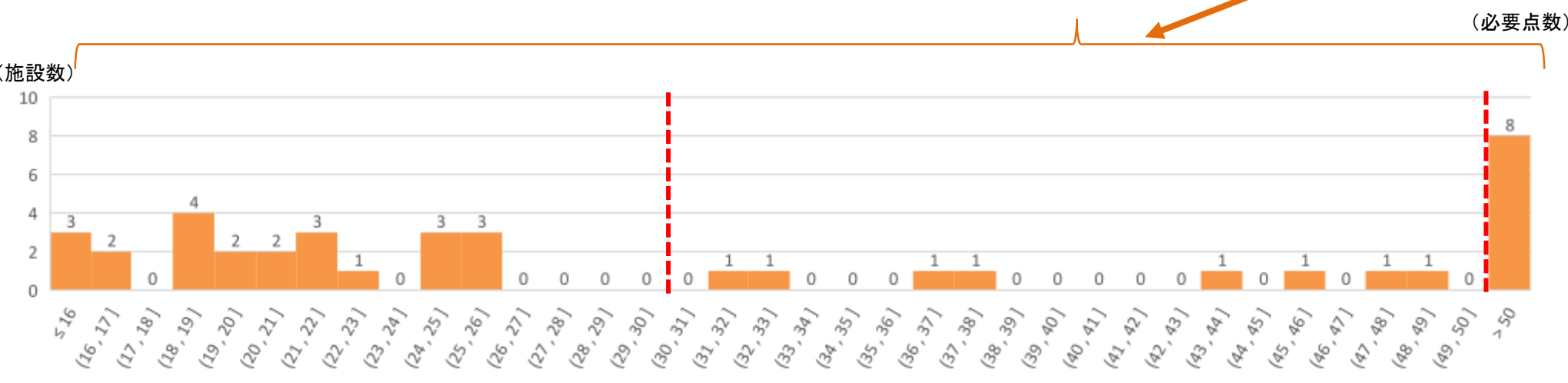
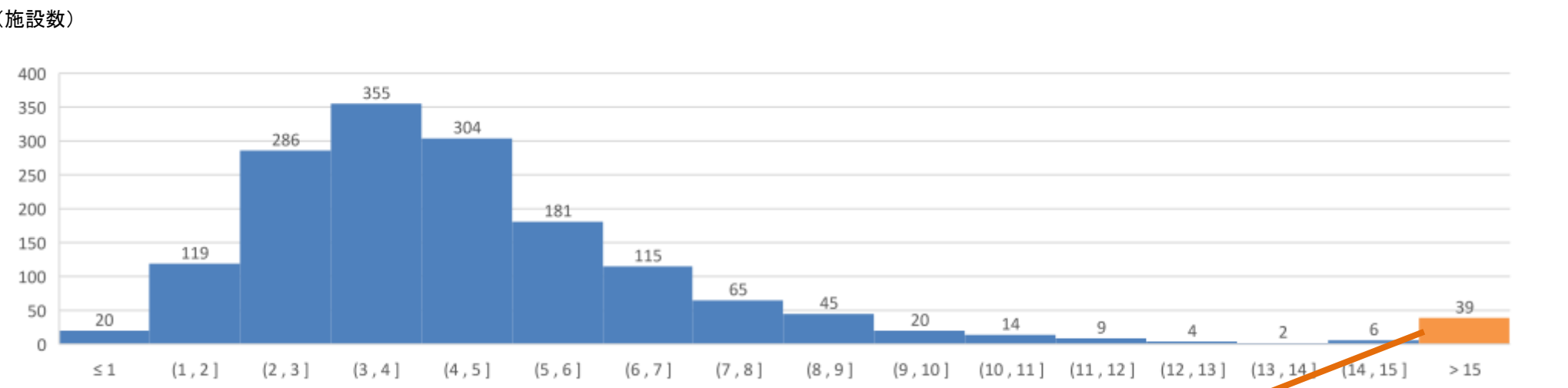
点数の範囲	計	三次救急	こども病院	周産期	その他
101点～105点	4	3	2	3	0
106点～130点	7	6	1	4	1
131点～	8	3	1	1	4

高い必要点数となる医療機関の分析②（特別調査・モデル③ー2・外来部門以外）

○ 特別調査において外来部門以外の必要点数が100点を超える19施設についての詳細は、以下のとおり。

点数	病床数	在棟患者延べ数	外来患者延べ数	看護職員数 （病棟）	看護職員数 （外来）	看護職員数 （手術・その他）	補助金申請の有無
131点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
131点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
131点以上	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
131点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
131点以上	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人以上100人未満	○
131点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
131点以上	200～299床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
131点以上	200～299床	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
106点以上130点以下	500床以上	5万人以上10万人未満	10万人以上	100人以上150人未満	50人未満	100人以上150人未満	○
106点以上130点以下	500床以上	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	100人以上150人未満	○
106点以上130点以下	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
106点以上130点以下	100床未満	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	
106点以上130点以下	400～499床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人以上100人未満	100人以上150人未満	○
106点以上130点以下	400～499床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人以上100人未満	○
106点以上130点以下	100床未満	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
101点以上105点以下	200～299床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人未満	○
101点以上105点以下	200～299床	5万人以上10万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
101点以上105点以下	300～399床	5万人以上10万人未満	10万人以上	200人以上	50人未満	50人以上100人未満	○
101点以上105点以下	500床以上	10万人以上	10万人以上	200人以上	100人以上150人未満	200人以上	○

高い必要点数となる医療機関の分析③（特別調査・モデル③ー2・外来部門）



構成比率	設定する必要のある点数の範囲	カバーできる施設数
全医療機関の97.5%をカバー	～ 1 5 点	1, 545／1, 584
全医療機関の99.0%をカバー	～ 3 0 点	1, 568／1, 584
全医療機関の99.5%をカバー	～ 5 0 点	1, 576／1, 584

高い必要点数となる医療機関の分析③（特別調査・モデル③ー2・外来部門）

- 特別調査において外来部門の必要点数が15点超となった医療機関について、
令和2年度病床機能報告（令和2年7月職員数＋NDBデータ等（令和2年10月～令和3年9月患者数）
※前回シミュレーションのデータ
のデータに置き換えて分析を行うと、以下のとおり。

【特別調査】

点数の範囲	施設数
16点～30点	23
31点～50点	8
51点～	8

【前回シミュレーション】

点数の範囲	施設数
1点～15点	27
16点～30点	7
31点～50点	3
51点～	1

※ このほか、データなしが1件

補助金申請医療機関における最高点：93点

高い必要点数となる医療機関の分析③（特別調査・モデル③ー2・外来部門）

○ 特別調査において外来部門の必要点数が15点を超える39施設についての詳細は、以下のとおり。

点数	病床数	在棟患者延べ数	外来患者延べ数	看護職員数 （病棟）	看護職員数 （外来）	看護職員数 （手術・その他）	補助金申請の有無
51点以上	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
51点以上	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
51点以上	200～299床	1万人以上5万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
51点以上	300～399床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
51点以上	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
51点以上	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
51点以上	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
51点以上	500床以上	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人以上100人未満	200人以上	○
31点以上50点以内	500床以上	10万人以上	1万人以上5万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	○
31点以上50点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
31点以上50点以内	100床未満	1万人未満	1万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	○
31点以上50点以内	300～399床	10万人以上	1万人以上5万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	○
31点以上50点以内	100床未満	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人以上100人未満	
31点以上50点以内	300～399床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	150人以上200人未満	50人未満	50人以上100人未満	○
31点以上50点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
31点以上50点以内	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
16点以上30点以内	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	200人以上	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	300～399床	5万人以上10万人未満	1万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○

高い必要点数となる医療機関の分析③（特別調査・モデル③ー2・外来部門）

点数	病床数	在棟患者延べ数	外来患者延べ数	看護職員数 （病棟）	看護職員数 （外来）	看護職員数 （手術・その他）	補助金申請の有無
16点以上30点以内	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	400～499床	10万人以上	10万人以上	50人以上100人未満	200人以上	100人以上150人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人以上100人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	300～399床	10万人以上	1万人以上5万人未満	150人以上200人未満	50人以上100人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	
16点以上30点以内	100～199床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	
16点以上30点以内	500床以上	10万人以上	5万人以上10万人未満	200人以上	50人以上100人未満	200人以上	○
16点以上30点以内	100～199床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	100人以上150人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人以上5万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	400～499床	1万人未満	5万人以上10万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	200～299床	5万人以上10万人未満	1万人以上5万人未満	150人以上200人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100～199床	1万人以上5万人未満	1万人未満	50人以上100人未満	50人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	400～499床	10万人以上	5万人以上10万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人以上100人未満	○
16点以上30点以内	500床以上	10万人以上	5万人以上10万人未満	200人以上	50人以上100人未満	50人未満	○
16点以上30点以内	100床未満	1万人未満	1万人以上5万人未満	50人未満	50人未満	50人未満	

入院・外来医療等の調査・評価分科会における 主な指摘について

入院・外来医療等の調査・評価分科会における主な指摘について

【7月20日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- 特別調査の結果が示されたが、四分位範囲や分散等、前回のシミュレーションとほぼ変わらない結果となった。
- 入院では、外来と比較して看護職員の果たす役割が相対的に大きく患者から見ても明確であるが、外来では患者の傷病の内容や程度等によって看護職員との関わりの濃淡の差が大きい。そのため、外来患者に看護職員処遇改善のための負担を一律に求めることは難しいのではないか。
- 処遇改善の趣旨を踏まえると外来も含め広く負担を求めるべきであるが、患者の受療行動への影響や、事務負担、今後の検証の容易さという観点では入院に特化する方が良いのではないか。
- 高い点数の医療機関の内訳として、三次救急医療施設やこども病院、周産期母子医療センターが挙げられているが、これらの医療機関は機能に応じて必要な看護職員を配置しているので、できるだけカバーできるような点数設計を考える必要がある。
- 看護職員処遇改善の趣旨を踏まえると、高い必要点数となる医療機関についても切り捨てるのではなく、必要な報酬が支払われる必要がある。
- できるだけ100%カバーすることが基本だと思うが、患者の負担増という観点では339点というのは非常に高い点数になる。
- 精緻に制度設計し、全ての医療機関をみることは限界がある。必ずしも100%を目指さなくてもよいのではないか。
- 患者数が減れば必要点数が高くなるものであるが、患者数が変動する中で補正の仕組みができるかどうかことが重要。補正ができないと取り過ぎや、過小が発生する。
- 新型コロナの影響を踏まえると、患者数や看護職員数は、変動することを前提にした制度設計が必要であり、ある一時点の患者数や看護職員数に基づき1年間算定するというのは難しい。年度途中で患者数・看護職員数の変動が一定以上の幅を超えた場合、年度末を待つことなく新しい点数を計算しなおすというルールを作ることが、過不足なく渡すことにつながると思う。
- 年間の救急搬送件数が一時的に200台を切る場合の対応についても検討が必要ではないか。
- 点数の名称について、患者が明細書を見たときに内容がわかる方がよい。窓口にいろいろな問合せが入る可能性があるため、名前についてよく検討してもらいたい。

入院・外来医療等の調査・評価分科会 今後の検討事項とスケジュール（案）

1. 背景

- 入院・外来医療等の調査・評価分科会（以下、「分科会」という。）においては、答申書附帯意見に関する事項等について、技術的な課題に関して専門的な調査及び検討を行うこととされている。
- また、分科会における技術的な検討課題の議論を、より効率的に進められるよう、分科会の下に専門的な視点からの調査・分析を行う作業グループを設置し、主な課題の作業を行っている。
 - ① 診療情報・指標等作業グループ
 - ② DPC/PDPS 等作業グループ

2. 令和6年度診療報酬改定に向けた対応（案）

- 今後、入院・外来調査の実施・分析とあわせ、次期診療報酬改定に係る議論を以下のように進めることとしてはどうか。

7月20日

- 今後の進め方
- 令和4・5年度調査項目（案）

以降

- 各作業グループにおける検討を開始
- 令和4年度調査内容（案）等、順次検討を進める

- また、DPC/PDPS については、答申書附帯意見も踏まえつつ、DPC/PDPS 等作業グループにおいて、令和4年度及び5年度特別調査を実施することとして、調査設計等を進めてはどうか。

各作業グループの作業内容

中医協 診－2参考
4 . 7 . 2 7

診調組 入－2参考
4 . 7 . 2 0

平成30年7月18日中医協総会承認

● 診療情報・指標等作業グループ

- 1) 診療実績データの分析に関する事項
 - ・ 診療実績データ(DPCデータ)等を活用し、医療内容の評価指標や指標測定のための手法等に関する調査研究・分析
- 2) データの利活用の在り方に関する事項
 - ・ 診療実績データを提出する病棟の種類が拡大したことを踏まえたDPC退院患者調査における報告内容について
- 3) その他、データ提出に係る診療情報や指標に関する事項

● DPC/PDPS等作業グループ

- 1) DPC/PDPSの運用に関する事項
 - ・ 医療機関別係数のフォローアップについて
 - ・ DPC/PDPSの対象病院の要件について
- 2) DPC退院患者調査に関する事項
 - ・ DPC退院患者調査における報告内容について
 - ・ 病院情報の公表の取組について
- 3) その他DPC/PDPSに関する事項

作業グループメンバー

診療情報・指標等作業グループ

- 秋山智弥(名古屋大学医学部附属病院 卒後臨床研修・キャリア形成支援センター 教授)
- 井川誠一郎(日本慢性期医療協会 常任理事)
- ◎ 池田俊也(国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授)
- 小池創一(自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門 教授)
- 武井純子(社会医療法人財団慈泉会 相沢東病院 看護部長)
- 津留英智(全日本病院協会 常任理事)
- 林田賢史(産業医科大学病院 医療情報部 部長)
- 牧野憲一(旭川赤十字病院 院長)

DPC/PDPS等作業グループ

- 池田俊也(国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授)
- 鳥海弥寿雄(東京慈恵会医科大学 医療保険指導室室長)
- 中野恵(健康保険組合連合会 参与)
- 牧野憲一(旭川赤十字病院 院長)
- ◎ 山本修一(独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長)

令和4・5年度 入院・外来医療等の調査について

令和4年7月20日

令和4年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見(抜粋)

- 2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 3 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点から、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 4 DPC／PDPS、短期滞在手術等基本料について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。
- 5 かかりつけ医機能の評価について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療計画の見直しに係る議論も踏まえながら、専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方等について引き続き検討すること。また、紹介状なしで受診する場合等の定額負担、紹介受診重点医療機関の入院医療の評価等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、外来医療の機能分化・強化、連携の推進について引き続き検討すること。

令和4年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見(抜粋)

- 7 オンライン診療について、今回改定による影響の調査・検証を行い、運用上の課題が把握された場合は速やかに必要な対応を検討するとともに、診療の有効性等に係るエビデンス、実施状況、医療提供体制への影響等を踏まえ、適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 9 医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 15 新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組みつつ、新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向け、感染対策向上加算、外来感染対策向上加算等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療報酬上の対応の在り方について引き続き検討すること。



答申書附帯意見に関する上記の事項について、入院・外来医療等の調査・評価分科会で調査・検証・検討を行うこととして、令和4年5月18日の中医協総会で了承された。

調査項目

【基本的な考え方】

- 以下に掲げる11項目について、令和4年度及び令和5年度の2か年で調査を実施する。
- 経過措置の設定の状況も踏まえながら、効果を検証するまでに一定程度の期間が必要であるもの等については令和5年度調査として実施する。
- 令和4年度調査で実施するものについても、改定による効果がより明らかになるよう、経過措置のあるものは経過措置終了後に調査期間を設定する等の工夫を行う。

【令和4年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の施設基準等の見直しの影響について(その1)
- (2) 特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について
- (3) 地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について
- (4) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について
- (5) 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向けた評価等について(その1)
- (6) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について
- (7) 外来医療に係る評価等について(その1)

【令和5年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の施設基準等の見直しの影響について(その2)
- (2) 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向けた評価等について(その2)
- (3) 医療資源の少ない地域における保険医療機関の実態について
- (4) 外来医療に係る評価等について(その2)

調査スケジュール(案)

＜令和4年度調査＞

令和4年

7月

調査項目
・内容の
決定

＜入院・外来医療等の調査・評価分科会＞

① 令和4年度及び令和5年度に実施する入院・外来医療等に関する調査項目・内容(案)を決定

＜中医協 基本問題小委員会・総会＞

② 調査項目・内容(案)を報告

8月
↓
10月

調査票の
決定

＜入院・外来医療等の調査・評価分科会＞

③ 調査項目・内容をもとに、入院・外来医療等の調査・評価分科会委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査票原案を作成

＜中医協 基本問題小委員会・総会＞

④ 調査票原案を報告

10月
↓
12月

調査の
実施

⑤ 調査票に基づき、調査実施

令和5年

1月
↓
2月

集計

⑥ 集計及び結果の分析

3月
↓

調査結果
報告

＜入院・外来医療等の調査・評価分科会＞

⑦ 調査結果の報告

＜中医協 基本問題小委員会・総会＞

⑧ 入院・外来医療等の調査・評価分科会から調査結果の報告(速報)

※スケジュールの変更が必要な場合には、分科会及び中医協において適宜検討を行う。

※分科会検討内容を中医協基本問題小委員会・総会へ報告し、中医協の意見を踏まえ、必要があれば修正を加える。

調査スケジュール(案)

＜令和5年度調査＞

令和5年

4月 ～ 5月	調査票の 決定	＜入院・外来医療等の調査・評価分科会＞ ① 調査項目・内容をもとに、入院・外来医療等の調査・評価分科会委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査票原案を作成 ＜中医協 基本問題小委員会・総会＞ ② 調査票原案を報告
6月 ～ 7月	調査の 実施	③ 調査票に基づき、調査実施
8月	集計	④ 集計及び結果の分析
9月 ～	調査結果 報告	＜入院・外来医療等の調査・評価分科会＞ ⑤ 調査結果の報告 ＜中医協 基本問題小委員会・総会＞ ⑥ 入院・外来医療等の調査・評価分科会から調査結果の報告(速報)

※スケジュールの変更が必要な場合には、分科会及び中医協において適宜検討を行う。

※分科会検討内容を中医協基本問題小委員会・総会へ報告し、中医協の意見を踏まえ、必要があれば修正を加える。

令和4年度調査項目・内容(案)

(1) 一般病棟入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の施設基準等の見直しの影響について(その1)

【附帯意見(抜粋)】

- 2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 4 DPC／PDPS、短期滞在手術等基本料について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目及び判定基準の見直し
- ②一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の該当患者割合に係る施設基準の見直し
- ③一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化
- ④短期滞在手術等基本料の要件及び評価の見直し

【調査内容案】

調査対象：一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料等の届出を行っている医療機関

調査内容：(1)各医療機関における入院料の届出状況、職員体制、勤務状況

(2)重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の状況、急性期充実体制加算の届出状況

(3)各入院料等における患者の状況、医療提供内容、平均在院日数、入退院支援、退院先の状況等

(2) 特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について

【附帯意見(抜粋)】

- 2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ① 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の見直し
- ② 救命救急入院料及び特定疾患療養管理料における算定上限日数の延長、重症患者対応に係る体制の評価の新設等
- ③ 早期からの回復に向けた取組の評価の見直し

【調査内容案】

調査対象：特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料等を算定している患者の入院している医療機関

調査内容：(1) 重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の状況
(2) 当該管理料等における患者の状態、医療提供内容、入退室状況、生理学的スコア
(3) 重症患者対応体制強化加算の届出状況

等

(3) 地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について

【附帯意見(抜粋)】

- 3 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点から、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①地域包括ケア病棟入院料における実績要件及び施設基準等の見直し
- ②地域包括ケア病棟入院料の初期加算の見直し
- ③回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系及び要件等の見直し
- ④回復期リハビリテーション病棟入院料における回復期リハビリテーションを要する状態の見直し

【調査内容案】

調査対象：地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている医療機関

調査内容：(1) 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の届出を行っている医療機関における在宅医療・救急医療等の提供状況
(2) 回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている医療機関におけるリハビリテーションの提供状況及びその実績等の状況
(3) 各入院料等における患者の状態、医療提供内容、平均在院日数、入退院支援、退院先の状況 等

(4)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について

【附帯意見(抜粋)】

- 3 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点から、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①中心静脈栄養を実施している状態の患者に対する嚥下機能評価体制の要件化
- ②療養病棟入院基本料の経過措置の取扱いの見直し
- ③障害者施設等入院基本料の脳卒中患者等に係る入院料の見直し
- ④緩和ケア病棟入院料の評価体系の見直し

【調査内容案】

調査対象：療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、緩和ケア病棟入院料等の届出を行っている医療機関

調査内容：(1)各医療機関における入院料の届出状況、職員体制、勤務状況

(2)入院患者の医療区分別患者割合の状況

(3)各入院料等における患者の状態、医療提供内容、平均在院日数、入退院支援、退院先、看取りの取組の状況 等

(5) 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向けた評価等 について(その1)

【附帯意見(抜粋)】

15 新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組みつつ、新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向け、感染対策向上加算、外来感染対策向上加算等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療報酬上の対応の在り方について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の新設
- ②感染症対応も踏まえた評価の新設等

【調査内容案】

調査対象: 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算、急性期充実体制加算、重症患者対応体制強化加算の届出を行っている医療機関等

調査内容: (1) 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の届出状況、他の保険医療機関等との連携状況
(2) 急性期充実体制加算、重症患者対応体制強化加算の届出状況

等

(6) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等 について

【附帯意見(抜粋)】

- 9 医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ① 地域医療体制確保加算、手術・処置の時間外加算1等の見直し
- ② 夜間看護配置、看護補助者の配置等に係る評価の見直し
- ③ 医師事務作業補助体制加算、病棟薬剤業務実施加算の見直し

【調査内容案】

調査対象： 病院勤務医・看護職員の負担軽減に資する取組を要件とする項目(総合入院体制加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算、病棟薬剤業務実施加算、地域医療体制確保加算、処置・手術の休日加算1・時間外加算1・深夜加算1等、時間外受入体制強化加算(小児入院医療管理料))を届け出ている医療機関 等

調査内容： 負担軽減に資する取組を要件とする加算の届出状況、職員体制(常勤配置等)、勤務状況(医師、看護職員の勤務時間等)、負担軽減に資する取組の実施状況及び今後取り組む予定の事項等

等

(7) 外来医療に係る評価等について(その1)

【附帯意見(抜粋)】

- 7 オンライン診療について、今回改定による影響の調査・検証を行い、運用上の課題が把握された場合は速やかに必要な対応を検討するとともに、診療の有効性等に係るエビデンス、実施状況、医療提供体制への影響等を踏まえ、適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ① 情報通信機器を用いた診療に係る評価の見直し
- ② 生活習慣病管理料の見直し、外来腫瘍化学療法診療料の新設

【調査内容案】

調査対象：情報通信機器を用いた診療、生活習慣病管理料、外来腫瘍化学療法診療料等の届出等を行っている医療機関

調査内容：(1)情報通信機器を用いた診療に係る取組状況
(2)生活習慣病管理料、外来腫瘍化学療法診療料の届出状況

等

令和5年度調査項目・内容(案)

(1) 一般病棟入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の施設基準等の見直しの影響について(その2)

【附帯意見(抜粋)】

- 2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目及び判定基準の見直し
- ②一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の該当患者割合に係る施設基準の見直し
- ③一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化

【調査内容案】

調査対象：一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料等の届出を行っている医療機関

調査内容：(1)各医療機関における入院料の届出状況、職員体制、勤務状況

(2)重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の状況、急性期充実体制加算の届出状況

(3)各入院料等における患者の状況、医療提供内容、平均在院日数、入退院支援、退院先の状況

等

(2) 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向けた評価等について(その2)

【附帯意見(抜粋)】

15 新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組みつつ、新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向け、感染対策向上加算、外来感染対策向上加算等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療報酬上の対応の在り方について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の新設
- ②感染症対応も踏まえた評価の新設等

【調査内容案】

調査対象: 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算、急性期充実体制加算、重症患者対応体制強化加算の届出を行っている医療機関等

調査内容: (1) 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の届出状況、他の保険医療機関等との連携状況
(2) 急性期充実体制加算、重症患者対応体制強化加算の届出状況

等

(3) 医療資源の少ない地域における保険医療機関の実態について

【関係する改定内容】

- ・医療資源の少ない地域に配慮した評価に係る要件を緩和

【調査内容案】

調査対象: 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関

調査内容: 医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬項目の算定状況、職員体制、患者特性、地域の医療機関との連携状況

等

(4) 外来医療に係る評価等について(その2)

【附帯意見(抜粋)】

- 5 かかりつけ医機能の評価について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療計画の見直しに係る議論も踏まえながら、専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方等について引き続き検討すること。また、紹介状なしで受診する場合等の定額負担、紹介受診重点医療機関の入院医療の評価等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、外来医療の機能分化・強化、連携の推進について引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ① かかりつけ医機能に係る評価の見直し、医療機関間の連携に係る評価の見直し
- ② 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し、外来医療の機能分化に係る評価の見直し

【調査内容案】

調査対象: 機能強化加算、地域包括診療加算、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、外来腫瘍化学療法診療料等の届出等を行っている医療機関等、受診時定額負担の対象となる医療機関

調査内容: (1) かかりつけ機能を有する医療機関の普及状況、関係医療機関等との連携状況
(2) 紹介状なしの病院受診時の定額負担の徴収状況や、外来機能分化の取組状況

等

調査の回収率向上について

	調査対象 施設数	回収 施設数
平成28年度調査	6,731	2,202 (32.7%)
平成29年度調査	4,300	2,059 (47.9%)
平成30年度調査	6,545	2,350 (35.9%)
令和元年度調査	4,300	1,781 (41.4%)
令和2年度調査	6,200	2,682 (43.3%)
令和3年度調査	6,200	3,142 (50.7%)

[回収率向上に向けた取組]

- ・調査対象施設が会員等となっている関係団体に対する調査への協力のアナウンスの依頼
- ・調査概要に関するリーフレットを作成し、対象医療機関に配布
- ・調査項目を目的に沿った必要最低限のものとし、調査内容を簡素化
- ・DPCデータ等の活用による調査項目の簡素化、調査票の合理化(平成30年度調査より追加)
- ・オンラインによる回答方法の活用(令和2年度調査より追加)



令和4年度・令和5年度調査についても、引き続き、上記の取組みを継続し、回収率の向上を図ることとする。

参考

令和4年度診療報酬改定項目の概要

高度かつ専門的な急性期医療の提供体制に係る評価の新設

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大において果たした医療機関の役割等も踏まえ、手術や救急医療等の高度かつ専門的な医療及び高度急性期医療の提供に係る体制を十分に確保している場合の評価を新設する。

(新) 急性期充実体制加算 (1日につき)	7日以内の期間	460点
	8日以上11日以内の期間	250点
	12日以上14日以内の期間	180点

- [算定要件]
- ・ 入院した日から起算して14日を限度として、急性期一般入院料1又は特定一般病棟入院料に加算する。なお、ここでいう入院した日とは、当該患者が当該加算を算定できる病棟に入院又は転棟した日のことをいう。総合入院体制加算は別に算定できない。

- [主な施設基準]
- ・ **一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1に限る。)**を算定する病棟を有する保険医療機関であること。 ・ **総合入院体制加算の届出を行っていないこと。**
 - ・ **手術等に係る実績**について、以下のいずれかを満たしていること。前年度の手術件数等を**毎年7月に届け出るとともに、院内に掲示すること。**

ア 以下のうち、(イ)及び、(ロ)から(ヘ)のうち4つ以上において実績の基準を満たす。

(イ)全身麻酔による手術 (ロ)悪性腫瘍手術 (ハ)腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術 (ニ)心臓カテーテル法による手術 (ホ)消化管内視鏡による手術 (ヘ)化学療法(外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っており、かつ、レジメンの4割が外来で実施可能であること)

イ 以下のいずれかを満たし、かつアの(イ)及び、(ロ)から(ヘ)のうち2つ以上において実績の基準を満たす。

(イ)異常分娩 (ロ)6歳未満の乳幼児の手術

- ・ **24時間の救急医療提供**として、救命救急センター若しくは高度救命救急センターを有している、又は救急搬送の件数について実績の基準を満たす。
- ・ 精神科に係る体制として、**自院又は他院の精神科医が速やかに診療に対応できる体制**を常時整備していること等。
- ・ 高度急性期医療の提供として、**救命救急入院料等の治療室を届け出ている**こと。 ・ **感染対策向上加算1の届出**を行っていること。
- ・ 画像診断及び検査、調剤を24時間実施できる体制を確保していること。
- ・ **精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1若しくは2の届出**を行っていること。
- ・ 入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制として「**院内迅速対応チーム**」の整備等を行っていること。
- ・ **外来を縮小する体制**を確保していること。 ・ **手術・処置の休日加算1等の施設基準の届出**を行っていることが望ましい。
- ・ **療養病棟又は地ケア病棟の届出を行っていないこと。** **一般病棟の病床数の割合が、許可病床数(精神病棟入院基本料等を除く)の9割**であること。
- ・ **同一建物内に特別養護老人ホーム等を設置していないこと。** 特定の保険薬局との間で**不動産取引等その他の特別な関係がないこと。**
- ・ **入退院支援加算1又は2を届け出**ていること。 ・ 一般病棟における**平均在院日数が14日以内**であること。

(新) 精神科充実体制加算 (1日につき) 30点

- ・ **精神疾患を有する患者の受入れに係る充実した体制の確保**につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関に入院している患者について、**更に所定点数に加算**する。
- ・ **急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき充実した体制が整備**されていること。
- ・ **精神科を標榜**する保険医療機関であること。 ・ **精神病棟入院基本料等の施設基準の届出**を行っている保険医療機関であること。

総合入院体制加算の見直し①

手術の実績に係る見直し

- 手術の実施件数の実態を踏まえ、総合入院体制加算の施設基準として年間実績を求めている手術に「人工心肺を使用しない冠動脈、大動脈バイパス移植術」を追加する。

現行

【総合入院体制加算1】

〔施設基準〕

全身麻酔による手術件数が年800件以上であること。また、以下のアからカまでを全て満たしていること。

ア 人工心肺を用いた手術 40件/年以上

イ～カ (略)



改定後

【総合入院体制加算1】（※総合入院体制加算2、3も同様）

〔施設基準〕

全身麻酔による手術件数が年800件以上であること。また、以下のアからカまでを全て満たしていること。

ア 人工心肺を用いた手術 及び人工心肺を使用しない冠動脈、大動脈バイパス移植術 40件/年以上

イ～カ (略)

外来を縮小する体制に係る見直し

- 総合入院体制加算の施設基準である外来を縮小する体制を確保しているものとして、紹介受診重点医療機関を含むこととするとともに、実績に係る要件を見直す。

現行

【総合入院体制加算1】

〔施設基準〕

外来を縮小するに当たり、次の体制を確保していること。

ア 初診に係る選定療養の届出をしており、実費を徴収している。

イ 診療情報提供料Ⅰの注8の加算を算定する退院患者数及び転帰が治癒であり通院の必要のない患者数が直近1か月間の総退院患者数のうち、4割以上である。



改定後

【総合入院体制加算1】

〔施設基準〕

外来を縮小するに当たり、ア又はイのいずれかに該当すること。

ア 次のいずれにも該当すること。

- ・ 初診に係る選定療養の届出をしており、実費を徴収している
- ・ 診療情報提供料Ⅰの注8の加算を算定する退院患者数、転帰が治癒であり通院の必要のない患者数 及び初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数が、直近1か月間の総退院患者数のうち、4割以上である。

イ 紹介受診重点医療機関である。

急性期一般入院基本料（急性期一般入院料1～6）の内容

➤ 急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しを行うとともに、これに併せ、簡素化を図る観点も踏まえ、急性期一般入院料を7段階評価から6段階評価に再編する。

		入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4	入院料 5	入院料 6
看護職員		7 対 1 以上 (7 割以上が 看護師)	10対 1 以上 (7 割以上が看護師)				
該当患者割合 の基準	許可病床数 200床以上	31%／28%	27%／24%	24%／21%	20%／17%	17%／14%	測定している こと
	許可病床数 200床未満	28%／25%	25%／22%	22%／19%	18%／15%		
平均在院日数		18日以内	21日以内				
在宅復帰・病床機能連携率		8 割以上	－				
その他		医師の員数が 入院患者数の 100分の10以上	・ 入院医療等に関する調査への 適切な参加 ・ 届出にあたり入院料 1 の届出 実績が必要		－		
データ提出加算		○（要件）					
点数		1,650点	1,619点	1,545点	1,440点	1,429点	1,382点

【経過措置】

- 令和4年3月31日時点で施設基準の届出あり
⇒令和4年9月30日まで基準を満たしているものとする。
- 令和4年3月31日時点で急性期一般入院料6の届出あり
⇒令和4年9月30日まで改定前の点数を算定できる。

重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直し

評価項目の見直し

➤ 急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について、必要度の判定に係る評価項目を見直す。

現行

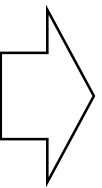
【一般病棟用】

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
	創傷処置			
1	(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	-
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	-
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	-
4	心電図モニターの管理	なし	あり	-
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	-
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	-
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療)	なし	-	あり
8	I:救急搬送後の入院(5日間) II:緊急に入院を必要とする状態(5日間)	なし	-	あり

改定後

- ・「心電図モニターの管理」の項目を廃止する。
- ・「注射薬剤3種類以上の管理」へ変更する。
- ・「輸血や血液製剤の管理」の項目の評価について2点に変更する。

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
	創傷処置			
1	(①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	-
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	-
3	注射薬剤3種類以上の管理	なし	あり	-
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	-
5	輸血や血液製剤の管理	なし	-	あり
6	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪無菌治療室での治療)	なし	-	あり
7	I:救急搬送後の入院(5日間) II:緊急に入院を必要とする状態(5日間)	なし	-	あり



重症度、医療・看護必要度の施設基準の見直し

➤ 重症度、医療
看護必要度の
評価項目の見
直しに伴い、
施設基準を右
のとおり見直
す。

現行※		
	必要度 I	必要度 II
急性期一般入院料 1	31%	29%
急性期一般入院料 2	28% (26%)	26% (24%)
急性期一般入院料 3	25% (23%)	23% (21%)
急性期一般入院料 4	22% (20%)	20% (18%)
急性期一般入院料 5	20%	18%
急性期一般入院料 6	18%	15%
7 対 1 入院基本料 (特定)	—	28%
7 対 1 入院基本料 (結核)	11%	9%
7 対 1 入院基本料 (専門)	30%	28%
看護必要度加算 1 (特定、専門)	22%	20%
看護必要度加算 2 (特定、専門)	20%	18%
看護必要度加算 3 (特定、専門)	18%	15%
総合入院体制加算 1・2	35%	33%
総合入院体制加算 3	32%	30%
急性期看護補助体制加算 看護職員夜間配置加算	7%	6%
看護補助加算 1	6%	5%
地域包括ケア病棟入院料 特定一般病棟入院料の注 7	14%	11%

※ カッコ内は許可病床数200床未満の経過措置



改定後			
		必要度 I	必要度 II
急性期一般 入院料 1	許可病床200床以上	31%	<u>28%</u>
	許可病床200床未満	<u>28%</u>	<u>25%</u>
急性期一般 入院料 2	許可病床200床以上	<u>27%</u>	<u>24%</u>
	許可病床200床未満	<u>25%</u>	<u>22%</u>
急性期一般 入院料 3	許可病床200床以上	<u>24%</u>	<u>21%</u>
	許可病床200床未満	<u>22%</u>	<u>19%</u>
急性期一般 入院料 4	許可病床200床以上	<u>20%</u>	<u>17%</u>
	許可病床200床未満	<u>18%</u>	<u>15%</u>
急性期一般入院料 5		<u>17%</u>	<u>14%</u>
7 対 1 入院基本料 (特定)		—	28%
7 対 1 入院基本料 (結核)		<u>10%</u>	<u>8%</u>
7 対 1 入院基本料 (専門)		30%	28%
看護必要度加算 1 (特定、専門)		22%	20%
看護必要度加算 2 (特定、専門)		20%	18%
看護必要度加算 3 (特定、専門)		18%	15%
総合入院体制加算 1・2		<u>33%</u>	<u>30%</u>
総合入院体制加算 3		<u>30%</u>	<u>27%</u>
急性期看護補助体制加算 看護職員夜間配置加算		7%	6%
看護補助加算 1		<u>5%</u>	<u>4%</u>
地域包括ケア病棟入院料 特定一般病棟入院料の注 7		<u>12%</u>	<u>8%</u>

【経過措置】
令和4年3月31日時点
で施設基準の届出あり
⇒ 令和4年9月30日
まで基準を満たしてい
るものとする。

重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化

重症度、医療・看護必要度Ⅱを要件とする対象病院の拡大

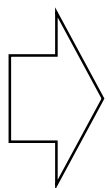
- 重症度、医療・看護必要度の測定に係る負担軽減及び測定の適正化を更に推進する観点から、急性期一般入院料1（許可病床数200床以上）を算定する病棟について、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いることを要件化する。

現行

【急性期一般入院基本料1】

〔施設基準〕

許可病床数が400床以上の保険医療機関であって、急性期一般入院基本料（急性期一般入院料1から6までに限る。）に係る届出を行っている病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。



改定後

【急性期一般入院基本料1】

〔施設基準〕

許可病床数が**200床以上の保険医療機関であって、急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟**及び許可病床数が400床以上の保険医療機関であって、急性期一般入院料2から**5**までに係る届出を行っている病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。

〔経過措置〕

令和4年3月31日において現に急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟（許可病床数が200床以上400床未満の保険医療機関に限る。）については、**同年12月31日までの間に限り**、当該基準を満たすものとみなす。

手術後の患者に対する多職種による疼痛管理に係る評価の新設

- 術後患者に対する質の高い疼痛管理を推進する観点から、術後疼痛管理チームによる疼痛管理について、術後疼痛管理チーム加算を新設する。

(新) 術後疼痛管理チーム加算 100点(一日につき)

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼痛管理を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 手術後の患者の疼痛管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される手術後の患者の疼痛管理に係るチーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）が設置されていること。

ア 麻酔に従事する専任の常勤医師

イ 手術後の患者の疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 手術後の患者の疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師

なお、アからウまでのほか、手術後の患者の疼痛管理に係る所定の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。

- (4) 術後疼痛管理チームにより、手術後の患者に係る術後疼痛管理実施計画が作成されること。また、当該患者に対して、当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
 - (5) 算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (※) 急性期一般入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟又は結核病棟に限る。）、専門病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料に限る。）、小児入院医療管理料及び特定一般病棟入院料において算定可能。

周術期における薬学的管理の評価の新設

- 薬剤師による周術期の薬物療法に係る医療安全に関する取組の実態を踏まえ、質の高い周術期医療が行われるよう、手術室の薬剤師が病棟の薬剤師と薬学的管理を連携して実施した場合の評価を新設する。

麻酔管理料（Ⅰ）・麻酔管理料（Ⅱ）

2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合

（新） 周術期薬剤管理加算 75点

[算定要件]

- ・ 専任の薬剤師が周術期における医療従事者の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する周術期薬剤管理を病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して実施した場合に算定する。
- ・ 周術期薬剤管理とは、次に掲げるものであること。なお、ア及びイについて、その内容を診療録等に記載すること。
 - ア **「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について（令和3年9月30日医政発0930第16号）」の3の3）**①等に基づき、周術期の薬学的管理等を実施すること。
 - イ アについては**病棟薬剤師等と連携して実施**すること。
 - ウ **時間外、休日及び深夜においても、当直等の薬剤師と連携し、安全な周術期薬剤管理が提供できる体制を整備**していること。
また、病棟薬剤師等と連携した周術期薬剤管理の実施に当たっては、「根拠に基づいた周術期患者への薬学的管理ならびに手術室における薬剤師業務のチェックリスト」（日本病院薬剤師会）等を参考にすること。

[施設基準の概要]

- ・ 当該保険医療機関内に周術期の薬学的管理を行うにつき必要な**専任の薬剤師**が配置されていること。
- ・ **病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っている保険医療機関**であること。
- ・ 周術期薬剤管理に関する**プロトコルを整備**していること。なお、周術期薬剤管理の実施状況を踏まえ、定期的な**プロトコルの見直し**を行うこと。
- ・ 周術期薬剤管理加算の施設基準における専任の薬剤師、病棟薬剤業務実施加算の施設基準における専任の薬剤師及び医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各薬剤師が周術期薬剤管理を実施するにつき必要な情報が提供されていること。
- ・ 医薬品の安全使用や、重複投与・相互作用・アレルギーのリスクを回避するための手順等を盛り込んだ**薬剤の安全使用に関する手順書（マニュアル）を整備し、必要に応じて当直等の薬剤師と連携**を行っていること。

周術期の栄養管理の推進

- 周術期における適切な栄養管理を推進する観点から、管理栄養士が行う周術期に必要な栄養管理について、周術期栄養管理実施加算を新設する。

(新) 周術期栄養管理実施加算 270点（1手術に1回）

[算定対象]

全身麻酔を実施した患者

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。

- (1) 周術期栄養管理実施加算は、専任の管理栄養士が医師と連携し、周術期の患者の日々変化する栄養状態を把握した上で、術前・術後の栄養管理を適切に実施した場合に算定する。
- (2) 栄養ケア・マネジメントを実施する際には、日本臨床栄養代謝学会の「静脈経腸栄養ガイドライン」又はESPENの「ESPEN Guideline : Clinical nutrition in surgery」等を参考とし、以下の項目を含めること。なお、必要に応じて入院前からの取組を実施すること。
「栄養スクリーニング」、「栄養アセスメント」、「周術期における栄養管理の計画を作成」、「栄養管理の実施」、「モニタリング」、「再評価及び必要に応じて直接的な指導、計画の見直し」
- (3) (2) の栄養ケア・マネジメントを実施する場合には、院内の周術期の栄養管理に精通した医師と連携していることが望ましい。

この場合において、特定機能病院入院基本料の注11に規定する入院栄養管理体制加算並びに救命救急入院料の注9、特定集中治療室管理料の注5、ハイケアユニット入院医療管理料の注4、脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4及び小児特定集中治療室管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算は別に算定できない。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に周術期の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。
- (2) 総合入院体制加算又は急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

救急医療管理加算の見直し

➤ 患者の重症度に応じた質の高い救急医療を適切に評価する観点から、以下の見直しを行う。

算定対象となる状態の見直し

➤ 救急医療管理加算の対象患者の状態について、状態の明確化と状態の追加をするとともに、評価の見直しを行う。

現行

【救急医療管理加算】（1日につき）（7日まで）

- 1 救急医療管理加算 1 950点
- 2 救急医療管理加算 2 350点

[対象患者]

- ・救急医療管理加算 1 の対象となる患者は、**ア～サのいずれかの状態**であって、緊急に入院が必要と認められた重症患者。
- ・救急医療管理加算 2 の対象となる患者は、**ア～サまでに準ずる状態**又は**シ**の状態であって、緊急に入院が必要と認められた重症患者。

- ア 吐血、咯血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
- イ 意識障害又は昏睡
- ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態
- エ 急性薬物中毒
- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）



改定後

【救急医療管理加算】（1日につき）（7日まで）

- 1 救急医療管理加算 1 **1,050点**
- 2 救急医療管理加算 2 **420点**

- キ 広範囲熱傷、**顔面熱傷又は気道熱傷**
- ク 外傷、破傷風等で重篤な状態
- ケ 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はt-PA 療法を必要とする状態
- コ **消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態**
- サ **蘇生術を必要とする重篤な状態**
- シ その他の重症な状態（加算 2 のみ）

算定要件の見直し

- 救急医療管理加算の算定において、対象患者の一部の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載することを要件とする。
- DPCデータの入力において、救急医療管理加算の対象患者の一部の状態の状態指標について、状態指標を記載する時点の明確化を行う。

改定後

[摘要欄記載事項]

- ◆ アからサのうち該当する状態
- ◆ イ、ウ、オ、カ又はキを選択する場合は、それぞれの入院時の状態に係る指標
- ◆ **イの状態に該当する場合はJCSOの状態、ウの状態に該当する場合はNYHA1又はP/F比400以上の状態及びキの状態（気道熱傷及び顔面熱傷を除く。）に該当する場合はBurn Index0の状態について、緊急入院が必要であると判断した医学的根拠（救急医療管理加算 2 においても、イ、ウ及びキに準ずる状態については同様の取り扱いとする。）**
- ◆ 当該重症な状態に対して、入院後 3 日以内に実施した検査、画像診断、処置又は手術のうち主要なもの

[DPC様式 1] ※予定・救急医療入院の患者に限る

患者の状態/状態指標	状態指標の記載時点
意識障害患者/JCS	・救急受診時 ・治療室又は病棟入室時
心疾患患者/NYHA	・救急受診時 ・治療室又は病棟入室時
呼吸不全の患者/P/F	・救急受診時 ・治療室又は病棟入室時
熱傷患者/Burn Index	・治療室若しくは病棟入室時又は傷病が発生した時点

特定集中治療室等における重症患者対応体制の強化に係る評価

➤ 集中治療領域における重症患者対応の強化及び人材育成の重要性を踏まえ、特定集中治療室等における重症患者対応に係る体制を確保している場合の評価を新設する。

救命救急入院料 2・4、特定集中治療室管理料 1～4

(新) 重症患者対応体制強化加算		
イ	3日以内の期間	750点
ロ	4日以上7日以内の期間	500点
ハ	8日以上14日以内の期間	300点

〔算定要件〕
重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

〔施設基準の概要〕

専従の常勤看護師 1名 以上	・集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験が5年以上かつ集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了した看護師		
専従の常勤臨床工学技士 1名 以上	・救命救急入院料/特定集中治療室管理料の届出を行っている医療機関において5年以上勤務した臨床工学技士	*実施業務* ・集中治療を必要とする患者の看護に従事する看護職員を対象とした 院内研修を、年1回以上実施。 院内研修は、重症患者への看護実践のために必要な知識・技術の習得とその向上を目的とした、以下の内容を含む研修であること ① 重症患者の病態生理、全身管理の知識・看護 ② 人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）を用いた重症患者の看護の実際	
看護師 2名 以上 ※当該治療室の施設基準に係る看護師の数に含めないこと。 ※当該治療室以外の治療室又は病棟において勤務した場合、勤務した治療室又は病棟における看護師の数に含めないこと。	・集中治療の看護に従事した経験が3年以上かつ集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を受講。		*実施業務* ・新興感染症の発生等の有事の際に、都道府県等の要請に応じて、 他の医療機関等の支援を行う。 （支援にあたる看護師は当該看護師であることが望ましい） ・ 地域の医療機関等が主催する 集中治療を必要とする患者の看護に関する 研修に講師として参加する など、地域における集中治療の質の向上を目的として、 地域の医療機関等と協働する ことが望ましい。
必要な届出	・区分番号「A200-2」急性期充実体制加算 ・区分番号「A234-2」感染対策向上加算1 ただし、急性期一般入院料1に係る届出を行っている保険医療機関については、区分番号「A200-2」急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合であっても、令和5年3月31日までの間に限り、別添7の様式42の8にその理由及び今後の届出予定を記載することをもって、当該届出を行っているものとみなす。		
実績	・特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の「特殊な治療法等」に該当する患者が 1割5分以上		

重症患者等に対する支援に係る評価の新設

- 集中治療領域において、特に重篤な状態の患者及びその家族等に対する支援を推進する観点から、患者の治療に直接関わらない専任の担当者である「入院時重症患者対応メディエーター」が、当該患者の治療を行う医師・看護師等の他職種とともに、当該患者及びその家族等に対して、治療方針・内容等の理解及び意向の表明を支援する体制を整備している場合の評価を新設する。

(新) 重症患者初期支援充実加算 300点（1日につき）

[算定要件]

- ・ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第3節の特定入院料のうち、重症患者初期支援充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、**入院した日から起算して3日を限度**として所定点数に加算する。
- ・ 入院時重症患者対応メディエーターは、以下の業務を行うものとする。
 - ア **当該患者及びその家族等の同意を得た上で、当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明することを、当該患者の治療を行う医師・看護師等の他職種とともに、支援を行う。**
 - イ 支援の必要性が生じてから**可能な限り早期に支援**するよう取り組む。
 - ウ 当該患者及びその家族等の**心理状態に配慮した環境で支援**を行う。
 - エ 当該患者及びその家族等に対して実施した支援の内容及び実施時間について診療録等に記載する。

[施設基準]

- (1) 患者サポート体制充実加算に係る届出を行っていること。
- (2) **特に重篤な患者及びその家族等に対する支援を行うにつき必要な体制が整備されている**こと。
- (3) **当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の担当者**（以下「**入院時重症患者対応メディエーター**」という。）を配置していること。なお、支援に当たっては、**当該患者の診療を担う医師及び看護師等の他職種とともに支援**を行うこと。
- (4) 入院時重症患者対応メディエーターは、**当該患者の治療に直接関わらない者**であって、以下のいずれかであること。
 - ア **医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者**（医療関係団体等が実施する研修を令和5年3月31日までに修了していることが望ましい）
 - イ **医療有資格者以外の者であって、医療関係団体等が実施する研修を修了し、かつ、支援に係る経験を有する者**
- (5) **支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが月1回程度開催**されており、入院時重症患者対応メディエーター、集中治療部門の職員等に加え、必要に応じて当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。
- (6) **支援に係る対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備**し、職員に遵守させていること。
- (7) 支援の内容その他必要な実績を記録していること。
- (8) 定期的に支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

救命救急入院料等に係る要件の見直し

算定上限日数の見直し

- 急性血液浄化又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とする患者や臓器移植を行った患者について、長期の集中治療管理が必要となる実態を踏まえ、早期から患者の回復に向けた取組を十分に行っている救命救急入院料及び特定集中治療室管理料における当該患者に係る算定上限日数を延長する。

現行	
【A300 救命救急入院料】 【A301 特定集中治療室管理料】	
	日数
通常	14日
重症広範囲熱傷患者（※1）	60日

（※1）救命救急入院料3及び4、特定集中治療室管理料2及び4に限る。



改定後	
【A300 救命救急入院料】 【A301 特定集中治療室管理料】	
	日数
通常	14日
重症広範囲熱傷患者（※1）	60日
急性血液浄化（腹膜透析を除く）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とする患者	25日
臓器移植（心臓、肺、肝臓に限る）を行った患者	30日

- 【算定上限日数に係る施設基準の概要】
- 当該治療室において、「早期離床・リハビリテーション加算」又は「早期栄養介入管理加算」の届出を行っていること。
 - 「関係学会と連携」をとって患者の診療を行っていること。

施設基準の見直し

- バイオフィットルーム設置による治療室内における感染症の発症抑制に係る実態を踏まえ、バイオフィットルームの設置に関する要件の見直しを行う。

現行	
【施設基準】	
・原則として、当該治療室内はバイオフィットルームであること。	



改定後	
【施設基準】	
・ <u>当該治療室内に、手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましいこと。</u>	

【見直しの対象となる治療室】
「A300」救命救急入院料2・4、「A301」特定集中治療室管理料1～4、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料

救急搬送診療料の見直し

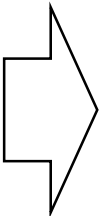
算定要件の見直し

➤ 入院患者を転院搬送する際に、救急搬送診療料が算定可能な場合を明確化する。

救急搬送診療料 1,300点

現行

・当該保険医療機関の入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、救急搬送診療料は算定できない。



改定後

- ・ 救急搬送診療料は、**救急用の自動車等に同乗して診療を行った医師の所属する保険医療機関において算定する。**
- ・ 入院患者を他の保険医療機関に搬送した場合、救急搬送診療料は算定できない。ただし、**以下のいずれか**に該当する場合においては、**入院患者**についても救急搬送診療料を算定することができる。
 - ア **搬送元保険医療機関以外の保険医療機関の医師**が、救急用の自動車等に同乗して診療を行った場合
 - イ **救急搬送中に人工心肺補助装置、補助循環装置又は人工呼吸器を装着し医師による集中治療を要する状態の患者**について、**関係学会の指針等に基づき**、患者の搬送を行う場合

重症患者搬送に係る診療への評価の新設

➤ ECMO等を装着した重症患者に対する搬送中の専門性の高い診療の必要性を踏まえ、関係学会の指針等に基づき、重症患者搬送チームが搬送を行った場合について新たな評価を行う。

救急搬送診療料 1,300点
(新) 重症患者搬送加算 1,800点

[対象患者]
救急搬送中に人工心肺補助装置、補助循環装置又は人工呼吸器を装着し医師による**集中治療を要する状態の患者**。

[算定要件]
関係学会の指針等に基づき、重症患者搬送チームが搬送を行った場合に加算する。

- [施設基準の概要]
- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される重症患者搬送チームが設置されていること。
 - ア 集中治療の経験を5年以上有する医師
 - イ 看護師
 - ウ 臨床工学技士
 - (2) (1)のアの医師は、重症の小児患者を搬送する場合、小児の特定集中治療の経験を5年以上有することが望ましい。
 - (3) (1)のイの看護師は、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、適切な研修を修了した看護師であることが望ましい。
 - (4) (1)のウの臨床工学技士は、救命救急入院料等を届け出た病棟を有する保険医療機関で5年以上の経験を有することが望ましい。
 - (5) 関係学会により認定された施設であること。
 - (6) 日本集中治療医学会が定める指針等に基づき、**重症患者搬送が適切に実施**されていること。
 - (7) 重症患者搬送チームにより、重症患者搬送に関する**研修を定期的に実施**すること。

早期からの回復に向けた取組への評価

職種要件・算定要件の見直し

- 入室後早期から実施する離床に向けた取組を更に推進するため、早期離床・リハビリテーションに関わる職種に言語聴覚士を追加する。

早期栄養介入管理加算の算定要件の見直し

- 早期栄養介入管理加算について、経腸栄養の開始の有無に応じた評価に見直す。

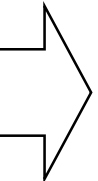
現行

【早期栄養介入管理加算】
【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から経腸栄養等の必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として400点を所定点数に加算する。

【施設基準】

- ・当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。



改定後

【早期栄養介入管理加算】
【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

【施設基準】

イ 当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。

□ 当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制※が整備されていること。

※ 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。

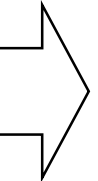
早期からの回復に向けた取組について算定対象となる治療室の見直し

- 特定集中治療室以外の治療室においても、患者の入室後早期から離床に向けた総合的な取組を行っている実態及びその効果を踏まえ、早期離床・リハビリテーション加算及び早期栄養介入管理加算の対象となる治療室を見直す。

現行

特定集中治療室管理料 1～4

- ・早期離床・リハビリテーション加算
500点（1日につき）（14日まで）
- ・早期栄養介入管理加算
400点（1日につき）（7日まで）



改定後

特定集中治療室管理料 1～4
救命救急入院料 1～4
ハイケアユニット入院医療管理料 1、2
脳卒中ケアユニット入院医療管理料
小児特定集中治療室管理料

重症度、医療・看護必要度の評価項目及び判定基準の見直し

評価項目及び判定基準の見直し

➤ 高度急性期の入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について、必要度の判定に係る評価項目及び判定基準を見直す。

現行

【特定集中治療室用】			
A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 心電図モニターの管理	なし	あり	
2 輸液ポンプの管理	なし	あり	
3 動脈圧測定（動脈ライン）	なし		あり
4 シリンジポンプの管理	なし	あり	
5 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし		あり
6 人工呼吸器の管理	なし		あり
7 輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8 肺動脈圧測定（スワンガンツカテテル）	なし		あり
9 特殊な治療法等 （CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓、ICP測定、ECMO）	なし		あり

B 患者の状況等	基準
10 寝返り	A得点4点以上かつ B得点3点以上
11 移乗	
12 口腔清潔	
13 食事摂取	
14 衣服の着脱	
15 診療・療養上の指示が通じる	
16 危険行動	

改定後

・「心電図モニターの管理」「B 患者の状況等」の項目を廃止

【特定集中治療室用】			
A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 輸液ポンプの管理	なし	あり	
2 動脈圧測定（動脈ライン）	なし		あり
3 シリンジポンプの管理	なし	あり	
4 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）	なし		あり
5 人工呼吸器の管理	なし		あり
6 輸血や血液製剤の管理	なし		あり
7 肺動脈圧測定（スワンガンツカテテル）	なし		あり
8 特殊な治療法等 （CHDF、IABP、PCPS、補助人工心臓、ICP測定、ECMO、 IMPELLA ）	なし		あり

基準	A得点3点以上
----	---------

評価方法の見直し

➤ 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について、**レセプト電算処理システム用コードを用いた評価を導入**する。

重症度、医療・看護必要度（Ⅱ）	
救命救急入院料 1	—
救命救急入院料 2	7割
救命救急入院料 3	—
救命救急入院料 4	7割
特定集中治療室管理料 1	7割
特定集中治療室管理料 2	7割
特定集中治療室管理料 3	6割
特定集中治療室管理料 4	6割

【経過措置】
令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の届出を行っている病棟にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の評価票を用いて評価をしても差し支えない。

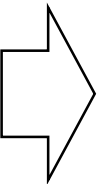
救命救急入院料 1 及び 3 における重症度、医療・看護必要度の評価票の見直し

重症度、医療・看護必要度の測定に用いる評価票の変更

- ▶ 高度急性期入院医療を必要とする患者の状態に応じた適切な評価を行う観点から、救命救急入院料 1 及び 3 における、重症度、医療・看護必要度の測定に用いる評価票について、特定集中治療室の評価票からハイケアユニット用の評価票に変更する。

現行

入院料	必要度の測定に用いる評価票	必要度 I
救命救急入院料 1	特定集中治療室用	－
救命救急入院料 2	特定集中治療室用	8割
救命救急入院料 3	特定集中治療室用	－
救命救急入院料 4	特定集中治療室用	8割



改定後

入院料	必要度の測定に用いる評価票	必要度 I	<u>必要度 II</u>
救命救急入院料 1	<u>ハイケアユニット用</u>	－	－
救命救急入院料 2	特定集中治療室用	8割	<u>7割</u>
救命救急入院料 3	<u>ハイケアユニット用</u>	－	－
救命救急入院料 4	特定集中治療室用	8割	<u>7割</u>

【経過措置】

令和4年3月31日時点で救命救急入院料 1 及び3の届出を行っている病棟にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の評価票を用いて評価をしても差し支えない。

地域包括ケア病棟入院料に係る施設基準



	入院料 1	管理料 1	入院料 2	管理料 2	入院料 3	管理料 3	入院料 4	管理料 4
看護職員	1 3 対 1 以上（7 割以上が看護師）							
リハビリ専門職	病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を 1 名以上配置							
リハビリテーション実施	リハビリテーションを提供する患者については 1 日平均 2 単位以上提供していること							
意思決定支援の指針	適切な意思決定支援に係る指針を定めていること							
救急の実施	一般病床において届け出る場合には、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院であること（ただし、200床未満の場合は救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていることで要件を満たす。）							
届出単位	病棟	病室	病棟	病室	病棟	病室	病棟	病室
許可病床数200床未満	○		－		○		－	
室面積	6.4平方メートル以上				－			
重症患者割合	重症度、医療・看護必要度Ⅰ 12%以上 又は 重症度、医療・看護必要度Ⅱ 8%以上							
自院の一般病棟から転棟した患者割合	－		6 割未満 (許可病床数200床以上の場合) (満たさない場合85／100に減算)		－		6 割未満 (許可病床数200床以上の場合) (満たさない場合85／100に減算)	
自宅等から入棟した患者割合	2割以上 (管理料の場合、10床未満は3月で8人以上)		いずれか1つ以上 (満たさない場合90／100に減算) (「在宅医療等の実績」については6つのうち1つ以上を満たせばよい)		2割以上 (管理料の場合、10床未満は3月で8人以上)		いずれか1つ以上 (満たさない場合90／100に減算) (「在宅医療等の実績」については6つのうち1つ以上を満たせばよい)	
自宅等からの緊急患者の受入	3月で9人以上				3月で9人以上			
在宅医療等の実績	○（2つ以上）				○（2つ以上）			
在宅復帰率	7割2分5厘以上				7割以上（満たさない場合90／100に減算）			
入退院支援部門等	入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること 入院料及び管理料の1・2については入退院支援加算1を届け出ていること（許可病床数100床以上の場合） （満たさない場合90／100に減算）							
点数（生活療養）	2,809点（2,794点）		2,620点（2,605点）		2,285点（2,270点）		2,076点（2,060点）	

・ **療養病床については 95 / 100 の点数を算定** する。ただし、**救急告示あり／自宅等から入棟した患者割合が 6 割以上／自宅等からの緊急患者受け入れ 3 月で 30 人以上のいずれか**を満たす場合は 100 / 100

地域包括ケア病棟入院料に係る施設基準

在宅医療等の実績

- ① 当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。
- ② 当該保険医療機関において在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導料Ⅰの算定回数が直近3か月間で60回以上であること。
- ③ 同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の算定回数が直近3か月間で300回以上であること。
- ④ 当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。
- ⑤ 同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する事業所が、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護又は介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有していること。
- ⑥ 当該保険医療機関において退院時共同指導料2及び外来在宅共同指導料1の算定回数が直近3か月間で6回以上であること。

地域包括ケア病棟入院料に係る見直し①

実績要件の見直し①

- 救急体制に係る評価の見直し
 - 一般病床において地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア病棟管理料を算定する場合については、**第二次救急医療機関であること又は救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院であることを要件**とする。
※ ただし、200床未満の保険医療機関については、**当該保険医療機関に救急外来を有していること又は24時間の救急医療提供を行っていることで要件を満たす**こととする。

実績要件の見直し①

- 重症患者割合の見直し
 - 重症度、医療・看護必要度の割合について、必要度Ⅰの割合は1割2分以上、必要度Ⅱの割合は0割8分以上へ見直す。

現行	改定後
【地域包括ケア病棟入院料】 (抜粋・概要) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合 1割4分以上 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合 1割1分以上	【地域包括ケア病棟入院料】 (抜粋・概要) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合 <u>1割2分以上</u> 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合 <u>0割8分以上</u>

- 自院一般病棟からの転棟割合の見直し
 - 入院料2及び4における自院の一般病棟から転棟した患者割合に係る要件について、**許可病床数が200床以上400床未満の医療機関についても要件化**するとともに、当該要件を満たしていない場合は、**所定点数の100分の85に相当する点数**を算定することとする。

現行	改定後
【地域包括ケア病棟入院料】 400床以上の保険医療機関であって「入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が6割未満であること」を満たさない場合は所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。	【地域包括ケア病棟入院料】 <u>200床以上</u> の保険医療機関であって「入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が6割未満であること」を満たさない場合は所定点数の <u>100分の85</u> に相当する点数を算定する。

地域包括ケア病棟入院料に係る見直し②

実績要件の見直し②

➤ 自宅等から入棟した患者割合及び自宅等からの緊急患者の受入数の見直し

1. 入院料1・3、管理料1・3における自宅等から入院した患者割合の要件について、1割5分以上から2割以上に変更するとともに、自宅等からの緊急の入院患者の3月の受入れ人数について、6人以上から9人以上に変更する。

現行

【地域包括ケア病棟入院料1・3、管理料1・3】
ハ 当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が1割5分以上であること。（ただし、病床数が10未満のものにあっては、自宅等から入院した患者が6人以上であること。）
ニ 当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前3月間において6人以上であること。

➡

改定後

【地域包括ケア病棟入院料1・3、管理料1・3】
ハ 当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が2割以上であること。（ただし、病床数が10未満のものにあっては、自宅等から入院した患者が8人以上であること。）
ニ 当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前3月間において9人以上であること。

2. 入院料2・4、管理料2・4における自宅等から入院した患者割合の要件について、以下のいずれか1つ以上を満たすことを追加する。（※1）

ア 自宅等から入棟した患者割合が2割以上であること
イ 自宅等からの緊急患者の受入れが3月で9人以上であること
ウ 在宅医療等の実績を1つ以上有すること

（※1）当該要件を満たしていない場合は、所定点数の100分の90に相当する点数を算定することとする。

3. 在宅医療等の実績における退院時共同指導料2の算定回数の実績要件について、外来在宅共同指導料1の実績を加えてもよいこととする。

➤ 在宅復帰率の見直し

● 入院料1・2、管理料1・2における在宅復帰率の要件について、7割以上から7割2分5厘以上に変更する。
入院料3・4、管理料3・4について、7割以上であることを要件に追加する。（※2）

【地域包括ケア病棟入院料1・2、管理料1・2】
□ 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。
【地域包括ケア病棟入院料3・4、管理料3・4】
（新設）

➡

【地域包括ケア病棟入院料1・2、管理料1・2】
□ 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割2分5厘以上であること。
【地域包括ケア病棟入院料3・4、管理料3・4】
□ 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が7割以上であること。

（※2） 当該要件を満たしていない場合は、所定点数の100分の90に相当する点数を算定することとする。

22

地域包括ケア病棟入院料に係る見直し③

医療法上の病床種別に係る評価の見直し

➤ 医療法上の病床種別に係る評価を見直す。

- 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料を算定する病棟又は病室に係る病床が療養病床である場合には、所定点数の100分の95に相当する点数を算定することとする。
- ただし、当該病棟又は病室について以下のうちいずれかを満たす場合、所定点数（100分の100）を算定する。

- ① 自宅等からの入院患者の受入れが6割以上
- ② 自宅等からの緊急の入院患者の受入実績が前3月で30人以上である場合
- ③ 救急医療を行うにつき必要な体制が届出を行う保険医療機関において整備されている場合

地域包括ケア病棟入院料の初期加算の見直し

➤ 地域包括ケア病棟入院料の初期加算について、評価を見直す。

現行

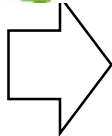
【急性期病棟から受入れた患者】

当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院又は転棟した日から起算して14日を限度として、急性期患者支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。



【在宅から受入れた患者】

当該病棟又は病室に入院している患者のうち、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して14日を限度として、在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。



改定後

当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、急性期患者支援病床初期加算として、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、在宅患者支援病床初期加算として、転棟若しくは転院又は入院した日から起算して14日を限度として、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。



(改) イ 急性期患者支援病床初期加算

(1) 許可病床数が400床以上の保険医療機関の場合

- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合 **150点**
- ② ①の患者以外の患者の場合 **50点**

(2) 許可病床数400床未満の保険医療機関

- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合 **250点**
- ② ①の患者以外の患者の場合 **125点**

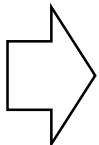
(改) ロ 在宅患者支援病床初期加算

- ① 介護老人保健施設から入院した患者の場合 **500点**
- ② 介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者の場合 **400点**



現行

急性期病棟から受入れた患者：急性期患者支援病床初期加算
150点（14日を限度とする。）
在宅から受入れた患者：在宅患者支援病床初期加算
300点（14日を限度とする。）



改定後

急性期患者支援病床初期加算	算定する医療機関が400床以上の地ケアの場合	自院等の一般病棟	50点
		他院の一般病棟	150点
	算定する医療機関400床未満の地ケアの場合	自院等の一般病棟	125点
		他院の一般病棟	250点
在宅患者支援病床初期加算	老人保健施設		500点
	自宅・その他施設		400点

回復期リハビリテーション病棟入院料（施設基準）

	入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4	入院料 5 (※1)
医師	専任常勤 1 名以上				
看護職員	1 3 対 1 以上（7 割以上が看護師）	1 5 対 1 以上（4 割以上が看護師）			
看護補助者	3 0 対 1 以上				
リハビリ専門職	専従常勤の P T 3 名以上、 O T 2 名以上、S T 1 名以上	専従常勤の P T 2 名以上、O T 1 名以上			
社会福祉士	専任常勤 1 名以上	－			
管理栄養士	専任常勤 1 名	専任常勤 1 名の配置が望ましい			
第三者評価	<u>受けていることが望 ましい</u>	－	<u>受けていることが望 ましい</u>	－	－
リハビリテーション実績指数等の 院内掲示等による公開	○				
データ提出加算の届出	○				○
休日リハビリテーション	○	－			
新規入院患者のうちの、 重症の患者の割合	3 割以上→ <u>4 割以上</u>	2 割以上→ <u>3 割以上</u>			－
入院時に重症であった患者における 退院時の日常生活機能評価 () 内はFIM総得点	3 割以上が 4 点（16点）以上改善	3 割以上が 3 点（12点）以上改善			－
自宅等に退院する割合	7 割以上				－
リハビリテーション実績指数	40以上	－	35以上	－	－
点数 () 内は生活療養を受ける場合	2,129点 (2,115点)	2,066点 (2,051点)	1,899点 (1,884点)	1,841点 (1,827点)	1,678点 (1,664点)

※ 1：入院料 5 については、届出から 2 年間に限り届け出ることができる。

なお、令和 4 年 3 月 31 日時点において、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は 6 の届出を行っている病棟については、1 年間、改定前の医科診療報酬点数表により回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は 6 を算定し、その後 1 年間、新入院料 5 を算定することができる。

回復期リハビリテーション病棟入院料に係る見直し

入院料の評価体系の再編

- 回復期リハビリテーション病棟入院料を再編し、入院料5を廃止するとともに、現行の入院料6を新たな入院料5として位置付ける
 - 新たに改定後の回復期リハビリテーション病棟入院料5を算定する場合は、算定を開始した日から2年間に限り算定することができることとする。

現行

【回復期リハビリテーション病棟入院料】

【算定要件】（概要）

5	回復期リハビリテーション病棟入院料5	1,736点
6	回復期リハビリテーション病棟入院料6	1,678点

改定後

【回復期リハビリテーション病棟入院料】

【算定要件】（概要）

（新）5 回復期リハビリテーション病棟入院料5 1,678点
（削除）

【経過措置】

令和4年3月31日時点において回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間、改定前の医科診療報酬点数表により回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6を算定できることとする。

重症の患者割合に係る要件の見直し

- 重症の患者割合の見直し
 - 回復期リハビリテーション病棟入院料1から4までに係る施設基準における新規入院患者のうちの、重症の患者の割合を見直し、回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2については4割以上、回復期リハビリテーション病棟入院料3及び4については3割以上とする。

【経過措置】

令和4年3月31日時点において回復期リハビリテーション病棟入院料1、2、3又は4の届出を行っている病棟については、同年9月30日までの間、当該基準を満たすものとみなす。

医療機関の体制に係る要件等の見直し

- 第三者評価について
 - 回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3について、公益財団法人日本医療機能評価機構等による第三者の評価を受けていることが望ましいこととする。

回復期リハビリテーション病棟入院料に係る見直し

回復期リハビリテーションを要する状態の見直し

- 回復期リハビリテーションを要する状態について、「急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態」を追加し、算定上限日数を90日以内とする。

	回復期リハビリテーションを要する状態	算定上限日数
回復期リハビリテーション病棟入院料に入院する患者	1 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態	○ 算定開始日から起算して 150日以内 ○ 高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合は、算定開始日から起算して 180日以内
	2 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は2肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	○ 算定開始日から起算して 90日以内
	3 外科手術後又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	○ 算定開始日から起算して 90日以内
	4 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後の状態	○ 算定開始日から起算して 60日以内
	5 股関節又は膝関節の置換術後の状態	○ 算定開始日から起算して 90日以内
	(新) 6 急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態	○ 算定開始日から起算して 90日以内

特定機能病院におけるリハビリテーションの評価

- 令和4年3月31日をもって廃止予定であった特定機能病院における回復期リハビリテーション病棟入院料について、現に届出がなされている特定機能病院の病棟において一定程度の役割を果たしていることが確認されることから、特定機能病院におけるリハビリテーションに係る役割を明確化することとし、「特定機能病院リハビリテーション病棟入院料」と位置付け、当該入院料に係る施設基準を見直す。

(新) 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 2,129点 (生活療養を受ける場合にあっては2,115点)

〔算定要件〕 (概要)

主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関（特定機能病院に限る。）が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。

〔施設基準〕 (概要・一部抜粋)

- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）及び呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- 専従の常勤医師が1名以上配置されていること。
- 1日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。
- 当該病棟に専従の常勤の理学療法士が3名以上、専従の常勤の作業療法士が2名以上、専従の常勤の言語聴覚士が1名以上、専従の常勤の管理栄養士が1名以上、在宅復帰支援を担当する専従の常勤の社会福祉士等が1名以上配置されていること。
- 特定機能病院であること。（当分の間は、令和4年3月31日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っているものに限る。）
- 休日を含め、週7日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
- 当該病棟において、新規入院患者のうち5割以上が重症の患者であること。
- 当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が7割以上であること。
- リハビリテーションの効果に係る実績の指数が40以上であること。
- 他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。
- 早期離床・リハビリテーション加算及び早期栄養介入管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- 1病棟に限り届出を行うことができること。

療養病棟入院基本料

療養病棟入院料 1

【施設基準】

①看護配置：20：1以上 ②医療区分2・3の患者が8割以上

	医療区分3	医療区分2	医療区分1
ADL区分3	1, 813点	1, 414点	968点
ADL区分2	1, 758点	1, 386点	920点
ADL区分1	1, 471点	1, 232点	815点

医療区分

医療区分3	【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態（他に医療区分2又は3に該当する項目がある場合） 【医療処置】 ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養（<u>摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制を有していない場合においては、療養病棟入院基本料の医療区分3の場合の点数に代えて、医療区分2の場合に相当する点数を算定</u>） ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法（常時流量3L/分以上を必要とする状態等）
医療区分2	【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病（スモンを除く） ・脊髄損傷（頸髄損傷） ・慢性閉塞性肺疾患（COPD） ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内（<u>経過措置注11の病棟に入院する患者については、FIMの測定を行っていない場合は、医療区分1の場合に相当する点数を算定</u>） ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態（原因・治療方針を医師を含め検討） ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態（他に医療区分2又は3に該当する項目がない場合） 【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引（1日8回以上） ・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷（皮膚潰瘍 ・手術創 ・創傷処置） ・酸素療法（医療区分3に該当するもの以外のもの）
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

療養病棟入院料 2

【施設基準】

①看護配置20：1以上 ②医療区分2・3の患者が5割以上

	医療区分3	医療区分2	医療区分1
ADL区分3	1, 748点	1, 349点	903点
ADL区分2	1, 694点	1, 322点	855点
ADL区分1	1, 406点	1, 167点	751点

ADL区分

ADL区分3：	23点以上
ADL区分2：	11点以上～23点未満
ADL区分1：	11点未満

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。
新入院（転棟）の場合は、入院（転棟）後の状態について評価する。

- （ 0．自立、1．準備のみ、2．観察、3．部分的援助、4．広範な援助、5．最大の援助、6．全面依存 ）

項目	支援のレベル
a ベッド上の可動性	0～6
b 移乗	0～6
c 食事	0～6
d トイレの使用	0～6
（合計点）	0～24

療養病棟入院基本料の見直し①

医療区分の見直し

- 療養病棟における中心静脈栄養を実施している状態にある患者について、患者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制を有していない場合においては、療養病棟入院基本料の医療区分3の場合の点数に代えて、医療区分2の場合に相当する点数を算定することとする。

改定後

【療養病棟入院基本料】

〔算定要件〕（概要・抜粋）

注1 1又は2の入院料A、B又はCを算定する場合であって、当該病棟において中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されていると認められない場合には、それぞれ1又は2の入院料D、E又はFを算定

【経過措置】

- 令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されているものとみなす。
- 令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2を算定している患者であって、医療区分3のうち「中心静脈注射を実施している状態」に該当しているものについては、当該患者が入院している病棟における摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制の確保の状況にかかわらず、当該状態が継続している間に限り、医療区分3に該当する場合の点数を算定できる。

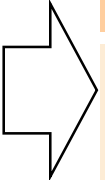
療養病棟入院基本料の見直し②

療養病棟入院基本料（注11に規定する経過措置）の評価の見直し

- 療養病棟入院基本料の注11に規定する経過措置（所定点数の100分の85）について、医療療養病床に係る医療法上の人員配置標準の経過措置の見直し方針及び届出状況を踏まえ、評価を見直した上で、経過措置期間を2年間延長する。

現行

【療養病棟入院基本料】
[算定要件]（概要）
注11 療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の100分の85に相当する点数を算定する。



改定後

【療養病棟入院基本料】
[算定要件]（概要）
注11 療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の100分の75に相当する点数を算定する。

療養病棟入院基本料（注11に規定する経過措置）におけるリハビリテーションについて

- 療養病棟入院基本料の注11に規定する経過措置において、以下の見直しを行う。
 - 疾患別リハビリテーション料を算定する患者に対して、FIM（機能的自立度評価法）の測定を月に1回以上行っていない場合は、1日につき2単位まで出来高での算定とする。
 - 医療区分2の患者であって、疾患別リハビリテーション料を算定する患者に対して、FIMの測定を行っていない場合においては、医療区分1の場合に相当する点数を算定することとする。

【経過措置】

- 令和4年3月31日において現に療養病棟入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、FIMの測定を行っているものとみなす。

患者の状態に応じた入院医療の評価について

障害者施設等入院基本料等における脳卒中患者の評価

➤ 障害者病棟に入院する重度の意識障害を有さない脳卒中の患者について、療養病棟入院料の評価体系を踏まえた評価に見直す。また、特殊疾患病棟入院料についても同様の取扱いとする。

現行

【障害者施設等入院基本料】

〔算定要件〕（抜粋・例）

1	7対1入院基本料	1,615点
2	10対1入院基本料	1,356点
3	13対1入院基本料	1,138点
4	15対1入院基本料	995点

【特殊疾患入院医療管理料】

〔算定要件〕（抜粋・例）

特殊疾患入院医療管理料	2,070点
-------------	--------

【特殊疾患病棟入院料】

〔算定要件〕（抜粋・例）

1	特殊疾患病棟入院料 1	2,070点
2	特殊疾患病棟入院料 2	1,675点



改定後

【障害者施設等入院基本料】

〔算定要件〕（重度の意識障害を有さない脳卒中の患者の場合）

注12 イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料

(1)	医療区分2の患者に相当するもの	1,345点
(2)	医療区分1の患者に相当するもの	1,221点

□ 13対1入院基本料

(1)	医療区分2の患者に相当するもの	1,207点
(2)	医療区分1の患者に相当するもの	1,084点

ハ 15対1入院基本料

(1)	医療区分2の患者に相当するもの	1,118点
(2)	医療区分1の患者に相当するもの	995点

【特殊疾患入院医療管理料】

〔算定要件〕（重度の意識障害を有さない脳卒中の患者の場合）

注6 イ	医療区分2の患者に相当するもの	1,717点
□	医療区分1の患者に相当するもの	1,569点

【特殊疾患入院医療管理料】

〔算定要件〕（重度の意識障害を有さない脳卒中の患者の場合）

注6 イ 特殊疾患病棟入院料 1

(1)	医療区分2の患者に相当するもの	1,717点
(2)	医療区分1の患者に相当するもの	1,569点

□ 特殊疾患病棟入院料 2

(1)	医療区分2の患者に相当するもの	1,490点
(2)	医療区分1の患者に相当するもの	1,341点

栄養サポートチーム加算の見直し

➤ 栄養サポートチーム加算を算定できる病棟に、障害者施設等入院基本料を算定する病棟を加える。

緩和ケア病棟入院料の見直し

- 緩和ケア病棟入院料について、患者の状態に応じた入院医療の提供を更に推進する観点から、疼痛の評価等を実施した場合の評価を新設する。

緩和ケア病棟入院料

(新) 緩和ケア疼痛評価加算 100点

[算定要件] (概要)

緩和ケア病棟入院料を算定する病棟に入院している疼痛を有する患者に対して、「がん疼痛薬物療法ガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版 がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修 厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班）等の緩和ケアに関するガイドラインを参考として、疼痛の評価その他の療養上必要な指導を行った場合に緩和ケア疼痛評価加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

評価の例



疼痛の強さをNRS（Numerical Rating Scale）で表してもらう。現在の強さ、24時間を平均した場合の強さ、1日のうち最小・最大の強さを聞く。一般的に0～3点を軽度の疼痛、4～6点を中等度の疼痛、7点以上を強い疼痛と考える。

出典：「新版がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修、厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班）



- 緩和ケア病棟入院料について、加算の新設にあわせて評価の見直しを行う。

現行

【緩和ケア病棟入院料】

[算定要件]

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 緩和ケア病棟入院料 1 | |
| イ 30日以内の | 5,207点 |
| ロ 31日以上60日以内の期間 | 4,654点 |
| ハ 61日以上 | 3,450点 |
| 2 緩和ケア病棟入院料 2 | |
| イ 30日以内の期間 | 4,970点 |
| ロ 31日以上60日以内の期間 | 4,501点 |
| ハ 61日以上 | 3,398点 |



改定後

【緩和ケア病棟入院料】

[算定要件]

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 緩和ケア病棟入院料 1 | |
| イ 30日以内の | 5,107点 |
| ロ 31日以上60日以内の期間 | 4,554点 |
| ハ 61日以上 | 3,350点 |
| 2 緩和ケア病棟入院料 2 | |
| イ 30日以内の期間 | 4,870点 |
| ロ 31日以上60日以内の期間 | 4,401点 |
| ハ 61日以上 | 3,298点 |

有床診療所における評価の見直し

有床診療所入院基本料等の見直し

- 有床診療所一般病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算について、急性期医療を担う他の医療機関からの患者の受入れと、在宅からの患者の受入れを区別して評価する。

A108 有床診療所入院基本料
注3 有床診療所一般病床初期加算（14日を限度）150点
入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者について、転院又は入院した日から起算して7日を限度として加算する。



改定後

有床診療所急性期患者支援病床初期加算（21日を限度）150点
【急性期病棟から受入れた患者】
急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者からについては、転院した日から起算して**21日を限度として加算**する。

有床診療所在宅患者支援病床初期加算（21日を限度）300点
【在宅から受入れた患者】
介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合（※）に、入院した日から起算して**21日を限度として加算**する。

A109 有床診療所療養病床入院基本料
注6 救急・在宅等支援療養病床初期加算（14日を限度）150点
入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者について、転院又は入院した日から起算して14日を限度として加算する。



改定後

有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算（21日を限度）300点
【急性期病棟から受入れた患者】
急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して**21日を限度として加算**する。

有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算（21日を限度）350点
【在宅から受入れた患者】
介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合（※）に、入院した日から起算して**21日を限度として加算**する。

（※）当該診療所において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていることを施設基準として求める。

慢性維持透析患者の受け入れに係る評価の新設

- 慢性維持透析患者を受け入れる病床の確保を推進する観点から、有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所において慢性維持透析を実施した場合について、新たな評価を行う。

有床診療所療養病床入院基本料

（新）慢性維持透析管理加算 100点（1日当たり）

【対象患者】
・ 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者

専門機関との連携分娩管理の評価の新設

地域連携分娩管理加算の新設

- 妊産婦に対するより安全な分娩管理を推進する観点から、有床診療所において、医療機関が総合周産期母子医療センター等と連携して適切な分娩管理を実施した場合について、新たな評価を行う。

ハイリスク分娩等管理加算（1日につき）（8日まで）

- 1 ハイリスク分娩管理加算 3,200点
- (新) 2 地域連携分娩管理加算 3,200点

[対象患者]

次に掲げる疾患等の妊産婦であって、保険医療機関の医師が地域連携分娩管理の必要性を認めたもの。

40歳以上の初産婦である患者	－
子宮内胎児発育遅延の患者	重度の子宮内胎児発育遅延の患者以外の患者であって、総合周産期母子医療センター等から当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。
糖尿病の患者	2型糖尿病又は妊娠糖尿病の患者（食事療法のみで血糖コントロールが可能なものに限る。）であって、専門医又は総合周産期母子医療センター等から当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提出されているものに限る。
精神疾患の患者	他の保険医療機関において精神療法を実施している者であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。

[算定要件]

- 地域連携分娩管理加算の算定に当たっては、分娩を伴う入院前に、当該保険医療機関から、連携を行っている総合周産期母子医療センター等に当該患者を紹介し、受診させなければならない。
- 対象患者に該当する妊産婦であっても、当該患者が複数の疾患等を有する場合においては、当該加算は算定できない。

[施設基準の概要]

- (1) 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に常勤の助産師が3名以上配置されていること。なお、そのうち1名以上が、医療関係団体から認証された助産師であること。
- (3) 一年間の分娩実施件数が120件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 当該患者の急変時には、総合周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が行えるよう、連携をとっていること。
- (5) 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

短期滞在手術等基本料の評価の見直し①

短期滞在手術等基本料 1 の見直し

- 麻酔を伴う手術の実施状況等を踏まえ、評価及び麻酔科医の配置に係る要件を見直す。

現行		改定後
【短期滞在手術等基本料 1】 短期滞在手術等基本料 1（日帰りの場合） 2,947点		【短期滞在手術等基本料 1】 短期滞在手術等基本料 1（日帰りの場合） <u>（改）イ 麻酔を伴う手術を行った場合</u> 2,947点 <u>（改）ロ イ以外の場合</u> 2,718点
〔施設基準〕 短期滞在手術等基本料にかかる手術が行われている日において、 麻酔科医が勤務していること。		〔施設基準〕 短期滞在手術等基本料にかかる手術 <u>（全身麻酔を伴うものに限る。）</u> が行われている日において、麻酔科医が勤務していること。

- 短期滞在手術等基本料 3 の対象手術等のうち、入院外での実施割合の高いものについて、短期滞在手術等基本料 1 の対象とする（15項目→38項目）。
- 平均在院日数や重症度、医療・看護必要度の評価において、短期滞在手術等基本料 1 の対象手術等を実施した場合を、評価の対象から除外する。

短期滞在手術等基本料 2 の見直し

- 短期滞在手術等基本料 2 について、実態を踏まえ、評価を廃止する。

現行		改定後
【短期滞在手術等基本料 2】 短期滞在手術等基本料 2（1泊2日の場合） （生活療養を受ける場合にあっては、 5,075点 5,046点）		<u>（削除）</u>

短期滞在手術等基本料の評価の見直し②

短期滞在手術等基本料3の見直し

- 疾病の治療法として類型化された手術等を伴う入院医療のうち、在院日数や医療資源の投入量が一定の範囲に収斂しているものがあることを踏まえ、以下の38項目の手術等について、短期滞在手術等基本料3の対象に追加する（19項目→57項目）。既存の手術等については、実態を踏まえ、評価を見直す。

追加する手術等

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの
D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 □ その他のもの
D 2 3 7-2 反復睡眠潜時試験（MSLT）
D 2 8 7 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン（GH）（一連として）
K 0 0 7-2 経皮的放射線治療用金属マーカー留置術
K 0 3 0 四肢・軀幹軟部腫瘍摘出術 2 手、足（手に限る。）
K 0 4 6 骨折観血的手術 2 前腕、下腿、手舟状骨（手舟状骨に限る。）
K 0 4 8 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 3 前腕、下腿（前腕に限る。）
K 0 4 8 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（鎖骨に限る。）
K 0 4 8 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（手に限る。）
K 0 7 0 ガングリオン摘出術 1 手、足、指（手、足）（手に限る。）
K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの
K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法
K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの
K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するもの）
K 2 4 2 斜視手術 2 後転法
K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施
K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）

K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（片側）
K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（両側）
K 3 1 8 鼓膜形成手術
K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術
K 3 8 9 喉頭・声帯ポリープ切除術 2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上
K 6 1 7-2 大伏在静脈抜去術
K 6 1 7-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
K 6 1 7-6 下肢静脈瘤血管内塞栓術
K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。）
K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）
K 8 2 3-6 尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）
K 8 3 4-3 顕微鏡下精索静脈瘤手術
K 8 7 2-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術
1 電解質溶液利用のもの
K 8 7 2-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術
2 その他のもの
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 1 電解質溶液利用のもの
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 2 その他のもの
K 8 9 0-3 腹腔鏡下卵管形成術

短期滞在手術等基本料の評価の見直し（参考）

短期滞在手術等基本料の取扱い

➤ DPC対象病院の場合

	短期滞在手術等基本料の 算定可否	平均在院日数	重症度、医療・看護必要度
短期滞在1の対象手術等を実施する入院患者	○	対象 → 対象外	対象 → 対象外
短期滞在3の対象手術等を実施する入院患者 (短期滞在手術等の要件を満たす場合)	× (DPC/PDPSで算定) ※DPC対象病院ではDPC/PDPS による評価を優先するため	対象外	対象外
短期滞在3の対象手術等を実施する入院患者 (短期滞在手術等の要件を満たさない場合)	× (DPC/PDPSで算定)	対象	対象

➤ DPC対象病院以外の場合

	短期滞在手術等基本料の 算定可否	平均在院日数	重症度、医療・看護必要度
短期滞在1の対象手術等を実施する入院患者	○	対象 → 対象外	対象 → 対象外
短期滞在3の対象手術等を実施する入院患者 (短期滞在手術等の要件を満たす場合)	○ (原則、短期滞在3を 算定する)	対象外	対象外
短期滞在3の対象手術等を実施する入院患者 (短期滞在手術等の要件を満たさない場合)	×	対象	対象

DPC/PDPSの見直し

➤ 医療機関別係数の見直し

- 1. **基礎係数（医療機関群）**：現行の3つの医療機関群の設定方法と、4つの評価基準（DPC特定病院群）を維持する。
- 2. **機能評価係数Ⅰ**：従前の評価方法を維持する。
- 3. **機能評価係数Ⅱ**：従前の6つの評価項目を維持する。地域医療指数における体制評価指数は、医療計画に係る取組等を踏まえ、以下のとおり見直す。

現行	改定後
【体制評価指数】 がん、脳卒中、心血管疾患、精神疾患、災害、周産期、へき地、救急、その他の9項目で評価 ＜災害＞（新設） ＜へき地＞「へき地医療拠点病院の指定」又は「社会医療法人認可におけるへき地医療の要件を満たしていること」 ＜その他＞ 新型インフルエンザ対策	【体制評価指数】 従前の9項目に感染症を追加 ＜災害＞ BCPの策定（災害拠点病院以外） ＜へき地＞「へき地医療拠点病院の指定かつ主要3事業を年12回以上」又は「社会医療法人認可におけるへき地医療の要件を満たしていること」 「へき地医療拠点病院の指定（主要3事業を年12回以上実施している場合を除く。）」 ＜感染症＞ 新型インフルエンザ対策 新型コロナウイルス感染症対策（病床確保、GMIS）

- 4. **激変緩和係数**：診療報酬改定に伴う激変緩和に対応した、激変緩和係数を設定する（改定年度の1年間のみ）。

➤ 算定ルールの見直し

- 1. **短期滞在手術等基本料3に該当する診断群分類等について**、DPC/PDPSの**点数設定方式Dにより設定する**。
- 2. **疾患の頻度が高く、医療内容の標準化が進んでいると考えられる疾患で、手術が定義されていない診断群分類について**、医療資源投入量の相違を踏まえ、**他院からの転院の有無により評価を区別する**。
- 3. **入院初期の医療資源投入量が増加傾向**であることを踏まえ、**点数設定方式Aについて、入院初期をより重点的に評価する体系に見直す**。

➤ 退院患者調査の見直し

- 1. 入院医療を担う医療機関の機能や役割を分析・評価するため、診療行為や薬材料等が包括されている外来診療に係る評価について、実施された診療行為を外来EFファイルで提出することとする。
- 2. 調査項目の見直し等の必要な措置を講ずる。

医療機関別係数の見直し

基礎係数（医療機関群）

- 現行の設定方法を維持し、医療機関群等を設定する。
- 実績要件について、大学病院本院群の最低値（外れ値を除く）より高い医療機関をDPC特定病院群とする。
 - ※ 診療密度は、外的要因の補正のため、後発医薬品のある医薬品については後発医薬品の最も安価なものに置き換えて算出
 - ※ 外保連手術指数及び特定内科診療の内容は最新版を反映

医療機関群	施設数	基礎係数
DPC標準病院群	1,501	1.0395
大学病院本院群	82	1.1249
DPC特定病院群	181	1.0680

機能評価係数 I

- 現行の評価手法を維持し、医科点数表の改定に応じて機能評価係数 I に反映する。
 - ・ 各項目の評価の見直しに伴う対応

機能評価係数 II

- 現行の6つの係数（保険診療係数、効率性係数、複雑性係数、カバー率係数、救急医療係数、地域医療係数）を維持し、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの実績等を基に設定する。
- 地域医療係数の一部の項目について、評価項目の実態等を踏まえた要件を見直しや項目の新設を実施する。

激変緩和係数

- 現行の設定方法を維持し、診療報酬改定がある年度については改定に伴う変動に関して、推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）が2%を超えて変動しないよう激変緩和係数を設定する。

機能評価係数Ⅱの評価内容①

指数	評価内容
保険診療指数	【適切なDPCデータの作成】 ・「部位不明・詳細不明コード」の使用割合が10%以上の場合、0.05点減算する。 ・DPCデータの様式間の記載矛盾のあるデータの件数が全体の1%以上の場合、0.05点減算する。 様式1の親様式・子様式間（データ属性等（郵便番号、性別、生年月日等）、様式1とEFファイル間（入院日数入院料の算定回数の矛盾）、様式4とEFファイル（医科保険情報と先進医療等情報の矛盾）、DファイルとEFファイル（記入されている入院料等の矛盾） ・未コード化傷病名である傷病名の割合が2%以上の場合、0.05点減算する。（様式1で評価） 【病院情報の公表】 自院のホームページで公表した場合に0.05点加算する。 （【保険診療の質的改善に向けた取組み】：令和6年度からの評価を検討）
地域医療指数	体制評価指数：5疾病5事業等における急性期入院医療を評価 定量評価指数：〔当該医療機関の所屬地域における担当患者数〕／〔当該医療機関の所屬地域における発生患者数〕 1) 小児（15歳未満）と2) それ以外（15歳以上）についてそれぞれ同配分で評価。 DPC標準病院群は2次医療圏、大学病院本院群及びDPC特定病院は3次医療圏のDPC対象病院に入院した患者を対象とする。
効率性指数	〔全DPC/PDPS対象病院の平均在院日数〕／〔当該医療機関の患者構成が、全DPC/PDPS対象病院と同じと仮定した場合の平均在院日数〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。

機能評価係数Ⅱの評価内容②

指数	評価内容
複雑性指数	〔当該医療機関の包括範囲出来高点数（一入院あたり）を、診断群分類ごとに全病院の平均包括範囲出来高点数に置換えた点数〕 ／〔全病院の平均一入院あたり包括点数〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。
カバー率指数	〔当該医療機関で一定症例数以上算定している診断群分類数〕／〔全診断群分類数〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ すべて（包括評価の対象・対象外の両方を含む）の支払い分類を計算対象とする。
救急医療指数	1症例あたり〔以下の患者について、入院後二日間までの包括範囲出来高点数と診断群分類点数表の点数との差額の総和〕 ※救急医療管理加算2に相当する患者の指数値は1/2 【A205救急医療管理加算の施設基準のある施設】 ・ 救急医療入院かつ以下のいずれかを入院初日から算定している患者 ・ A205救急医療管理加算、A301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料、A300救命救急入院料、A301-4小児特定集中治療室管理料、A301特定集中治療室管理料、A302新生児特定集中治療室管理料、A301-2ハイケアユニット入院医療管理料、A303総合周産期特定集中治療室管理料 【「A205救急医療管理加算」の施設基準のない施設】：救急医療入院の患者

機能評価係数Ⅱの評価内容③（地域医療係数）

評価項目	DPC標準病院群	大学病院本院群	DPC特定病院群
がん	退院患者の〔「B005-6がん治療連携計画策定料」を算定した患者数〕／〔医療資源病名が悪性腫瘍に関連する病名である患者数〕（0.5P）		
	「がん診療連携拠点病院の指定」、「小児がん拠点病院の指定」、「地域がん診療病院」、「特定領域がん診療連携拠点病院」（いずれかで0.5P）	「都道府県がん診療連携拠点の指定」又は「小児がん拠点病院」の指定（0.5P） 「地域がん診療連携拠点病院の指定」（0.25P）	
脳卒中	・ t-PA療法の実施(0.25P) ・ A205-2超急性期脳卒中加算の算定実績又は血管内治療の実施実績を評価(0.5P) ・ A205-2超急性期脳卒中加算の算定実績及び血管内治療の実施実績を評価（1P） （血管内治療の実施：入院2日目までにK178-31,K178-32,K178-4のいずれかが算定されている症例の診療実績） ※ いずれか最大値で評価。		
心血管疾患	医療資源を最も投入した傷病名が「急性心筋梗塞」であり、予定外の入院であって手術に係る時間外対応加算（特例を含む）・休日加算・深夜加算が算定され、入院2日目までに経皮的冠動脈形成術等（K546、K547、K548、K549、K550、K550-2、K551、K552、K552-2）のいずれかが算定されている症例の診療実績により評価(0.5P)		
	入院中に大動脈解離に対する手術（K5601,K5602,K5603,K5604,K5605,K560-21,K560-22,K560-23,K56124のいずれかが算定されている症例）の診療実績（25%tile値以上の医療機関を0.5P、その他は0P）		
精神疾患	A230-3精神科身体合併症管理加算の算定実績(0.5P)、A311-3精神科救急・合併症入院料の1件以上の算定実績(1P)		
へき地	・ 「へき地医療拠点病院の指定かつ巡回診療、医師派遣、代診医派遣を合算で年12回以上実施していること」又は社会医療法人認可におけるへき地医療の要件を満たしていることを評価（いずれかで1P） ・ 「へき地医療拠点病院の指定（巡回診療、医師派遣、代診医派遣を合算で年12回以上実施している場合を除く）」を評価（0.5P）		

機能評価係数Ⅱの評価内容④（地域医療係数）

評価項目	DPC標準病院群	大学病院本院群	DPC特定病院群
災害	・ 災害拠点病院の指定（0.5P）、DMATの指定（0.25P）、EMISへの参加（0.25P）、 <u>BCPの策定（災害拠点病院に指定されている場合を除く）（0.25P）</u>		
周産期	「総合周産期母子医療センターの指定」、「地域周産期母子医療センターの指定」を評価（いずれかで1P）	・ 「総合周産期母子医療センターの指定」を重点的に評価（1P） ・ 「地域周産期母子医療センターの指定」は0.5P	
救急	二次救急医療機関であって病院群輪番制への参加施設、共同利用型の施設又は救命救急センターを評価(0.1P)	救命救急センター（0.5P） 二次救急医療機関であって病院群輪番制への参加施設、共同利用型の施設（0.1P）	
	上記体制を前提とし、救急車で来院し、入院となった患者数（最大0.9P）	上記体制を前提とし、救急車で来院し、入院となった患者数（救急医療入院に限る）（最大0.5P）	
<u>感染症</u>	・ 新型インフルエンザ患者入院医療機関に該当（0.25P） ・ <u>新型コロナウイルス感染症に係る病床確保を行っていること（0.25P）</u> ※ <u>上記のいずれも満たした場合（0.75P）</u> ・ <u>GMISへの参加（日次調査への年間の参加割合を線形で評価）（最大0.25P）</u>		
その他	右記のいずれか1項目を満たした場合（0.1P）	治験等の実施 ・ 過去3カ年において、主導的に実施した医師主導治験が8件以上、又は主導的に実施した医師主導治験が4件以上かつ主導的に実施した臨床研究実績が40件以上（1P） ・ 20例以上の治験（※）の実施、10例以上の先進医療の実施または10例以上の患者申出療養の実施(0.5P)（※）協力施設としての治験の実施を含む。	

診断群分類点数表の見直し①

➤ 医療資源の同等性、臨床的類似等の観点から、診断群分類の見直しを行い、令和4年度診療報酬改定においては以下のとおりとなった。

	MDC数※1	傷病名数	診断群分類数	包括対象※2	支払い分類※3
平成15年4月	16	575	2,552	1,860	
平成16年4月	16	591	3,074	1,726	
平成18年4月	16	516	2,347	1,438	
平成20年4月	18	506	2,451	1,572	
平成22年4月	18	507	2,658	1,880	
平成24年4月	18	516	2,927	2,241	
平成26年4月	18	504	2,873	2,309	
平成28年4月	18	506	4,918	4,244	2,410
平成30年4月	18	505	4,955	4,296	2,462
令和2年4月	18	502	4,557	3,990	2,260
令和4年4月	18	502	4,726	4,064	2,334

※1 MDC : Major Diagnostic Category 主要診断群

※2 包括対象となるDPC数

※3 CCPマトリックスを導入した分類は、複数の診断群分類が同一の支払い分類となる。

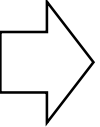
診断群分類点数表の見直し②

点数設定方式Dで設定する診断群分類の見直し

- 短期滞在手術等基本料3に相当する診断群分類や、その他の手術等に係る診断群分類であって、一定の要件を満たすものについては、点数設定方式Dにより設定する。
- 具体的には、以下の診断群分類等について、点数設定方式Dにより設定する。
点数設定方式Dで設定する診断群分類（例）

改定後の診断群分類	診断群分類の名称	手術、処置等
010010xx9906xx	脳腫瘍	手術なし、ガンマナイフによる定位放射線治療あり
030250xx991xxx	睡眠時無呼吸	手術なし、終夜睡眠ポリグラフィーあり
030440xx02xxxx	慢性化膿性中耳炎・中耳真珠腫	鼓膜形成手術あり
060035xx05xx0x	結腸（虫垂を含む。）の悪性腫瘍	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術あり
110080xx03xxxx	前立腺の悪性腫瘍	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術あり
130030xx99x8xx	非ホジキンリンパ腫	手術なし、化学療法（モガムリズマブ又はデニロイキンジフチトクス）あり

- なお、点数設定方式Dにより設定する診断群分類は、95分類→153分類となる。

現行			改定後	
【診断群分類】 D方式	95分類		【診断群分類】 D方式	<u>153分類</u>

診断群分類点数表の見直し③

他院からの転院の有無に応じた評価の見直し

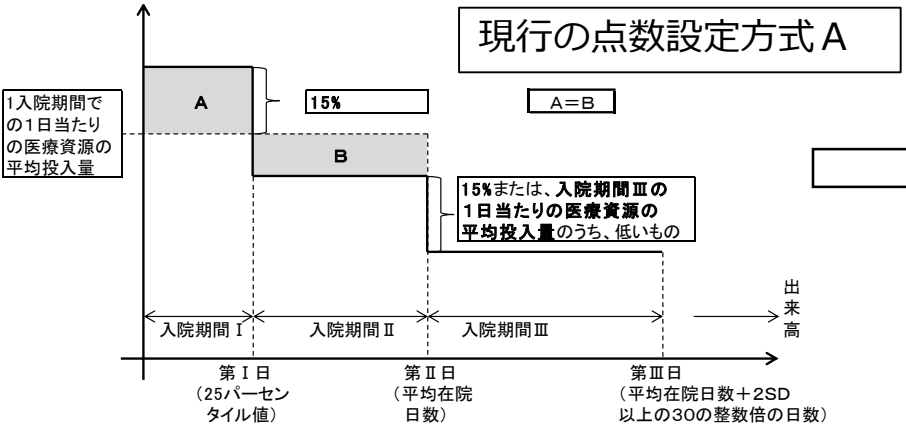
- 治療目的での手術等が定義されている診断群分類以外の場合には、他院から退院してきた症例と、自院に直接入院した症例において医療資源投入量の傾向に相違が見られることから、疾患の頻度が高く、かつ医療内容の標準化が進んでいると考えられる疾患であって、手術が定義されていない診断群分類において、他院からの転院の有無により評価を区別する。
- 具体的には、以下の診断群分類について、転院の有無で評価を区別する。

現行の診断群分類	診断群分類の名称	手術、処置等
050030xx99000x	急性心筋梗塞	手術、処置等なし
050050xx9900xx	狭心症、慢性虚血性心疾患	手術、処置等なし
050050xx9910xx	狭心症、慢性虚血性心疾患	手術なし、心臓カテーテル法による諸検査あり
050050xx9920xx	狭心症、慢性虚血性心疾患	手術なし、心臓カテーテル法による諸検査＋血管内超音波検査等あり
050130xx9900xx	心不全	手術、処置等なし
160800xx99xxxx	股関節・大腿近位の骨折	手術なし

診断群分類点数表の見直し④

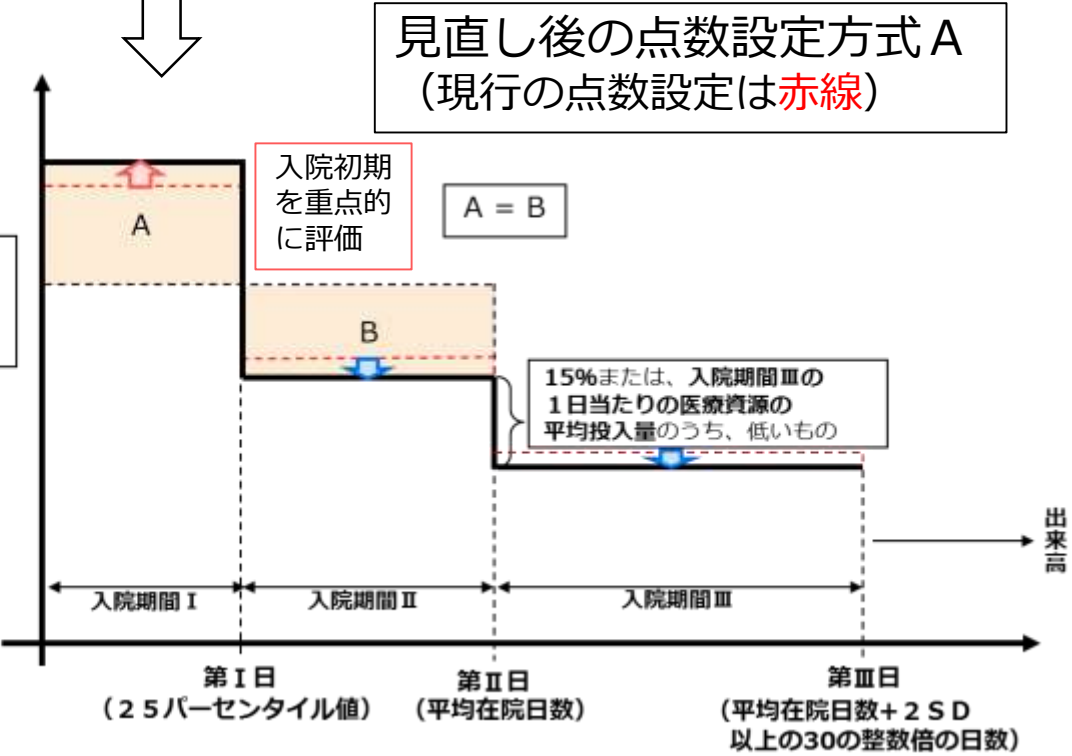
点数設定方式の見直し

- 入院初期に投じられる医療資源投入量は、経年的に増加が見られる実態を踏まえ、標準的な点数設定方式Aについて、入院初期（入院期間Ⅰ）をより重点的に評価する体系に見直す。



1入院期間での1日当たりの医療資源の平均投入量

2,334種類の支払分類のうち、点数設定方式Aで設定される**1,688種類** (約**72%**) の支払分類において、適用となる。



退院患者調査の見直し①

様式1の見直し

項目名	見直しの内容
【新】 P／F比、呼吸補助の有無	救急医療入院の場合であって、医療資源病名が040130（呼吸不全）に定義される傷病名になる場合、「救急受診時」及び「治療室又は病棟入室時」の入力を必須とする。
【新】 急性心筋梗塞患者情報	医療資源病名が050030（急性心筋梗塞）に定義される傷病名になる場合、発症の時期を入力する。
【新】 左室駆出率	医療資源病名が050130（心不全）に定義される傷病名になる場合、左室駆出率を入力する。
【新】 解離性大動脈瘤情報	主傷病等が解離性大動脈瘤の場合、スタンフォード分類を入力する。
NYHA	救急医療入院の場合であって、主傷病等が心不全等の場合、「 救急受診時 」及び「 治療室又は病棟入室時 」の入力を必須とする。
JCS	救急医療入院の場合であって、意識障害がある場合、「 救急受診時 」及び「 治療室又は病棟入室時 」の入力を必須とする。
FIM	回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に加え、 特定機能病院リハビリテーション入院料 を算定する患者についても、入力必須とする。
自傷行為・自殺企図の有無	医療資源を最も投入した傷病名がMDC17に定義する傷病名の場合を入力対象に追加する。 入力項目を見直す 。
【新】 過去の自傷行為・自殺企図	「自傷行為・自殺企図の有無」が「無」以外の場合に入力する。
【簡】 要介護度	60歳未満の患者又は40歳未満の介護保険が適用されていない患者は 入力不要とする 。

退院患者調査の見直し②

外来 E F ファイル等の見直し

ファイル	対象	見直しの内容	経過措置期間
外来 E F ファイル	全ての患者	診療行為や薬剤料等が包括されている外来診療に係る評価 (小児科外来診療料、慢性維持透析患者外来医学管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅癌医療総合診療料) について、 <u>実施された診療行為等を E F ファイルに出力する</u> 。	令和4年9月末まで(6ヶ月)
Kファイル	全ての患者	<u>被保険者番号等を追加</u> する。	—

DPC/PDPSの算定対象とならない患者（新規保険収載技術実施患者）

➤ 診療報酬改定において新たに保険収載される手術等について、包括評価の可否が可能となるデータが集まる次回改定までの間は、当該入院については出来高算定としている。

該当の新規手術等

D 4 1 3 前立腺針生検法 1 M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの
K 0 1 9 - 2 自家脂肪注入
K 0 5 4 - 2 脛骨近位骨切り術
K 0 8 0 - 7 上腕二頭筋腱固定術
K 1 4 2 - 8 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術
K 1 4 5 - 2 皮下髄液貯溜槽留置術
K 1 6 9 - 2 内視鏡下脳腫瘍生検術
K 1 6 9 - 3 内視鏡下脳腫瘍摘出術
K 1 7 4 水頭症手術 3 シャント再建術
K 1 9 0 - 8 舌下神経電気刺激装置植込術
K 2 1 7 眼瞼内反症手術 3 眼瞼下制筋前転法
K 2 2 5 - 4 角結膜悪性腫瘍切除術
K 2 4 2 斜視手術 6 調節糸法
K 2 5 9 - 2 自家培養上皮移植術
K 2 6 8 緑内障手術（2流出路再建術 イ眼内法及び 7濾過胞再建術（needle法）に限る。）
K 3 0 5 - 2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
K 3 0 8 - 3 耳管用補綴材挿入術
K 3 1 9 - 2 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
K 3 4 3 - 2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）
K 3 8 8 - 3 内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
K 4 7 0 - 2 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
K 4 9 4 - 2 胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術
K 5 1 4 - 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 4 気管支形成を伴う肺切除
K 5 2 9 - 4 再建胃管悪性腫瘍手術
K 5 3 3 - 3 内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術
K 5 5 5 - 2 経カテーテル弁置換術 3 経皮的肺動脈弁置換術
K 5 9 4 不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 胸腔鏡下によるもの
K 6 1 6 - 7 スtentグラフト内挿術（シャント）
K 6 1 6 - 8 吸着式潰瘍治療法（1日につき）
K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 4 静脈瘤切除術

K 6 2 7 - 2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4 側方
K 6 5 3 - 6 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
K 6 7 5 - 2 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
K 6 9 7 - 4 移植用部分肝採取術（生体） 1 腹腔鏡によるもの
K 7 2 1 - 5 内視鏡的小腸ポリープ切除術
K 7 3 2 - 2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後のものに限る。（悪性腫瘍に対するものを除く。）
K 7 4 0 - 2 腹腔鏡下直腸切除・切断術（3超低位前方切除術及び4経肛門吻合を伴う切除術に限る。）
K 7 4 6 - 3 痔瘻手術（注入療法）
K 7 5 5 - 3 副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
K 7 7 3 - 5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 2 その他のもの
K 7 7 3 - 6 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
K 8 0 0 - 4 ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
K 8 2 3 - 7 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
K 8 2 8 - 3 埋没陰茎手術
K 8 3 8 - 2 精巣内精子採取術
K 8 4 1 - 6 経尿道的前立腺吊上術
K 8 6 0 - 3 腹腔鏡下腔断端挙上術
K 8 8 2 - 2 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
K 8 8 4 - 2 人工授精
K 8 8 4 - 3 胚移植術
K 8 9 0 - 4 採卵術
K 9 1 6 体外式膜型人工肺管理料（1日につき）
K 9 1 7 体外受精・顕微授精管理料
K 9 1 7 - 2 受精卵・胚培養管理料
K 9 1 7 - 3 胚凍結保存管理料
K 9 2 2 - 3 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）
K 9 3 9 - 9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算
M 0 0 1 - 5 ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）

DPC/PDPSの算定対象とならない患者（高額薬剤）（平成25年12月25日 中医協総会において了承）

- 新たに保険収載・効能追加となった高額薬剤については、医療の技術革新の導入が阻害されないよう、一定の基準に該当する薬剤を使用した患者については、当該薬剤の十分な使用実績データが収集され DPC 包括評価が可能となるまでの期間、包括評価の対象外としている（以下、当該対応を「高額薬剤判定」という。）。
- 「高額薬剤判定」は、包括評価の対象外となる薬剤および当該薬剤が使用される診断群分類を告示するいわゆる「高額薬剤告示」への追加および診断群分類の定義（傷病名・手術・処置等）を定める「定義告示」への追加の2つの作業からなり、新薬の薬価収載に合わせ、年4回実施している（なお、緊急に薬価収載された新薬については、必要に応じて追加的な判定作業を実施する）。

【高額薬剤告示への追加】

1. 新たに保険適用される以下の医薬品について、その効能・効果から当該医薬品を使用する可能性のある診断群分類（14桁コード）を抽出する。
 - ① 新薬
 - ② 効能効果・用法用量の一部変更（薬事・食品衛生審議会で審査・報告されたもの）
 - ③ 事前評価済公知申請
2. 各診断群分類について、該当医薬品を入院初日から退院まで添付文書に記載された用法・用量に従って投与した場合の投与回数（仮想投与回数）から、当該医薬品の1入院あたり薬剤費を算出する。
3. 当該1入院あたりの薬剤費が、各診断群分類で使用されている1入院あたり薬剤費の84%tile 値を超えている場合、当該医薬品を高額薬剤として指定する。

【定義告示への追加】

- 類似薬効比較方式で算定された新薬であり、当該算定の際の比較薬が該当する診断群分類の定義テーブルにおいて分岐として定義されている場合は、当該新薬を定義テーブルに追加する。

3月31日以前から入院している患者の取扱い

- 令和4年3月までの診断群分類点数表による算定は見直し前の診断群分類点数表により行い、令和4年4月からの算定は見直し後の診断群分類点数表により行う。

具体的な取扱いは以下の通り。

● 包括→包括の場合

- 4月分の請求は見直し後の診断群分類とし、算定の起算日は入院日とする。
- 3月までの間で診断群分類の変更があった場合は、3月31日に差額調整を行う。
- 4月以降に診断群分類の変更がある場合は、4月1日以降の請求額の差額調整を行う。

● 包括→出来高の場合

- 4月分の請求は出来高で行う。
- 3月までの間で診断群分類の変更があった場合は、3月31日に差額調整を行う。
- 4月以降に出来高→包括の変更がある場合は、4月1日以降の請求額の差額調整を行う。

● 出来高→包括の場合

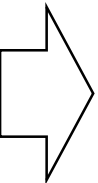
- 4月分の請求は見直し後の診断群分類とし、算定の起算日は入院日とする。
- 4月以降に診断群分類の変更がある場合は、4月1日以降の請求額の差額調整を行う。

地域医療体制確保加算の見直し

地域医療体制確保加算の見直し

- 地域医療の確保を図り、医師の働き方改革を実効的に進める観点から、地域医療体制確保加算について対象となる医療機関を追加するとともに、医師労働時間短縮計画の作成を要件に追加し、評価を見直す。

現行	
【地域医療体制確保加算】	
地域医療体制確保加算	520点
[施設基準] 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。	
救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。	



改定後	
【地域医療体制確保加算】	
地域医療体制確保加算	<u>620点</u>
[施設基準] <u>「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。</u>	
<u>以下のアからウまでのいずれかを満たしていること。</u>	
<u>ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。</u>	
<u>イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、区分番号「A237」ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）若しくは区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料又は区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料若しくは区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u>	
<u>ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。</u>	

地域医療体制確保加算の見直し

医師労働時間短縮計画について

➤ 医師の働き方改革をより実効的に進める観点から、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づく、「医師労働時間短縮計画」作成を求めることとし、「実績」「取込目標」等の記載を求める。

＜参考＞ 現行の要件
(地域医療体制確保加算)

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。
- ③ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- ④ ③の計画は、現状の病院勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- ⑤ ③の計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、**必要な事項を記載**すること。(※例示は省略)
- ⑥ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

○労働時間と組織管理（共通記載事項）
(1) 労働時間数 以下の全ての項目について、①前年度実績、②当年度目標及び③計画期間終了年度の目標を記載 ・ 年間の時間外・休日労働時間数の平均・最長 ・ 年間の時間外・休日労働時間数960 時間超～1,860 時間の人数・割合 ・ 年間の時間外・休日労働時間数1,860 時間超の人数・割合
(2) 労務管理・健康管理 以下の全ての項目について、①前年度の取組実績、②当年度の取組目標及び③計画期間中の取組目標を記載 ・ 労働時間管理方法、宿日直許可の有無を踏まえた時間管理 ・ 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等 ・ 労使の話し合い、36 協定の締結 ・ 衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制 ・ 追加的健康確保措置の実施(連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息、面接指導等)
(3) 意識改革・啓発 以下の項目のうち、最低1つの取組について、①前年度の取組実績、②当年度の取組目標及び③計画期間中の取組目標を計画に記載 ・ 管理者マネジメント研修 ・ 働き方改革に関する医師の意識改革 ・ 医療を受ける者やその家族等への医師の働き方改革に関する説明
○労働時間短縮に向けた取組（項目ごとに任意の取組を記載） ①～⑤それぞれにおいて、最低1つの取組について①計画作成時点における取組実績と②計画期間中の取組目標を計画に記載
(1) タスク・シフト/シェア
(2) 医師の業務の見直し
(3) その他の勤務環境改善(ICT活用、WLB推進等)
(4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
(5) C-1 水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

勤務医の負担軽減の取組の推進

手術及び処置の時間外加算 1 等に係る要件の見直し

- 手術及び処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の要件について、医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践の観点から、手術前日の当直回数に加え、連続当直の回数に係る上限を追加するとともに、診療科全体における当直回数から、医師 1 人当たりの当直回数に要件を変更する。

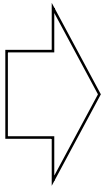
現行

【時間外加算 1 ・ 休日加算 1 ・ 深夜加算 1】

〔施設基準〕

手術の前日の夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前 5 時まで）に当直、夜勤及び緊急呼出し当番を行った日数

届出を行っている診療科全体で年間12日以内（ただし、当直医師を毎日 6 人以上（集中治療室等に勤務する医師を除く。）配置する保険医療機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては年間24日以内）であること。



改定後

【時間外加算 1 ・ 休日加算 1 ・ 深夜加算 1】

〔施設基準〕

手術の前日の夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前 5 時まで）に当直、夜勤及び緊急呼出し当番を行った日数 及び 2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った日数

(2)のアの当直等を行った日が、それぞれについて届出を行っている診療科の 各医師について年間 4 日以内 であり、 かつ、(2)のイの 2 日以上連続で当直を行った回数が、それぞれについて届出を行っている診療科の各医師について年間 4 回以内であること。

夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し①

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の項目の見直し

- 看護職員の夜間における看護業務の負担軽減を一層促進する観点から、業務管理等の項目を見直す。
- ①「ア 11時間以上の勤務間隔の確保」又は「ウ 連続する夜勤の回数が2回以下」のいずれかを満たしていることを**必須化**する。
 - ②看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料及び精神科救急・合併症入院料）の施設基準における満たすべき項目の数について、**2項目以上から3項目以上に変更**する。

※1 3交代制勤務又は変則3交代勤務の病棟のみが対象 ※2 夜間30・50・100対1急性期看護補助体制加算の届出が該当	看護職員夜間配置加算 12対1加算1 16対1加算1	夜間看護体制加算 急性期看護補助体制加算の注加算	夜間看護体制加算 看護補助加算の注加算	夜間看護体制加算 障害者施設等入院基本料の注加算	看護職員夜間配置加算 精神科救急急性期医療入院料、精神科救急・合併症入院料の注加算
満たす必要がある項目数（ア又はウを含むこと）	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	○	○	○	○	○
イ 正循環の交代周期の確保（※1）	○	○	○	○	○
ウ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	○	○	○	○	○
エ 夜勤後の暦日の休日確保	○	○	○	○	○
オ 夜勤帯のニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫	○	○	○	○	○
カ 夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築	○	○	○	○	○
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話					
ク 看護補助者の夜間配置（※2）					
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	○	○	○	○	
コ 夜間院内保育所の設置、夜勤従事者の利用実績 ※ただし、利用者がいない日の開所は求めない	○	○	○	○	○
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	○	○	○	○	○

夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し②

夜間の看護配置に係る評価の見直し

- 看護職員の夜間における看護業務の負担軽減を一層促進する観点から、夜間の看護配置に係る評価を見直す。

現行

看護職員 の配置に 係る加算	【看護職員夜間配置加算】	
	看護職員夜間12対1配置加算1	105点
	看護職員夜間12対1配置加算2	85点
	看護職員夜間16対1配置加算1	65点
	看護職員夜間16対1配置加算2	40点
	【注加算の看護職員夜間配置加算】	
	地域包括ケア病棟入院料	65点
	精神科救急入院料	65点
	精神科救急・合併症入院料	65点

看護補助者 の配置に 係る加算	【急性期看護補助体制加算】	
	夜間30対1急性期看護補助体制加算	120点
	夜間50対1急性期看護補助体制加算	115点
	夜間100対1急性期看護補助体制加算	100点
	【看護補助加算】	
	夜間75対1看護補助加算	50点
	夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算）	45点
	看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算）	
	イ 14日以内の期間	141点
	ロ 15日以上30日以内の期間	116点
	夜間看護配置加算（有床診療所入院基本料の注加算）	
	ハ 夜間看護配置加算1	100点
	ニ 夜間看護配置加算2	50点



改定後

看護職員 の配置に 係る加算	【看護職員夜間配置加算】	
	看護職員夜間12対1配置加算1	<u>110点</u>
	看護職員夜間12対1配置加算2	<u>90点</u>
	看護職員夜間16対1配置加算1	<u>70点</u>
	看護職員夜間16対1配置加算2	<u>45点</u>
	【注加算の看護職員夜間配置加算】	
	地域包括ケア病棟入院料	<u>70点</u>
	精神科救急急性期医療入院料	<u>70点</u>
	精神科救急・合併症入院料	<u>70点</u>

看護補助者 の配置に 係る加算	【急性期看護補助体制加算】	
	夜間30対1急性期看護補助体制加算	<u>125点</u>
	夜間50対1急性期看護補助体制加算	<u>120点</u>
	夜間100対1急性期看護補助体制加算	<u>105点</u>
	【看護補助加算】	
	夜間75対1看護補助加算	<u>55点</u>
	夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算）	<u>50点</u>
	看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算）	
	イ（1）14日以内の期間	<u>146点</u>
	イ（2）15日以上30日以内の期間	<u>121点</u>
	夜間看護配置加算（有床診療所入院基本料の注加算）	
	ハ 夜間看護配置加算1	<u>105点</u>
	ニ 夜間看護配置加算2	<u>55点</u>

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設①

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

➤ 看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進する観点から、看護職員及び看護補助者に対してより充実した研修を実施した場合等について、新たな評価を行う。

(新) 看護補助体制充実加算 (1日につき)

[施設基準]

・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

現行		改定後
【急性期看護補助体制加算】 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上） 240点 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満） 220点 50対1急性期看護補助体制加算 200点 75対1急性期看護補助体制加算 160点 (新設)	➡	【急性期看護補助体制加算】 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上） 240点 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満） 220点 50対1急性期看護補助体制加算 200点 75対1急性期看護補助体制加算 160点 <u>(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算</u>
【看護補助加算】 看護補助加算1 141点 看護補助加算2 116点 看護補助加算3 88点 (新設)	➡	【看護補助加算】 看護補助加算1 141点 看護補助加算2 116点 看護補助加算3 88点 <u>(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算</u>
夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算） 45点 看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算） （1）14日以内の期間 141点 （2）15日以上30日以内の期間 116点 看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注加算） 160点	➡	イ 夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算） <u>50点</u> <u>(新) □ 看護補助体制充実加算 55点</u> イ 看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算） （1）14日以内の期間 <u>146点</u> （2）15日以上30日以内の期間 <u>121点</u> <u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u> <u>（1）14日以内の期間 151点</u> <u>（2）15日以上30日以内の期間 126点</u> イ 看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注加算） 160点 <u>(新) □ 看護補助体制充実加算 165点</u>

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設②

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

研修対象	研修内容
看護師長等	所定の研修※ ¹ を修了していること。
看護職員	<u>全ての看護職員が、所定の研修を修了していること。</u> <u>研修は、講義及び演習により、次の項目を行う研修であること。</u> イ（イ）看護補助者との協働の必要性 （ロ）看護補助者の制度的な位置づけ （ハ）看護補助者と協働する看護業務の基本的な考え方 （二）看護補助者との協働のためのコミュニケーション （ホ）自施設における看護補助者に係る規定及び運用
看護補助者	現行の研修内容※ ² のうち、 <u>エ（日常生活にかかわる業務）について業務内容毎に業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、それを用いて研修を実施すること。</u>

- ※1（イ）国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（5時間程度）
（ロ）講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
① 看護補助者の活用に関する制度等の概要
② 看護職員との連携と業務整理
③ 看護補助者の育成・研修・能力評価
④ 看護補助者の雇用形態と処遇等
- ※2 ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
エ 日常生活にかかわる業務
オ 守秘義務、個人情報の保護
カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

特定行為研修修了者の活用の推進

研修要件の見直し

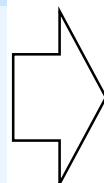
- 精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、呼吸ケアチーム加算の算定に係る適切な研修に、特定行為に係る研修を追加する。

現行

【精神科リエゾンチーム加算】

【施設基準】

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600時間以上の研修期間であって、修了証が交付されるもの）。



改定後

【精神科リエゾンチーム加算】

【施設基準】

ア 国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるもの）又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修であること。

※【栄養サポートチーム加算】 【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】 【呼吸ケアチーム加算】 についても同様

医師事務作業補助体制加算の評価の充実

医師事務作業補助者の配置に係る要件の見直し

- 医師事務作業補助者が実施可能な業務に係る整理等を踏まえ、医師事務作業補助体制加算1及び2について、医師事務作業補助者の経験年数に着目した評価とする。

現行

医師事務作業補助体制加算1の施設基準
医師事務作業補助者の延べ勤務時間数の8割以上の時間において、医師事務作業補助の業務が病棟又は外来において行われており、かつ、それぞれの配置区分ごとに基準を満たしていること。
(新設)

改定後

医師事務作業補助体制加算1の施設基準
(削除)

当該保険医療機関における3年以上の医師事務作業補助者としての勤務経験を有する医師事務作業補助者が、それぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。

※ 医師事務作業補助体制加算2については上記要件を設けない

(※) 医師事務作業補助者の業務は、医師（歯科医師を含む。）の指示の下に、診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）、入院時の案内等の病棟における患者対応業務及び行政上の業務（救急医療情報システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）への対応に限定するものであること。なお、医師以外の職種の指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助及び物品運搬業務等については医師事務作業補助者の業務としないこと。

医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実

- 医師事務作業補助体制加算について、評価を見直す。

現行

医師事務作業補助者の配置	加算1	加算2
1 5対1	970点	910点
2 0対1	758点	710点
2 5対1	630点	590点
3 0対1	545点	510点
4 0対1	455点	430点
5 0対1	375点	355点
7 5対1	295点	280点
1 0 0対1	248点	238点

改定後

医師事務作業補助者の配置	加算1	加算2
1 5対1	<u>1,050点</u>	<u>975点</u>
2 0対1	<u>835点</u>	<u>770点</u>
2 5対1	<u>705点</u>	<u>645点</u>
3 0対1	<u>610点</u>	<u>560点</u>
4 0対1	<u>510点</u>	<u>475点</u>
5 0対1	<u>430点</u>	<u>395点</u>
7 5対1	<u>350点</u>	<u>315点</u>
1 0 0対1	<u>300点</u>	<u>260点</u>

病棟薬剤業務実施加算の見直し

病棟薬剤業務実施加算の見直し

- 小児入院医療管理料において、病棟薬剤師による介入が医療の質の向上につながっている実態を踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟について、病棟薬剤業務実施加算1を算定可能とする。

現行 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)		改定後 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)
急性期一般入院料1～7		急性期一般入院料1～ <u>6</u>
地域一般入院料1～3		地域一般入院料1～3
療養病棟入院料1、2、注11		療養病棟入院料1、2、注11
結核病棟入院基本料		結核病棟入院基本料
精神病棟入院基本料		精神病棟入院基本料
特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟、精神病棟）		特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟、精神病棟）
専門病院入院基本料		専門病院入院基本料
		<u>(新) 小児入院医療管理料1～5</u>

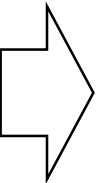
診療録管理体制加算の見直し

診療録管理体制加算の見直し

- 適切な診療記録の管理を推進する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を踏まえ、要件を見直す。

現行

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
(新設)



改定後

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
許可病床数が400床以上の保険医療機関については、以下の要件を加える。

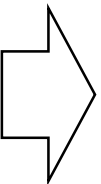
- ・ 専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること
- ・ 当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティ研修を実施していること

- さらに、医療情報システムのバックアップ体制の確保が望ましいことを要件に加えるとともに、定例報告において、当該体制の確保状況について報告を求めることとする。

現行

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
(新設)

(新設)



改定後

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
許可病床数が400床以上の保険医療機関については、非常時に備えた医療情報システムのバックアップ体制を確保することが望ましい。

毎年7月において、医療情報システムのバックアップ体制等について、別添様式により届け出ること。
届出内容（例）

- ・ バックアップ対象のシステム
- ・ バックアップの頻度、保管方式

標準規格の導入に係る取組の推進

診療録管理体制加算の見直し

- 医療機関間等の情報共有及び連携が効率的・効果的に行われるよう、標準規格の導入に係る取組を推進する観点から、電子カルテの導入状況及びHL7 Internationalによって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワークであるHL7 FHIR(Fast Healthcare Interoperability Resources)の導入状況について報告を求めることとする。

改定後

【診療録管理体制加算（入院初日）】

【施設基準】

3 届出に関する事項

(1) 診療録管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式17を用いること。

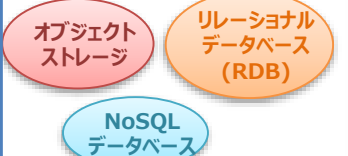
(2) 毎年7月において、標準規格の導入に係る取組状況等について、別添様式により届け出ること。

医療機関A

電子カルテa



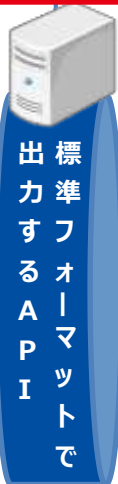
様々なデータ格納方式を採用可能



標準化を進めている所

- データの外部出力機能
- 出力データの構造化
- ハウスコードの標準コードへの変換

あらかじめ医療情報を閲覧可能にしておく



参考：HL7 FHIRとは

医療の診療記録等のデータのほか、医療関連の管理業務に関するデータ、公衆衛生に係るデータ及び研究データも含め、医療関連情報の交換を可能にするように設計された、HL7 Internationalによる医療情報交換の次世代標準フレームワーク。

医療情報の取り寄せ



医療情報の閲覧

医療機関Bなど



電子カルテb

第1回 健康・医療・介護情報利活用検討会
医療情報ネットワークの基盤に関するWG
(令和3年11月10日) 資料1 (抜粋)

画像診断情報等の適切な管理による医療安全対策に係る評価の新設

- 安心・安全で質の高い医療の提供を推進する観点から、医療機関の画像診断部門や病理診断部門が医療安全管理部門と連携し、画像診断報告書や病理診断報告書の確認漏れ等の対策を講じ、診断又は治療開始の遅延を防止するための体制を整備している場合の評価を新設する。

(新) 報告書管理体制加算 (退院時1回) 7点

[算定要件]

組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、当該入院中に第4部画像診断又は第13部病理診断に掲げる診療料を算定したもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、報告書管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

[施設基準の概要]

- (1) 放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 画像診断管理加算2若しくは3又は病理診断管理加算1若しくは2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (4) 医療安全対策に係る研修を受けた専任の臨床検査技師又は専任の診療放射線技師等が報告書確認管理者として配置されていること。
- (5) 当該保険医療機関において、報告書確認管理者、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、医療安全管理部門の医師等から構成される報告書確認対策チームが設置されていること
- (6) 報告書確認管理者が行う業務（報告書管理に係る企画立案、各部門との調整、各部門への支援、報告書作成から概ね2週間後に主治医等による当該報告書の確認状況の確認、未確認報告書の把握、未確認報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて対応状況の確認等）
- (7) 報告書確認対策チームが行う業務（各部門における報告書管理の実施状況の評価、報告書管理のための業務改善計画書の作成、報告書管理を目的とした院内研修を少なくとも年1回程度実施、報告書管理の評価に係るカンファレンスの月1回程度開催等）
- (8) 医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備していることが望ましいこと。

医療資源の少ない地域に配慮した評価の見直し

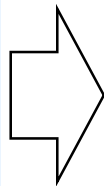
入退院支援加算の見直し

- 入退院支援加算における医療資源の少ない地域に配慮した評価に係る要件について、常勤の看護師又は社会福祉士の配置に代えて、非常勤の看護師又は社会福祉士を複数人配置した場合であっても当該要件を満たすこととする。

現行

【入退院支援加算】
【施設基準】

- 5 入退院支援加算の「注5」に規定する施設基準
(2) 当該入退院支援部門に、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること



改定後

【入退院支援加算】
【施設基準】

- 5 入退院支援加算の「注5」に規定する施設基準
(2) 当該入退院支援部門に、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専任の看護師及び専任の社会福祉士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤看護師又は専任の非常勤社会福祉士（入退院支援に関する十分な経験を有するものに限る。）をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、常勤看護師又は常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師又は非常勤社会福祉士が配置されている場合には、当該要件を満たしているとみなすことができる。

医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の要件緩和（概要）

○ 医療資源の少ない地域においては、入院料の算定、人員配置基準、夜勤の要件、病床数の要件等が一部緩和されている。

項目名	医療資源の少ない地域に配慮した主な要件緩和等	緩和の対象
A 1 0 0 一般病棟入院基本料*	病棟ごとに違う区分の入院基本料の算定が可能	入院料の算定
A 1 0 8 有床診療所入院基本料	入院基本料1～3の施設基準の一つとして、医療資源の少ない地域（特定地域）に所在する有床診療所であること	（入院料の要件）
A 2 0 7 医師事務補助体制加算	20対1から100対1までについて、医療資源の少ない地域に所在する医療機関であれば、要件を満たす（※）こととする	施設基準の要件
A 2 2 6－2 緩和ケア診療加算*	医師・看護師・薬剤師の常勤要件の緩和及び医師・看護師・薬剤師の専従要件等の緩和	人員配置
A 2 3 3－2 栄養サポートチーム加算*	看護師・薬剤師・管理栄養士の常勤要件の緩和及び医師・看護師・薬剤師・管理栄養士の専従要件等の緩和	人員配置
A 2 3 6 褥瘡ハイリスク患者ケア加算*	看護師等の専従要件の緩和	人員配置
A 2 4 6 入退院支援加算*	看護師・社会福祉士の要件の緩和	人員配置
A 3 0 8－3 地域包括ケア病棟入院料	看護職員配置が15対1以上※ ¹ 看護職員の最小必要数の4割以上※ ² が看護師、理学療法士等の専従要件の緩和 ※1 特定地域以外では13対1以上 ※2 特定地域以外では7割以上 許可病床数200床未満に限るとされている基準について、280床未満とする （地域包括ケア病棟入院医療管理料1、2、3及び4、地域包括ケア病棟入院料1及び3）	人員配置
		病床数
A 3 1 7 特定一般病棟入院料	一般病棟が1病棟のみ（DPC対象病院を除く） 看護職員配置が13対1以上又は15対1以上 看護要員1人当たりの月平均夜勤72時間要件なし	人員配置 夜勤の要件
A 2 4 8 精神疾患診療体制加算	許可病床数80床以上（特定地域以外は許可病床数100床以上）	病床数
A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算	許可病床数80床以上（特定地域以外は許可病床数100床以上）	病床数
在宅療養支援病院	許可病床数280床未満（特定地域以外は許可病床数200床未満）	病床数
在宅療養後方支援病院	許可病床数160床以上（特定地域以外は許可病床数200床以上）	病床数
B 0 0 1 2 4 外来緩和ケア管理料*	医師・看護師の常勤要件の緩和及び医師・看護師・薬剤師の専従要件等の緩和	人員配置
B 0 0 1 2 7 糖尿病透析予防指導管理料*	医師・看護師又は保健師・管理栄養士の専任要件・常勤要件の緩和	人員配置
24時間対応体制加算（訪問看護管理療養費）	複数の訪問看護ステーションが連携して体制を確保した場合の対象地域を、医療資源の少ない地域にも拡大	施設基準の要件

*医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び急性期一般入院料1を算定している病院を除く）の一般病棟が対象。
（※）遠隔画像診断、処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1、手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1、保険医療機関間の連携による病理診断（受診側）、保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製（受信側）、保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診（受信側）についても同様。
注）下線部については、令和4年度診療報酬改定において、見直しがあったもの。

入退院支援の推進

入退院支援加算の評価・要件の見直し

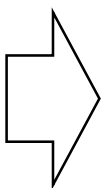
➤ 質の高い入退院支援を推進する観点から、入退院支援加算1の評価及び要件を見直す



現行

【入退院支援加算1】
〔算定要件〕
イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点
ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点

〔施設基準〕
・「連携機関」の数が20以上であること。
・それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で面会し、情報の共有等を行っていること



改定後

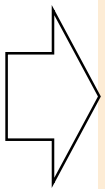
【入退院支援加算1】
〔算定要件〕
イ 一般病棟入院基本料等の場合 **700点**
ロ 療養病棟入院基本料等の場合 **1,300点**

〔施設基準〕
・「連携機関」の数が**25以上**であること。
・それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で**対面又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて**面会し、情報の共有等を行っていること

➤ 入院時支援加算の対象に合わせて明確化を図るため、入退院支援加算1及び2の対象者にサを追加するとともに、ヤングケアラーの実態を踏まえ、入退院支援加算1及び2の対象患者にシ及びスを追加する。

現行

【入退院支援加算1及び2】
〔算定要件〕
退院困難な要因
ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
イ 緊急入院であること
ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する特定疾病を有する40歳以上65歳未満の者及び65歳以上の者に限る。）
エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
オ 生活困窮者であること
カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること（必要と推測されること。）
キ 排泄に介助を要すること
ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと
ケ 退院後に医療処置（胃瘻等の経管栄養法を含む。）が必要なこと
コ 入退院を繰り返していること
サ その他患者の状況から判断してアからコまでに準ずると認められる場合



改定後

【入退院支援加算1及び2】
〔算定要件〕
退院困難な要因
ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
イ 緊急入院であること
ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する特定疾病を有する40歳以上65歳未満の者及び65歳以上の者に限る。）
エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
オ 生活困窮者であること
カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること（必要と推測されること。）
キ 排泄に介助を要すること
ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと
ケ 退院後に医療処置（胃瘻等の経管栄養法を含む。）が必要なこと
コ 入退院を繰り返していること
サ 入院治療を行っても長期的な低栄養状態になることが見込まれること
シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること
ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
セ その他患者の状況から判断して**アからスまでに**準ずると認められる場合

データ提出に係る届出を要件とする入院料の見直し

➤ データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算の要件の範囲を拡大する。

許可病床数 病棟	200床以上	200床未満
急性期一般入院料1～6 特定機能病院入院基本料（7対1、10対1） 専門病院入院基本料（7対1、10対1） 地域包括ケア病棟入院料 回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	データの提出が必須	
回復期リハビリテーション病棟5 療養病棟入院基本料	データの提出が必須（経過措置③）	
地域一般入院料1～3 専門病院入院基本料（13対1） 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院医療管理料 特殊疾患病棟入院料 緩和ケア病棟入院料	規定なし → データの提出が必須 （経過措置①、③）	規定なし → データの提出が必須 （経過措置②、③）
精神科救急急性期医療入院料	規定なし → データの提出が必須（経過措置③、④）	

[経過措置]

- ① 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては令和5年3月31日までの経過措置を設ける。
- ② 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては令和6年3月31日までの経過措置を設ける。
- ③ 令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、当分の間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
- ④ 精神科救急急性期医療入院料については、令和6年3月31日までの間に限り、データ提出加算に係る要件を満たすものとみなす。

病棟における栄養管理体制に対する評価の新設

- 患者の病態・状態に応じた栄養管理を推進する観点から、特定機能病院において、管理栄養士が患者の状態に応じたきめ細かな栄養管理を行う体制について、入院栄養管理体制加算を新設する。
- 退院後の栄養食事管理に関する指導を行い、入院中の栄養管理に関する情報を他の保険医療機関等に提供した場合について評価する。

(新) 入院栄養管理体制加算 270点（入院初日及び退院時）

[対象患者]

特定機能病院入院基本料を算定している患者

[算定要件]

(1) 特定機能病院入院基本料を現に算定している患者に対して、管理栄養士が必要な栄養管理を行った場合に、入院初日及び退院時にそれぞれ1回に限り所定点数に加算する。この場合において、栄養サポートチーム加算及び入院栄養食事指導料は別に算定できない。

入院栄養管理体制加算については、病棟に常勤管理栄養士を配置して患者の病態・状態に応じた栄養管理を実施できる体制を確保していることを評価したものであり、病棟の管理栄養士は、次に掲げる管理を実施する。

ア 入院前の食生活等の情報収集、入退院支援部門との連携、入院患者に対する栄養スクリーニング、食物アレルギーの確認、栄養状態の評価及び栄養管理計画の策定を行う。

イ 当該病棟に入院している患者に対して、栄養状態に関する定期的な評価、必要に応じたミールラウンド、栄養食事指導又は当該患者の病態等に応じた食事内容の調整等の栄養管理を行う。

ウ 医師、看護師等と連携し、当該患者の栄養管理状況等について共有を行う。

(2) 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて患者に説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設等又は指定障害者支援施設等若しくは福祉型障害児入所施設と共有した場合に、退院時1回に限り、栄養情報提供加算として50点を更に所定点数に加算する。

[施設基準]

(1) 当該病棟において、専従の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。

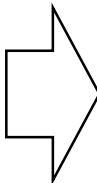
(2) 入院時支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(3) 栄養情報提供加算の対象患者は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する特掲診療料の施設基準等別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者であること。

摂食嚥下支援加算の見直し①

摂食嚥下支援加算の見直し

➤ 中心静脈栄養や鼻腔栄養等を実施している患者の経口摂取回復に係る効果的な取組を更に推進する観点から、摂食嚥下支援加算について、名称、要件及び評価を見直す。

現行		改定後																		
【摂食嚥下支援加算（摂食機能療法）】 摂食嚥下支援加算 200点（週1回） 〔算定要件〕 ・摂食嚥下支援チームにより、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影の結果に基づいて、摂食嚥下支援計画書を作成 ・内視鏡嚥下機能検査又は嚥下造影を実施（月1回以上） ・検査結果を踏まえ、チームカンファレンスを実施（週1回以上） ・カンファレンスの結果に基づき、摂食嚥下支援計画書の見直し、嚥下調整食の見直し等を実施 等 〔施設基準〕 摂食嚥下支援チームを設置 ➢ 専任の常勤医師又は常勤歯科医師 * ➢ 専任の常勤看護師（経験5年かつ研修修了） * ➢ 専任の常勤言語聴覚士 * ➢ 専任の常勤薬剤師 * ➢ 専任の常勤管理栄養士 * ➢ 専任の歯科衛生士 ➢ 専任の理学療法士又は作業療法士 *の職種は、カンファレンスの参加が必須 入院時及び退院時の嚥下機能の評価等について報告		<u>（改）【摂食嚥下機能回復体制加算（摂食機能療法）】</u> <table><tr><td><u>摂食嚥下機能回復体制加算1</u></td><td><u>210点（週1回）</u></td></tr><tr><td><u>摂食嚥下機能回復体制加算2</u></td><td><u>190点（週1回）</u></td></tr><tr><td><u>摂食嚥下機能回復体制加算3</u></td><td><u>120点（週1回）</u></td></tr></table> 〔算定要件〕 ①内視鏡下機能検査又は嚥下造影の結果に基づいて、摂食嚥下支援計画書を作成 ②嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査を実施（月1回以上） ③検査結果等を踏まえカンファレンスを実施（週1回以上） ④カンファレンスの結果に基づき、摂食嚥下支援計画書の見直し、嚥下調整食の見直し等を実施 〔施設基準〕 <table><tr><th>加算1</th><th>加算2</th><th>加算3</th></tr><tr><td> <u>摂食嚥下支援チームの設置</u>（ST以外は全員専任） ・ <u>医師又は歯科医師、適切な研修を修了した看護師又は専従の言語聴覚士、管理栄養士</u> ・ カンファレンスに参加：必要に応じてその他職種 </td><td></td><td> <u>専任の医師、看護師又は言語聴覚士</u> </td></tr><tr><td>摂食機能療法の算定可能医療機関</td><td></td><td>療養病棟入院基本料のうち、療養病棟入院料1又は入院料2を算定している病棟</td></tr><tr><td> ・ 鼻腔栄養、胃瘻、又は中心静脈栄養の患者の<u>経口摂取回復率35%以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u> </td><td> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養について実績等を地方厚生局長等に報告</u> </td><td> ・ <u>中心静脈栄養を実施している患者のうち、「嚥下機能評価を実施の上、嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した患者」が1年に2人以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u> </td></tr></table>	<u>摂食嚥下機能回復体制加算1</u>	<u>210点（週1回）</u>	<u>摂食嚥下機能回復体制加算2</u>	<u>190点（週1回）</u>	<u>摂食嚥下機能回復体制加算3</u>	<u>120点（週1回）</u>	加算1	加算2	加算3	<u>摂食嚥下支援チームの設置</u>（ST以外は全員専任） ・ <u>医師又は歯科医師、適切な研修を修了した看護師又は専従の言語聴覚士、管理栄養士</u> ・ カンファレンスに参加：必要に応じてその他職種		<u>専任の医師、看護師又は言語聴覚士</u>	摂食機能療法の算定可能医療機関		療養病棟入院基本料のうち、療養病棟入院料1又は入院料2を算定している病棟	・ 鼻腔栄養、胃瘻、又は中心静脈栄養の患者の<u>経口摂取回復率35%以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u>	・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養について実績等を地方厚生局長等に報告</u>	・ <u>中心静脈栄養を実施している患者のうち、「嚥下機能評価を実施の上、嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した患者」が1年に2人以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u>
<u>摂食嚥下機能回復体制加算1</u>	<u>210点（週1回）</u>																			
<u>摂食嚥下機能回復体制加算2</u>	<u>190点（週1回）</u>																			
<u>摂食嚥下機能回復体制加算3</u>	<u>120点（週1回）</u>																			
加算1	加算2	加算3																		
<u>摂食嚥下支援チームの設置</u>（ST以外は全員専任） ・ <u>医師又は歯科医師、適切な研修を修了した看護師又は専従の言語聴覚士、管理栄養士</u> ・ カンファレンスに参加：必要に応じてその他職種		<u>専任の医師、看護師又は言語聴覚士</u>																		
摂食機能療法の算定可能医療機関		療養病棟入院基本料のうち、療養病棟入院料1又は入院料2を算定している病棟																		
・ 鼻腔栄養、胃瘻、又は中心静脈栄養の患者の<u>経口摂取回復率35%以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u>	・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養について実績等を地方厚生局長等に報告</u>	・ <u>中心静脈栄養を実施している患者のうち、「嚥下機能評価を実施の上、嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した患者」が1年に2人以上</u> ・ <u>摂食機能又は嚥下機能に係る療養についての実績等を地方厚生局長等に報告</u>																		

摂食嚥下支援加算の見直し②

➤ 経口摂取回復に係る効果的な取組を更に推進する観点から、要件及び評価を見直し、名称を摂食嚥下機能回復体制加算に変更する。

摂食嚥下機能回復体制加算

		摂食嚥下機能回復体制加算 1	摂食嚥下機能回復体制加算 2	摂食嚥下機能回復体制加算 3
算定要件	対象患者	摂食嚥下支援チームによる摂食・嚥下機能回復に係る取組によって摂食機能又は嚥下機能の回復が見込まれる患者		
	算定可能な従事者	◆ 摂食嚥下支援チームの設置（ST以外は全員専任） ・医師又は歯科医師 ・適切な研修を修了した看護師※又は専従の言語聴覚士 （※摂食嚥下障害看護認定看護師、 脳卒中看護認定看護師 ） ・管理栄養士 ◆カンファレンスに参加：その他職種も		◆ 専任の医師、看護師又は言語聴覚士
	算定対象とする医療サービスの内容	①内視鏡下機能検査又は嚥下造影の結果に基づいて、摂食嚥下支援計画書を作成 ②嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査を実施（月1回以上） ③検査結果等を踏まえカンファレンスを実施（週1回以上） ④カンファレンスの結果に基づき、摂食嚥下支援計画書の見直し、嚥下調整食 の見直し等を実施		
	日数・回数の要件	1回／週		
施設基準	対象病棟・病床	摂食機能療法の算定可能医療機関		療養病床入院基本料のうち、療養病棟入院料 1 又は入院料 2 を算定している病床
	実績等	・ 鼻腔栄養、胃瘻、又は中心静脈栄養の患者の経口摂取回復率 35%以上 ・ 実績（FIM 及びFOIS）の記録（全員・月に1回以上）	・ 実績（FIM及びFOIS）の記録（全員・月に1回以上）	・ 中心静脈栄養を実施している患者のうち、「嚥下機能評価を実施の上、嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した患者」が1年に2人以上 ・ 実績（FIM及びFOIS）の記録（全員・月に1回以上）
経過措置		現に摂食嚥下支援加算を算定している医療機関については、半年間に限り、引き続き加算 1 を算定できる。		

摂食嚥下支援加算の見直し③

(経口摂取に回復させている割合の計算方法)

経口摂取に回復した患者数

=

栄養方法が経口摂取のみの状態に回復した患者

(1か月以上栄養方法が経口摂取のみの患者)

[1年以内注]

自院導入患者数

+

紹介患者数

自院で新たに「鼻腔栄養導入」、「胃瘻造設」、「中心静脈栄養開始」

+ 紹介された「鼻腔栄養」、「胃瘻」「中心静脈栄養」の患者

(「自院で摂食機能療法を実施した患者に限る」)

注) 回復率は、鼻腔栄養導入、胃瘻造設した日又は中心静脈栄養を開始した日から起算して1年以内に回復したもので計算する。

分子及び分母から除くもの

① 1年以内※に死亡した患者

(ただし、栄養方法が経口摂取のみの状態に回復した上で死亡した患者は、分子分母に加える。)

② 1か月以内※に経口摂取に回復した患者

③ 1年以上※経過してから、他の保険医療機関から紹介された患者

※ 鼻腔栄養を導入した日、胃瘻を造設した日又は中心静脈栄養を開始した日から起算

④ 減圧ドレナージ目的 (消化器疾患等の患者で胃瘻造設を行う場合に限る。)

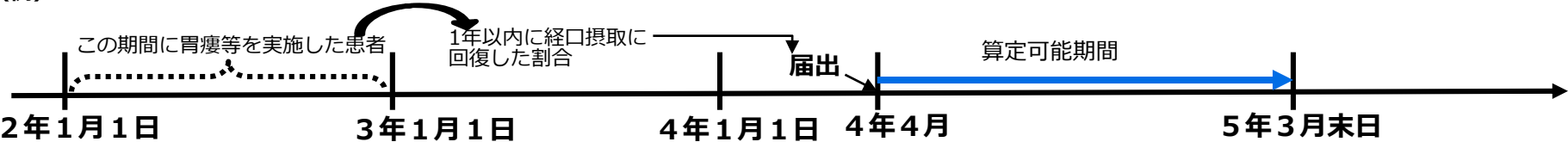
⑤ 成分栄養剤の経路目的 (炎症性腸疾患の患者で胃瘻造設を行う場合に限る。)

⑥ 食道、胃噴門部の狭窄等

(届出に関する取り扱い)

【通常の場合】 前々年の1月～12月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出

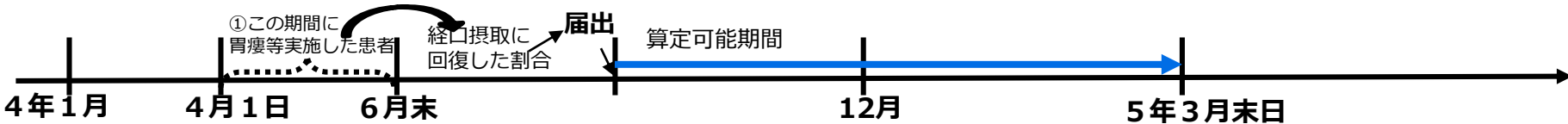
(例)



【新規届出の場合】 直近2年のいずれかの4月～6月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出可。

(例)

- ①令和4年4月～6月に胃瘻等実施した患者の回復率で届出可。(令和3年4月～6月でも可)
- ②継続は、令和4年1月～12月に胃瘻等実施した患者の回復率で判断(令和3年1月～12月でも可)



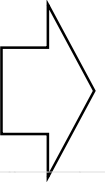
褥瘡対策の見直し

褥瘡対策基準の見直し

➤ 入院患者に対する褥瘡対策を推進する観点から、褥瘡対策の実施内容を明確化する。

現行

【入院基本料及び特定入院料に係る褥瘡対策】
[施設基準]
4 褥瘡対策の基準
(新設)



改定後

【入院基本料及び特定入院料に係る褥瘡対策】
[施設基準]
4 褥瘡対策の基準
(1)～(3) (略) (変更なし)
(4) 褥瘡対策の診療計画における薬学的管理に関する事項及び栄養管理に関する事項については、当該患者の状態に応じて記載すること。必要に応じて、薬剤師又は管理栄養士と連携して、当該事項を記載すること。なお、診療所において、薬学的管理及び栄養管理を実施している場合について、当該事項を記載しておくことが望ましい。
(5) 栄養管理に関する事項については、栄養管理計画書をもって記載を省略することができること。ただし、この場合は、当該栄養管理計画書において、体重減少、浮腫等の有無等の別添6の別紙3に示す褥瘡対策に必要な事項を記載していること。
(6)～(8) (略) (変更なし)

褥瘡対策に関する診療計画書(2)									
氏名		殿 男・女)		年 月 (歳)					
<薬学的管理に関する事項> ☐ 対応の必要無し									
褥瘡の発症リスクに影響を与える可能性がある薬剤の使用 ☐ 無 ☐ 有 (催眠鎮静剤、抗不安剤、麻薬、解熱鎮痛消炎剤、利尿剤、腫瘍用薬、副腎ホルモン剤、免疫抑制剤、その他())									
薬学的管理計画	<すでに褥瘡を有する患者> 薬剤滞留の問題 ☐ 無 ☐ 有								
<栄養管理に関する事項> ☐ 対応の必要無し ☐ 栄養管理計画書での対応									
栄養評価	評価日	年 月 日							
	体重	kg(測定日 /)		BMI	kg/m2		体重減少 (無・有)		
	身体所見	浮腫 (無・有 (胸水・腹水・下肢)・不明)							
	検査等 検査している 場合に記載	☐ 測定無し Alb値()g/dL 測定日(/)		☐ 測定無し Hb値()g/dL 測定日(/)		☐ 測定無し CRP ()mg/dL 測定日(/)			
	栄養補給法	経口・経腸 (経口・経鼻・胃瘻・腸瘻)・静脈				栄養補助食品の使用 (無・有)			
栄養管理計画									

医療機関におけるICTを活用した業務の簡素化・効率化

事務の簡素化・効率化

- 医療機関等における業務の効率化及び医療従事者の事務負担軽減を推進する観点から、施設基準の届出及びレセプト請求に係る事務等を見直す。
- ◆ 施設基準の届出の際に添付を求めている研修修了証の写し等について、**添付資料の低減等**を行う。
- ◆ 訪問看護ステーションの基準に係る届出について、**当該基準の適合性の有無に影響が生じない場合の届出を不要**とする。また、同一建物内の利用者の人数に応じた評価区分を設けている訪問看護療養費等の加算について、**同じ金額の評価区分を統合**する。
- ◆ 小児科外来診療料等の**施設基準の届出を省略**する。

現行

【小児科外来診療料】
〔算定要件〕
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

改定後

【小児科外来診療料】
〔算定要件〕
注1 **小児科を標榜する保険医療機関において**、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

- ◆ レセプト摘要欄に記載を求めている事項のうち、薬剤等について**選択式記載**とする。また、一部の検査等の診療行為について、**レセプト請求時にあらかじめ検査値の記載**を求め、審査支払機関からの**レセプト返戻による医療機関の再請求に係る事務負担軽減**を図る。

【例：デセントリク点滴静注840mg・同1200mgを請求する場合に記載を求めている項目】
・「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載すること。

コード	レセプト表示文言
8201xxxxx	施設要件 ア
8201xxxxx	施設要件 イ
(略)	ウ～オ (略)

〔レセプト表示イメージ〕

33	点滴注射	95X 1
	デセントリク点滴静注1200mg	44,886 X 1
	施設要件 ア	
	医師要件 イ	
	併用投与 ア	

紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し①

➤ 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲を見直すとともに、当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額等を見直す。

現行制度

- [対象病院]
- ・ 特定機能病院
 - ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）
- ※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる
- [定額負担の額]
- ・ 初診：医科 5,000円、 歯科 3,000円
 - ・ 再診：医科 2,500円、 歯科 1,500円

見直し後

- [対象病院]
- ・ 特定機能病院
 - ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）
 - ・ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る）
- ※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる
- [定額負担の額]
- ・ 初診：医科 7,000円、 歯科 5,000円
 - ・ 再診：医科 3,000円、 歯科 1,900円
- [保険給付範囲からの控除]
- 外来機能の明確化のための例外的・限定的な取扱いとして、定額負担を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除
- ・ 初診：医科 200点、 歯科 200点
 - ・ 再診：医科 50点、 歯科 40点

(例) 医科初診・選定療養費7,000円・患者負担3,000円の場合の医療費

定額負担 5,000円	
医療保険から支給（選定療養費） 7,000円	患者負担 3,000円

定額負担 <u>7,000円</u>	
医療保険から支給（選定療養費） <u>5,600円</u> (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 <u>2,400円</u> (=3,000円-2,000円×0.3)

紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し②

現行制度

【対象患者】

- ・ **初診**：他の病院又は診療所からの紹介状なしで受診した患者
- ・ **再診**：他の病院（病床数200床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した患者

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合には、定額負担を求めてはならない。
※ 正当な理由がある場合には、定額負担を求めなくても良い。

「定額負担を求めなくても良い場合」 ※初診・再診共通

- ① 自施設の他の診療科を受診している患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

見直し後

➤ 定額負担を求めなくても良い場合について、以下のとおり見直す。

【初診の場合】

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

【再診の場合】

- ① 自施設の他の診療科を受診している患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ② 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ③ 災害により被害を受けた患者
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑤ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

※ 再診の場合、定額負担の対象患者は、他の病院等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した患者であり、**現行制度における①、②、③、⑥、⑦に該当する場合は想定されえないため**、要件から削除。

紹介受診重点医療機関における入院診療の評価の新設

- 「紹介受診重点医療機関」において、入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等が推進され、入院医療の質が向上することを踏まえ、当該入院医療について新たな評価を行う。

（新） 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点（入院初日）

[算定要件]

- (1) **外来機能報告対象病院等**（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限り、**一般病床の数が200未満であるものを除く。**）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、**入院初日に限り**所定点数に加算する。
- (2) 区分番号A204に掲げる**地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。**

初診料及び外来診療料における紹介・逆紹介割合に基づく減算規定の見直し①

- 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介患者・逆紹介患者の受診割合が低い特定機能病院等を紹介状なしで受診した患者等に係る初診料・外来診療料について、
- 対象病院に、一般病床の数が200床以上の紹介受診重点医療機関を追加する。
 - 「紹介率」・「逆紹介率」について、以下のとおり、実態に即した算出方法、項目の定義及び基準を見直す。

【改定後】

初診料の注 2、3 214点

外来診療料の注 2、3 55点

(情報通信機器を用いた初診については186点)

	特定機能病院	地域医療支援病院 (一般病床200床未満を除く)	紹介受診重点医療機関 (一般病床200床未満を除く)	許可病床400床以上 (一般病床200床未満を除く)
減算規定の基準	紹介割合50%未満 又は 逆紹介割合30%未満			紹介割合40%未満 又は 逆紹介割合20%未満
紹介割合 (%)	(紹介患者数 + 救急患者数) / 初診患者数 × 100			
逆紹介割合 (%)	逆紹介患者数 / (初診 + 再診患者数) × 1,000			
初診患者の数	医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者			
再診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者以外の患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者、B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者			
紹介患者の数	他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診に限る）。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみを行った場合を除く。			
逆紹介患者の数	紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数。 ・ B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者を含む。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみ行い、他院に紹介した患者を除く。			
救急搬送者の数	地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診の患者の数。			

紹介受診重点医療機関とかかりつけ医機能を有する医療機関の連携の推進

連携強化診療情報提供料の新設

- 外来医療の機能分化及び医療機関間の連携を推進する観点から、診療情報提供料（Ⅲ）について、
- 名称を「連携強化診療情報提供料」に変更し、かかりつけ医機能を有する医療機関等が、診療情報を提供した場合について、算定上限回数を変更する。
 - 「紹介受診重点医療機関」において、地域の診療所等から紹介された患者について診療情報を提供した場合についても、新たに評価を行う。

現行

【診療情報提供料（Ⅲ）】 150点

[算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

[対象患者]

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

改定後

（改） 【連携強化診療情報提供料】 150点

[算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

[対象患者]

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者
- 3 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

（新）

地域の診療所等

紹介受診重点医療機関



患者を紹介



診療状況を
提供

連携強化診療情報
提供料を算定

例：生活習慣病の診療を実施

例：合併症の診療を実施

連携強化診療情報提供料の評価対象（まとめ）

注番号	紹介元	患者	紹介先 (紹介元に診療情報を提供した場合に、 <u>連携強化診療情報提供料が算定可能</u>)	算定回数の制限
1	かかりつけ医機能に係る施設基準の届出あり	—	禁煙	<u>月に1回</u>
2	<u>以下のいずれか</u> ・ <u>200床未満の病院</u> ・ <u>診療所</u>	—	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>紹介受診重点医療機関</u> ・ <u>禁煙</u>	
3	—	—	以下のいずれも満たす ・ かかりつけ医機能に係る施設基準の届出あり ・ 禁煙	
4	—	<u>難病（疑い含む）の患者</u>	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院</u> ・ <u>禁煙</u>	
		<u>てんかん（疑い含む）の患者</u>	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>てんかん支援拠点病院</u> ・ <u>禁煙</u>	3月に1回
5	—	妊娠中の患者	—	
	産科又は産婦人科を標榜	妊娠中の患者	禁煙	
	—		以下のいずれも満たす ・ 産科又は産婦人科を標榜 ・ 妊娠中の患者の診療につき十分な体制を整備している	月に1回

地域包括診療料等における対象疾患等の見直し

地域包括診療料・地域包括診療加算の見直し

- 地域包括診療料等について、慢性疾患を有する患者に対するかかりつけ医機能の評価を推進する観点から、
- ・ 地域包括診療料等の対象疾患に、慢性心不全及び慢性腎臓病を追加する。
 - ・ 患者に対する生活面の指導については、必要に応じ、医師の指示を受けた看護師や管理栄養士、薬剤師が行っても差し支えないこととする。
 - ・ 患者からの予防接種に係る相談に対応することを要件に追加するとともに、院内掲示により、当該対応が可能なことを周知することとする。

現行

【地域包括診療料】

[対象患者]

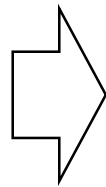
- ・ 脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者

[算定要件]

- ・ 当該患者を診療する担当医を決めること。担当医は、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師とし、担当医により指導及び診療を行った場合に当該診療料を算定する。
- ・ 当該患者に対し、以下の指導、服薬管理等を行うこと。
ア～ケ (略)

[施設基準]

- ・ 健康相談を実施している旨を院内掲示していること。



改定後

【地域包括診療料】 (※地域包括診療加算も同様)

[対象患者]

- ・ 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者

[算定要件]

- ・ 当該患者を診療する担当医を決めること。担当医は、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師とし、担当医により指導及び診療を行った場合に当該診療料を算定する。
- ・ 当該患者に対し、以下の指導、服薬管理等を行うこと。
ア～ケ (略)

コ 必要に応じ、患者の予防接種の実施状況を把握すること等により、当該患者からの予防接種に係る相談に対応すること。

[施設基準]

- ・ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨を院内掲示していること。

小児かかりつけ診療料の見直し

➤ 小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児かかりつけ診療料について、時間外対応に係る体制の在り方を考慮した評価体系に見直す。

現行

【小児かかりつけ診療料】

- 1 処方箋を交付する場合
イ 初診時 631点 □ 再診時 438点
- 2 処方箋を交付しない場合
イ 初診時 748点 □ 再診時 556点

〔施設基準〕

- 小児科外来診療料に係る届出を行っていること。
- 専ら小児科又は小児外科を担当する常勤の医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。
 - ア 在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を月1回以上の頻度で行っていること
 - イ～エ (略)
 - オ 幼稚園の園医又は保育所の嘱託医に就任していること
- 時間外対応加算1又は2に係る届出を行っていること。



改定後

【小児かかりつけ診療料】

- (改) 1 小児かかりつけ診療料 1
イ 処方箋を交付する場合
(1) 初診時 641点 (2) 再診時 448点
□ 処方箋を交付しない場合
(1) 初診時 758点 (2) 再診時 566点
- (改) 2 小児かかりつけ診療料 2
イ 処方箋を交付する場合
(1) 初診時 630点 (2) 再診時 437点
□ 処方箋を交付しない場合
(1) 初診時 747点 (2) 再診時 555点

〔施設基準〕

- (共通)
- 小児科を標榜している医療機関であること。
- 専ら小児科又は小児外科を担当する常勤の医師が、以下の項目のうち、2つ以上に該当すること。
 - (削除)
 - ア～ウ (略)
 - エ 幼稚園の園医、保育所の嘱託医 又は小学校若しくは中学校の学校医に就任していること

(小児かかりつけ診療料1) 時間外対応加算1又は2に係る届出を行っていること。

- (小児かかりつけ診療料2) 次のいずれかを満たしていること。
 - ア 時間外対応加算3に係る届出を行っていること。
 - イ 在宅医当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を年6回以上の頻度で行っていること。

機能強化加算の見直し①

➤ 地域においてかかりつけ医機能を有する医療機関の体制について、診療実態も踏まえた適切な評価を行う観点から、機能強化加算について要件を見直す。

現行

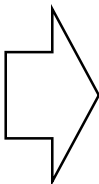
【機能強化加算】

[算定要件]

- 外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものであり、（略）初診料を算定する場合に、加算することができる。

[施設基準]

- (1) （略）
- (2) 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示する等の取組を行っていること。



改定後

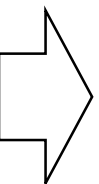
【機能強化加算】

[算定要件]

- 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものであり、（略）初診料を算定する場合に、加算することができる。
- 必要に応じ、患者に対して以下の対応を行うとともに、当該対応を行うことができる旨を院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
 - (イ) 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載すること。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能であること。
 - (ロ) 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
 - (ハ) 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
 - (ニ) 保健・福祉サービスに係る相談に応じること。
 - (ホ) 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

[施設基準]

- (1) 適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと等、質の高い診療機能を有する体制が整備されていること。
- (2) （略）
- (3) 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の取組を行っていること。



機能強化加算の見直し②

現行		改定後	
届出・実績	次のいずれかの届出	次のいずれかを満たしていること。	
	・ 地域包括診療加算 ・ 地域包括診療料	・ <u>地域包括診療加算1／地域包括診療料1の届出を行っていること。</u> (参考：地域包括加算1／診療料1の施設基準) 以下の全てを満たしていること。 ■ 直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来診療を経て、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「1」、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は往診料を算定した患者の数の合計が、10人以上であること。 ■ 直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者の割合が70%未満であること。	以下のいずれも満たすものであること。 ・ <u>地域包括診療加算2／地域包括診療料2の届出を行っていること。</u> ・ <u>直近1年間ににおいて、次のいずれかを満たしていること。</u> ■ <u>地域包括診療加算2／地域包括診療料2を算定した患者が3人以上。</u> ■ <u>在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の「1」、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)又は往診料を算定した患者の数の合計が3人以上。</u>
	小児かかりつけ診療料	・ 小児かかりつけ診療料の届出を行っていること。 ・ <u>在宅時医学総合管理料／施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている機能強化型の在支診又は在支病であること。</u> (参考：機能強化型の在支診又は在支病の施設基準) 以下のいずれにも該当していること。 過去1年間ににおいて、 ■ (在支診の場合) 緊急往診の実績10件以上(連携型の場合、当該医療機関で4件以上)。 ■ (在支病の場合) 緊急往診の実績10件以上(連携型の場合、当該医療機関で4件以上)又は在支診からの緊急受入の実績が31件以上。 ■ 在宅における看取りの実績又は15歳未満の超・準超重症児の在宅医療の実績が4件以上(連携型の場合、当該医療機関で2件以上)。	以下のいずれも満たすものであること。 ・ <u>在宅時医学総合管理料／施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている機能強化型以外の在支診又は在支病であること。</u> ・ <u>以下のいずれかを満たしていること。</u> <u>過去1年間ににおいて、</u> ■ <u>(在支診の場合) 緊急往診の実績3件以上。</u> ■ <u>(在支病の場合) 緊急往診の実績又は在支診からの緊急受入の実績の合計が3件以上。</u> ■ <u>在宅における看取りの実績又は15歳未満の超・準超重症児の在宅医療の実績が1件以上。</u>
配置医師	—	・ <u>以下のいずれかを行っている常勤の医師を配置すること。</u> <u>ア 介護保険制度の利用等の相談への対応、主治医意見書の作成</u> <u>イ 警察医として協力</u> <u>ウ 乳幼児健診を実施</u> <u>エ 定期予防接種を実施</u> <u>オ 幼稚園の園医等</u> <u>カ 地域ケア会議に出席</u> <u>キ 一般介護予防事業に協力</u>	

耳鼻咽喉科処置の見直し

耳鼻咽喉科乳幼児処置加算等の新設

- 耳鼻咽喉科処置について、小児に対する診療及び様々な処置の組合せを適切に評価する観点から、新たな評価を行う。また、小児の耳鼻咽喉科領域における薬剤耐性（AMR）対策を推進する観点から、抗菌薬の適正使用について新たな評価を行う。

（新） 耳鼻咽喉科乳幼児処置加算

60点（1日につき）

[算定要件]

- ・ **耳鼻咽喉科を標榜**する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、**6歳未満**の乳幼児に対して、**耳鼻咽喉科処置を行った場合は、所定点数に加算**する。

（新） 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算

80点（月1回に限り）

[算定要件]

- ・ 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、**急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎**により受診した**6歳未満**の乳幼児に対して、**耳鼻咽喉科処置を行った場合**であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導等を行い、文書により説明内容を提供した場合は、所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。
- (3) 当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。

耳鼻咽喉科処置の評価の見直し

- 耳鼻咽喉科領域の基本的な処置を適切に評価する観点から、評価を見直す。

耳処置 25点 → **27点** 鼻処置 14点 → **16点** 口腔、咽頭処置 14点 → **16点**

アレルギー性鼻炎免疫療法に係る評価

➤ アレルギー性鼻炎免疫療法治療に係る評価を新設する。

(新) アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料（月1回に限る）	1月目	280点
	2月目以降	25点

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルギー免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 「1月目」とは初回の治療管理を行った月のことをいう。
- アレルギー免疫療法を開始する前に、治療内容、期待される効果、副作用等について文書を用いた上で患者に説明し、同意を得ること。また、説明内容の要点を診療録に記載する。
- 学会によるガイドライン等を参考にすること。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内にアレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する常勤医師が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（アレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることも可。
- (2) アレルギー免疫療法に伴う副作用が生じた場合に対応できる体制が整備されていること。
- (3) 院内の見やすい場所にアレルギー免疫療法を行っている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

高度難聴指導管理料の見直し

- 高齢化の進展や認知症患者の増加を踏まえ、難聴患者に対する生活指導等を推進する観点から、高度難聴指導管理料について要件を見直す。

現行

【高度難聴指導管理料】

[算定要件]

注2 区分番号K328に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については1回に限り算定する。

[施設基準]

次の(1)又は(2)に該当する保険医療機関であること。

- (1) (略)
- (2) 5年以上の耳鼻咽喉科の診療経験を有する常勤の耳鼻咽喉科の医師が1名以上配置されていること。
(中略)



改定後

【高度難聴指導管理料】

[算定要件]

注2 区分番号K328に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については年1回に限り算定する。

[施設基準]

次の(1)又は(2)に該当する保険医療機関であること。

- (1) (略)
- (2) 5年以上の耳鼻咽喉科の診療経験を有する常勤の耳鼻咽喉科の医師が1名以上配置されていること。
(中略)

また、当該常勤又は非常勤の耳鼻咽喉科の医師は、補聴器に関する指導に係る適切な研修を修了した医師であることが望ましい。

生活習慣病管理料の見直し

包括範囲及び評価の見直し

- 生活習慣病患者は、患者ごとに薬剤料が大きく異なっている実態を踏まえ、投薬に係る費用を生活習慣病管理料の包括評価の対象範囲から除外し、評価を見直す。

現行

【生活習慣病管理料】

- (1：処方箋を交付する場合／2：それ以外の場合)
- イ 脂質異常症を主病とする場合 650点／1,175点
 - ロ 高血圧症を主病とする場合 700点／1,035点
 - ハ 糖尿病を主病とする場合 800点／1,280点

【算定要件】

- 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った医学管理等、検査、投薬、注射及び病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

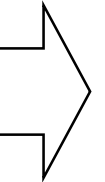
改定後

【生活習慣病管理料】

- (改)
- 1 脂質異常症を主病とする場合 **570点**
 - 2 高血圧症を主病とする場合 **620点**
 - 3 糖尿病を主病とする場合 **720点**

【算定要件】

- 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った医学管理等、検査、注射及び病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。



算定要件の見直し

- 生活習慣に関する総合的な治療管理については、多職種と連携して実施しても差し支えないことを明確化する。また、管理方針を変更した場合に、患者数の定期的な記録を求めないこととする。

現行

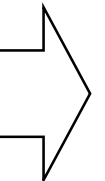
【生活習慣病管理料】 【算定要件】

- 脂質異常症等の患者に対し、治療計画を策定し、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、算定できる。
- 糖尿病又は高血圧症の患者については、管理方針を変更した場合に、その理由及び内容等を診療録に記載し、当該患者数を定期的に記録していること。

改定後

【生活習慣病管理料】 【算定要件】

- 脂質異常症等の患者に対し、治療計画を策定し、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、算定できる。この場合において、総合的な治療管理は、看護師、薬剤師、管理栄養士等の多職種と連携して実施しても差し支えない。
- 糖尿病又は高血圧症の患者については、管理方針を変更した場合に、その理由及び内容等を診療録に記載していること。
(削除)



外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設

- 外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価を新設する。

生活習慣病管理料

(新) 外来データ提出加算 50点 (月1回)

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。
- (2) データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料

(新) 在宅データ提出加算 50点 (月1回)

疾患別リハビリテーション料

(新) リハビリテーションデータ提出加算 50点 (月1回)

※ 在宅データ提出加算とリハビリテーションデータ提出加算の算定要件・施設基準は外来データ提出加算と同様。

外来感染対策向上加算の新設及び感染防止対策加算の見直し①

- 診療所について、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画を更に推進する観点から、外来診療時の感染防止対策に係る評価を新設する。

(新) 外来感染対策向上加算 6点 (患者1人につき月1回)

[算定要件]

組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所に限る。)において診療を行った場合は、外来感染対策向上加算として、患者1人につき月1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) 専任の**院内感染管理者**が配置されていること。
 - (2) **少なくとも年2回程度**、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する**院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること**。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する**新興感染症の発生等を想定した訓練について、少なくとも年1回参加していること**。
 - (3) 新興感染症の発生時等に、**都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し**、そのことについて自治体のホームページにより公開していること。
- 外来感染対策向上加算に係る届出を行っている保険医療機関が、感染対策向上加算1に係る届出を行っている他の保険医療機関に対し、定期的に院内の感染症発生状況等について報告を行っている場合及び地域のサーベイランスに参加している場合の評価をそれぞれ新設する。

(新) 連携強化加算 3点 (患者1人につき月1回)

[施設基準]

- (1) 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関に対し、**過去1年間に4回以上**、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について**報告を行っていること**。

(新) サーベイランス強化加算 1点 (患者1人につき月1回)

[施設基準]

- (1) 院内感染対策サーベイランス(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)等、**地域や全国のサーベイランスに参加していること**。

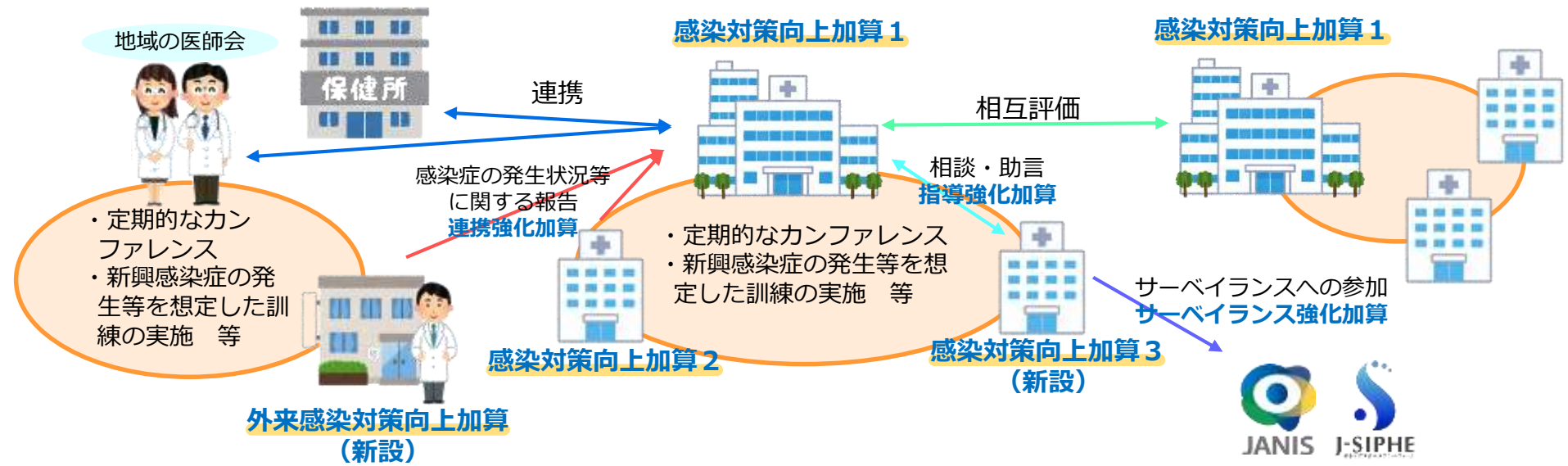
外来感染対策向上加算の新設及び感染防止対策加算の見直し②

- これまでの感染防止対策加算による取組を踏まえつつ、個々の医療機関等における感染防止対策の取組や地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策の取組を更に推進する観点から、感染防止対策加算の名称を感染対策向上加算に改めるとともに、要件を見直す。

現行		改定後	
【感染防止対策加算】		(新) 【感染対策向上加算】	
感染防止対策加算 1	390点	感染対策向上加算 1	710点 (入院初日)
感染防止対策加算 2 (新設)	90点	感染対策向上加算 2	175点 (入院初日)
		感染対策向上加算 3	75点 (入院初日、90日毎)

- 感染対策向上加算 1 の保険医療機関が、加算 2、加算 3 又は外来感染対策向上加算の保険医療機関に対し感染症対策に関する助言を行った場合の評価を新設するとともに、加算 2、加算 3 の保険医療機関においても、連携強化加算とサーベイランス強化加算を新設する。

(新) 指導強化加算	30点 (加算 1 の保険医療機関)
(新) 連携強化加算	30点、サーベイランス強化加算
	5点 (加算 2 又は 3 の保険医療機関)



情報通信機器を用いた初診に係る評価の新設

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しを踏まえ、情報通信機器を用いた場合の初診について、新たな評価を行う。
- 再診料について、情報通信機器を用いて再診を行った場合の評価を新設するとともに、オンライン診療料を廃止する。

(新)	初診料（情報通信機器を用いた場合）	251点
(新)	再診料（情報通信機器を用いた場合）	73点
(新)	外来診療料（情報通信機器を用いた場合）	73点

〔算定要件〕（初診の場合）

- (1) 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた初診を行った場合には、251点を算定する。
 - (2) 情報通信機器を用いた診療については、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行った場合に算定する。なお、この場合において、診療内容、診療日及び診療時間等の要点を診療録に記載すること。
 - (3) 情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、当該指針に沿った適切な診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。
 - (4) 情報通信機器を用いた診療を行う保険医療機関について、患者の急変時等の緊急時には、原則として、当該保険医療機関が必要な対応を行うこと。ただし、夜間や休日など、当該保険医療機関がやむを得ず対応できない場合については、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、以下の内容について、診療録に記載しておくこと。
 - ア 当該患者に「かかりつけの医師」がいる場合には、当該医師が所属する医療機関名
 - イ 当該患者に「かかりつけの医師」がいない場合には、対面診療により診療できない理由、適切な医療機関としての紹介先の医療機関名、紹介方法及び患者の同意
 - (5) 指針において、「対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる」とされていることから、保険医療機関においては、対面診療を提供できる体制を有すること。また、「オンライン診療を行った医師自身では対応困難な疾患・病態の患者や緊急性がある場合については、オンライン診療を行った医師がより適切な医療機関に自ら連絡して紹介することが求められる」とされていることから、患者の状況によって対応することが困難な場合には、ほかの医療機関と連携して対応できる体制を有すること。
 - (6) 情報通信機器を用いた診療を行う際には、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行い、当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であったことを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、処方を行う際には、当該指針に沿って処方を行い、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であったことを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - (7) (8) 略
- 〔施設基準〕
- (1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 - (2) 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

情報通信機器を用いた医学管理等に係る評価の見直し①

医学管理等に係る評価の見直し

- 情報通信機器を用いて行った場合の医学管理等（医学管理料）については、以下の14種類を追加する。

- ・ ウイルス疾患指導料
- ・ 皮膚科特定疾患指導管理料
- ・ 小児悪性腫瘍患者指導管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料
- ・ 外来緩和ケア管理料
- ・ 移植後患者指導管理料

- ・ 腎代替療法指導管理料
- ・ 乳幼児育児栄養指導料
- ・ 療養・就労両立支援指導料
- ・ がん治療連携計画策定料2
- ・ 外来がん患者在宅連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤総合評価調整管理料

（※）検査料等が包括されている地域包括診療料、認知症地域包括診療料及び生活習慣病管理料について、情報通信機器を用いた場合の評価対象から除外する。

整理の考え方（以下を除いて対象を追加）

- ① 入院中の患者に対して実施されるもの
- ② 救急医療として実施されるもの
- ③ 検査等を実施しなければ医学管理として成立しないもの
- ④ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、実施不可とされているもの
- ⑤ 精神医療に関するもの

情報通信機器を用いた医学管理等に係る評価の見直し

医学管理等に係る評価の見直し

➤ 現行においても情報通信機器を用いた場合の点数が設定されているが、評価の見直しを行った医学管理等（医学管理料）

	現行の対面診療における評価	情報通信機器を用いた場合の評価
B000 特定疾患療養管理料		
1 診療所の場合	225点	196点
2 許可病床数が100床未満の病院の場合	147点	128点
3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合	87点	76点
B001 5 小児科療養指導料	270点	235点
B001 6 てんかん指導料	250点	218点
B001 7 難病外来指導管理料	270点	235点
B001 27 糖尿病透析予防指導管理料	350点	305点
C101 在宅自己注射指導管理料		
1 複雑な場合	1,230点	1,070点
2 1 以外の場合		
イ 月27回以下の場合	650点	566点
ロ 月28回以上の場合	750点	653点

➤ 今回新たに、情報通信機器を用いて行った場合の医学管理等（医学管理料）について評価を行ったもの

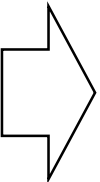
	現行の対面診療における評価	情報通信機器を用いた場合の評価
B001 1 ウイルス疾患指導料		
ウイルス疾患指導料 1	240点	209点
ウイルス疾患指導料 2	330点	287点
B001 8 皮膚科特定疾患指導管理料		
皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅰ）	250点	218点
皮膚科特定疾患指導管理料（Ⅱ）	100点	87点
B001 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料	550点	479点
B001 22 がん性疼痛緩和指導管理料	200点	174点
B001 23 がん患者指導管理料		
イ 略	500点	435点
ロ 略	200点	174点
ハ 略	200点	174点
ニ 略	300点	261点
B001 24 外来緩和ケア管理料	290点	252点
B001 25 移植後患者指導管理料		
イ 臓器移植後の場合	300点	261点
ロ 造血幹細胞移植後の場合	300点	261点
B001 31 腎代替療法指導管理料	500点	435点
B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料	130点	113点
B001-9 療養・就労両立支援指導料		
1 初回	800点	696点
2 2回目以降	400点	348点
B005-6 がん治療連携計画策定料 2	300点	261点
B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	500点	435点
B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料	700点	609点
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	250点	218点

情報通信機器等を用いた外来栄養食事指導の評価の見直し

外来栄養食事指導料の要件の見直し

➤ 初回から情報通信機器等を用いて栄養食事指導を行った場合の評価を見直す。

現行	
【外来栄養食事指導料】	
イ 外来栄養食事指導料 1	
(1) 初回	260点
(2) 2回目以降	
①対面で行った場合	200点
②情報通機器を用いた場合	180点
□ 外来栄養食事指導料 2	
(1) 初回	250点
(2) 2回目以降	190点
[算定要件]	
注3 イの(2)の②については、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器等によって必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。	
注4 □については、診療所において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。	
(新設)	



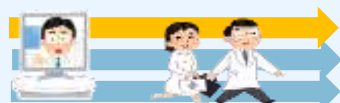
改定後	
【外来栄養食事指導料】	
イ 外来栄養食事指導料 1	□ 外来栄養食事指導料 2
(1) 初回	(1) 初回
①対面で行った場合 260点	①対面で行った場合 250点
②情報通機器等を用いた場合 235点	②情報通機器等を用いた場合 225点
(2) 2回目以降	(2) 2回目以降
①対面で行った場合 200点	①対面で行った場合 190点
②情報通機器等を用いた場合 180点	②情報通機器等を用いた場合 170点
[算定要件]	
注4 イの(1)の②及び(2)の②については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。	
注5 □の(1)の①及び(2)の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関(診療所に限る。)の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。	
注6 □の(1)の②及び(2)の②については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関(診療所に限る。)の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。	

医療機関におけるICTを活用した業務の効率化・合理化

情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

- 医療従事者等により実施されるカンファレンス等について、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施する場合の入退院支援加算等の要件を緩和する。

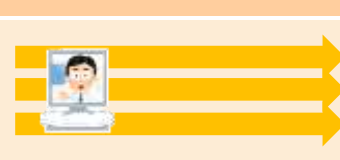
現行 (例：入退院支援加算)



原則対面 (ICT活用に制限)



改定後



リアルタイムの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。

現行 (例：在宅患者訪問看護・指導料)

関係者全員が患家に赴き実施することが原則であるが、要件を満たす場合は、関係者のうちいずれかがビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。



改定後

1者以上が患家に赴きカンファレンスを行う場合には、その他の関係者はビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。

不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価

- 不適切な養育等が疑われる児童の早期発見や、福祉・保健・警察・司法・教育等の関係機関の適切な連携を推進する観点から、多職種で構成される専任のチームを設置して連携体制を整備している場合について、新たな評価を行う。

小児入院医療管理料 1～5

(新) 養育支援体制加算 300点(入院初日)

[対象患者]

- ・ 小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している患者。

[算定要件]

- ・ 当該病棟に入院している患者について、入院初日に限り加算する。

[施設基準の概要]

- (1) 以下から構成される虐待等不適切内容行が疑われる小児患者への支援を行う

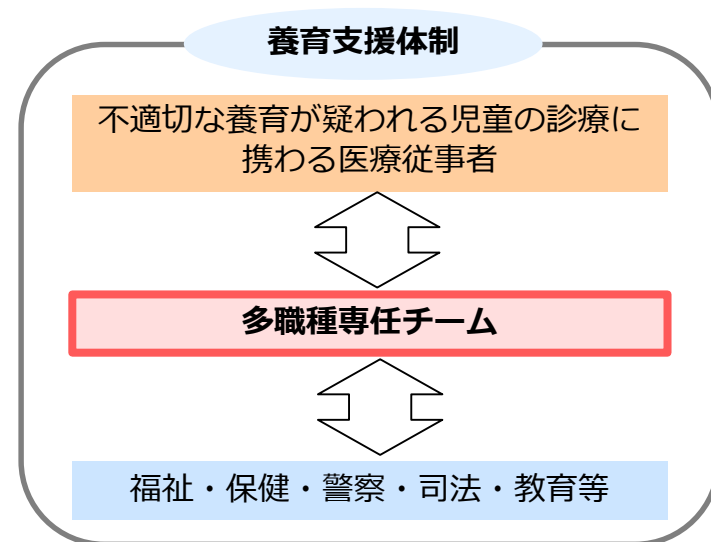
養育支援チームが設置されていること

- ア 小児医療に関する十分な経験を有する専任の常勤医師
- イ 小児患者の看護に従事する専任の常勤看護師
- ウ 小児患者の支援に係る経験を有する専任の常勤社会福祉士

- (2) 養育支援チームの業務

- ア 養育支援に関するプロトコルの整備及び定期的なプロトコルの見直し。
- イ 虐待等不適切な養育が疑われる小児患者が発見された場合に、院内からの相談に対応。
- ウ 主治医及び多職種と十分な連携をとって養育支援を行う。
- エ 虐待等不適切な養育が疑われた症例を把握・分析し、養育支援の体制確保のために必要な対策を推進。
- オ 養育支援体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。当該研修は養育支援の基本方針について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、年2回程度実施されていること。

- (3) (2)のイ及びウの業務を実施する医師は、虐待等不適切な養育が疑われる小児患者の診療を担当する医師と重複がないよう配置を工夫すること。



胎児が重篤な疾患を有すると診断された妊婦等への支援

- 胎児が重篤な疾患を有すると診断された、又は疑われる妊婦に対して、出生前より十分な情報提供及び必要なケアを切れ目なく行い、当該妊婦及びその家族等が納得して治療の選択等ができるよう、多職種が共同して支援を実施した場合について、新たな評価を行う。

総合周産期特定集中治療室管理料

(新) 成育連携支援加算 1,200点 (入院中1回)

[対象患者]

総合周産期特定集中治療室管理料を算定する病室に入院する患者であって、**胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦**。なお、ここでいう胎児が重篤な状態とは「先天奇形」「染色体異常」「出生体重1,500g未満」の状態である。

[算定要件]

- ・妊婦とその家族等に対し、**分娩方針や出生後利用可能な福祉サービス等について、十分な説明**を行うこと。
- ・説明内容は、成育連携チーム及び必要に応じ関係職種が**共同してカンファレンスを行った上で決定**する。
- ・妊婦とその家族等の求めがあった場合には、**懇切丁寧に対応**すること。

[施設基準の概要]

以下から構成される**成育連携チーム**が設置されていること。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ア 産科又は産婦人科の医師 | エ 5年以上新生児の集中治療に係る業務の経験を有する専任の常勤看護師 |
| イ 小児科の医師 | オ 専任の常勤社会福祉士 |
| ウ 助産師 | カ 専任の常勤公認心理師 |



時間外における小児患者の緊急入院の受入体制の評価の新設

- 一部の医療機関では時間外の小児の緊急入院を多く受け入れている実態を踏まえ、充実した時間外受入体制を整備している場合について、新たな評価を行う。

小児入院医療管理料 1
(新) 時間外受入体制強化加算 1 300点 (入院初日)

小児入院医療管理料 2
(新) 時間外受入体制強化加算 2 180点 (入院初日)

[対象患者]
小児入院医療管理料 1 又は 2 を現に算定している患者。
[算定要件]
当該病棟に入院している患者について、入院初日に算定する。

- [施設基準]
- (1) 時間外受入体制強化加算 1 の施設基準
- ① 小児入院医療管理料 1 を算定する病棟であること。
 - ② 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、**年間で1,000件以上**であること。
 - ③ 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、**3項目以上**を満たしていること。

ア 11時間以上の勤務間隔の確保	オ 夜勤帯のニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫
イ 正循環の交代周期の確保	カ 夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築
ウ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	キ 夜間院内保育所の設置
エ 夜勤後の暦日の休日確保	ク ICT、IoT等の活用による業務負担軽減

- (2) 時間外受入体制強化加算 2 の施設基準
- ① 小児入院医療管理料 2 を算定する病棟であること。
 - ② 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、**年間で600件以上**であること。
 - ③ (1) の③を満たしていること。

造血幹細胞移植を実施する小児患者に対する無菌治療管理評価

- 小児患者に係る造血幹細胞移植の実施において、特に嚴重な感染予防が必要となることを踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している造血幹細胞移植を実施する小児患者に対して、無菌治療室管理を行った場合の評価を新設する。

小児入院医療管理料 1 ～ 5

(新)	無菌治療管理加算 1	2,000点 (1日につき)
(新)	無菌治療管理加算 2	1,500点 (1日につき)

[対象患者]

- 小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している[造血幹細胞移植を実施する小児患者](#)。

[算定要件]

- 造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて[無菌治療室管理](#)を行った場合、一連の治療につき、[90日を限度](#)として加算する。

[施設基準]

- (1) 無菌治療管理加算 1 に関する施設基準
 - ア 当該保険医療機関において自家発電装置を有していること。
 - イ 滅菌水の供給が常時可能であること。
 - ウ 個室であること。
 - エ 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISO クラス 6 以上であること。
 - オ 当該治療室の空調設備が垂直層流方式、水平層流方式又はその双方を併用した方式であること。
- (2) 無菌治療管理加算 2 に関する施設基準
 - ア 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISO クラス 7 以上であること。
 - イ (1) のア及びイを満たしていること。

小児特定集中治療室管理料の見直し

- 高度な周術期管理及び長期にわたる集中治療管理が必要となる実態を踏まえ、要件及び算定上限日数を見直す。

施設基準の見直し

- 小児特定集中治療室管理料の施設基準の実績要件について、先天性心疾患患者に対する周術期管理に係る実績を追加する。

改定後

【小児特定集中治療室管理料】

(8) 次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に他の医療機関において救命救急入院料、特定集中治療室管理料を算定していた患者を年間20名以上受け入れていること。

イ 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に救急搬送診療料を算定した患者を年間50名以上(うち、入室24時間以内に人工呼吸を実施した患者が30名以上)受け入れていること。

ウ 当該治療室に入院する患者のうち、人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期に必要な管理を実施した患者が直近1年間に80名以上であること。

算定上限日数の見直し

- 手術を必要とする先天性心疾患を有する新生児について、算定上限日数の見直しを行う。

改定後

15歳未満の小児	14日
----------	-----

15歳未満の小児のうち、急性血液浄化（腹膜透析は除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群、心筋炎、心筋症 のいずれかに該当する患者	21日
---	-----

15歳未満の小児のうち、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者	35日
--------------------------------------	-----

<u>手術を必要とする先天性心疾患を有する新生児</u>	<u>55日</u>
------------------------------	------------

※同一入院期間で新生児であった患者も含むものとする。

新生児特定集中治療室管理料等の見直し

算定上限日数の見直し

- 慢性肺疾患を伴う低出生体重児に対して、長期の入院による呼吸管理が必要となる実態を踏まえ、新生児特定集中治療室管理料等について算定上限日数を見直す。

新生児特定集中治療室管理料・総合周産期特定集中治療室管理料

改定後	
通常の新児	21日
出生時体重が1,500 g 以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新児	35日
出生時体重が1,000 g 以上1,500 g 未満の新児	60日
出生時体重が1,000 g 未満の新児	90日
<u>出生時体重が500 g 以上750 g 未満であって慢性肺疾患の新児</u>	<u>105日</u>
<u>500 g 未満であって慢性肺疾患の新児</u>	<u>110日</u>

新生児治療回復室入院医療管理料

改定後	
通常の新児	30日
出生時体重が1,500 g 以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新児	50日
出生時体重が1,000 g 以上1,500 g 未満の新児	90日
出生時体重が1,000 g 未満の新児	120日
<u>出生時体重が500 g 以上750 g 未満であって慢性肺疾患の新児</u>	<u>135日</u>
<u>500 g 未満であって慢性肺疾患の新児</u>	<u>140日</u>

病棟薬剤業務実施加算の見直し

病棟薬剤業務実施加算の見直し

- 小児入院医療管理料において、病棟薬剤師による介入が医療の質の向上につながっている実態を踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟について、病棟薬剤業務実施加算1を算定可能とする。

現行 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)		改定後 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)
急性期一般入院料 1～7		急性期一般入院料 1～ <u>6</u>
地域一般入院料 1～3		地域一般入院料 1～3
療養病棟入院料 1、2、注11		療養病棟入院料 1、2、注11
結核病棟入院基本料		結核病棟入院基本料
精神病棟入院基本料		精神病棟入院基本料
特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟、精神病棟）		特定機能病院入院基本料（一般病棟、結核病棟、精神病棟）
専門病院入院基本料		専門病院入院基本料
		<u>(新) 小児入院医療管理料 1～5</u>

医療的ケア児等に対する専門的な薬学管理の評価

- 小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児に対する専門的な薬学管理の必要性を踏まえ、医療機関と薬局の連携を更に推進する観点から、小児入院医療管理料を算定する病棟における退院時の当該患者等に対する服薬指導及び薬局に対する情報提供をした場合の評価を新設する。

小児入院医療管理料 1～5

(新) 退院時薬剤情報管理指導連携加算 150点 (退院時 1回)

[対象患者]

- ・ 小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している
 - ・ **小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**
 - ・ **医療的ケア児である患者**

[算定要件]

- ・ 当該保険医療機関の**医師又は医師の指示に基づき薬剤師**が、小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児の**退院時**に、当該患者又はその家族等に対し退院後の薬剤の服用等に関する**必要な指導**を行い、当該患者又はその家族等の同意を得て、患者又はその家族等が選択する**保険薬局に対して当該患者の調剤に関して必要な情報等を文書により提供**した場合に、退院の日に1回に限り算定する。保険薬局への情報提供に当たっては、以下の事項を記載した情報提供文書を作成し、作成した文書の写しを診療録等に添付すること。
 - ア 患者の**状態に応じた調剤方法**
 - イ 服用状況に合わせた**剤形変更に関する情報**
 - ウ **服用上の工夫**
 - エ 入院前の**処方薬の変更又は中止に関する情報**や変更又は中止後の**患者の状態等に関する情報**
- ・ 情報文書の交付方法は、患者又はその家族等の選択する保険薬局に直接送付することに代えて、患者又はその家族等に交付し、患者又はその家族等が保険薬局に持参することでも差し支えない。
- ・ 患者1人につき複数の保険薬局に対し情報提供を行った場合においても、1回のみの算定とする。また、死亡退院の場合は算定できない。

医療的ケア児等に関わる関係機関の連携

診療情報提供料（I）の見直し

- 診療情報提供料（I）注2における情報提供先に、児童相談所を追加する。
- 診療情報提供料（I）注7における情報提供先に、保育所や高等学校等を追加する。
- 小児慢性特定疾患やアレルギー疾患を有する児童が安心して安全に学校等に通うことができるよう、診療情報提供料（I）注7における対象患者に、小児慢性特定疾病支援及びアレルギー疾患を有する患者を追加する。

現行

【診療情報提供料（I）】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）

【診療情報提供料（I）】

注7 保険医療機関が、児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【情報提供先】

- ・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、中学部

【対象患者】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者

改定後

【診療情報提供料（I）】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、**児童相談所**、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）

【診療情報提供料（I）】

注7 保険医療機関が、**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又は**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が**通園**又は通学する**同法第39条第1項に規定する保育所**又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**学校（大学を除く。）**等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【情報提供先の追加】

- ・**保育所、認定こども園等、幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、**後期課程**※、**高等学校**※、特別支援学校の**幼稚部**、小学部、中学部、**高等部等**※、**高等専門学校**※、**専修学校**※（※18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者）

【対象患者の追加】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者
- ・**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**
- ・**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**※
※生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査陽性に該当する患者に限る）に該当する患者

小児運動器疾患指導管理料の見直し

算定要件の見直し

- 小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児運動器疾患指導管理料の対象患者の年齢を、12歳未満から20歳未満に拡大する。

小児運動器疾患指導管理料 **250点**

運動器疾患を有する**20歳未満**の患者に対して、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に算定する。

【対象患者（概要）】

- 対象患者は、**以下のいずれかに該当する20歳未満の患者**とする。
 - ア 先天性股関節脱臼、斜頸、内反足、ペルテス病、脳性麻痺、脚長不等、四肢の先天奇形、良性骨軟部腫瘍による四肢変形、外傷後の四肢変形、二分脊椎、脊髄係留症候群又は側弯症を有する患者
 - イ 装具を使用する患者
 - ウ 医師が継続的なリハビリテーションが必要と判断する状態の患者
 - エ その他、手術適応の評価等、成長に応じた適切な治療法の選択のために、継続的な診療が必要な患者

【算定要件（抜粋）】

- **初回算定時に治療計画を作成し、患者の家族等に説明して同意を得るとともに、毎回の指導の要点を診療録に記載**する。
- 6月に1回に限り算定する（初回算定日の属する月から起算して6月以内は月に1回）に限り算定する。
- 小児科療養指導料を算定している患者については、算定できない。

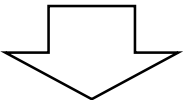
ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し

➤ 精神療法が実施されていない患者について、メンタルスクリーニング検査等により多職種による診療や療養上の指導が必要と認められる場合があることを踏まえ、ハイリスク妊産婦連携指導料の対象患者を見直す。

ハイリスク妊産婦連携指導料 1 (産科又は産婦人科)	1,000点 (月 1 回)
-------------------------------	-------------------

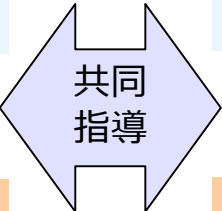
現行

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後 2 月以内であるもの。



改定後

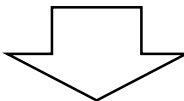
[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を担当する医師への紹介が必要であると判断された妊婦又は出産後 2 月以内であるもの。



ハイリスク妊産婦連携指導料 2 (精神科又は心療内科)	750点 (月 1 回)
--------------------------------	-----------------

現行

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後 2 月以内であるもの。



改定後

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産後 6 月以内であるもの。

専門機関との連携分娩管理の評価の新設

地域連携分娩管理加算の新設

- 妊産婦に対するより安全な分娩管理を推進する観点から、有床診療所において、医療機関が総合周産期母子医療センター等と連携して適切な分娩管理を実施した場合について、新たな評価を行う。

ハイリスク分娩等管理加算（1日につき）（8日まで）

- 1 ハイリスク分娩管理加算 3,200点
- (新) 2 地域連携分娩管理加算 3,200点

[対象患者]

次に掲げる疾患等の妊産婦であって、保険医療機関の医師が地域連携分娩管理の必要性を認めたもの。

40歳以上の初産婦である患者	－
子宮内胎児発育遅延の患者	重度の子宮内胎児発育遅延の患者以外の患者であって、総合周産期母子医療センター等から当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。
糖尿病の患者	2型糖尿病又は妊娠糖尿病の患者（食事療法のみで血糖コントロールが可能なものに限る。）であって、専門医又は総合周産期母子医療センター等から当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提出されているものに限る。
精神疾患の患者	他の保険医療機関において精神療法を実施している者であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。

[算定要件]

- 地域連携分娩管理加算の算定に当たっては、分娩を伴う入院前に、当該保険医療機関から、連携を行っている総合周産期母子医療センター等に当該患者を紹介し、受診させなければならない。
- 対象患者に該当する妊産婦であっても、当該患者が複数の疾患等を有する場合においては、当該加算は算定できない。

[施設基準の概要]

- (1) 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に常勤の助産師が3名以上配置されていること。なお、そのうち1名以上が、医療関係団体から認証された助産師であること。
- (3) 一年間の分娩実施件数が120件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 当該患者の急変時には、総合周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が行えるよう、連携をとっていること。
- (5) 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

がん患者の心理的不安を軽減するための体制の充実

がん患者指導管理料の算定要件の見直し

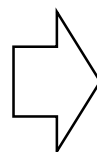
- がん患者指導管理料イについて、末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の診療方針等に関する意思決定支援を実施した場合にも算定可能とするとともに、医療機関が適切な意思決定支援に係る指針を作成していることを要件とする。

現行

【がん患者指導管理料】

【算定要件】

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に（略）算定する。



改定後

【がん患者指導管理料】

【算定要件】

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合 又は入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合に（略）算定する。

がん患者指導管理料の職種要件の見直し

- がん患者の心理的苦痛の緩和を図る観点から、がん患者指導管理料における職種要件を見直す。

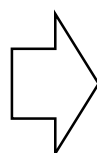
現行

【がん患者指導管理料】

イ （略）

□ 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

八～二（略）



改定後

【がん患者指導管理料】

イ （略）

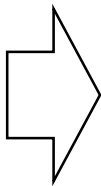
□ 医師、看護師 又は公認心理師 が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

八～二（略）

悪性腫瘍の治療における安心・安全な外来化学療法の評価の新設

➤ 悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、必要な診療体制を整備した上で外来化学療法を実施する場合の評価を新設する。

現行	
イ 外来化学療法加算 1	
(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	
① 15歳未満	820点
② 15歳以上	600点
□ 外来化学療法加算 2	
(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	
① 15歳未満	740点
② 15歳以上	470点

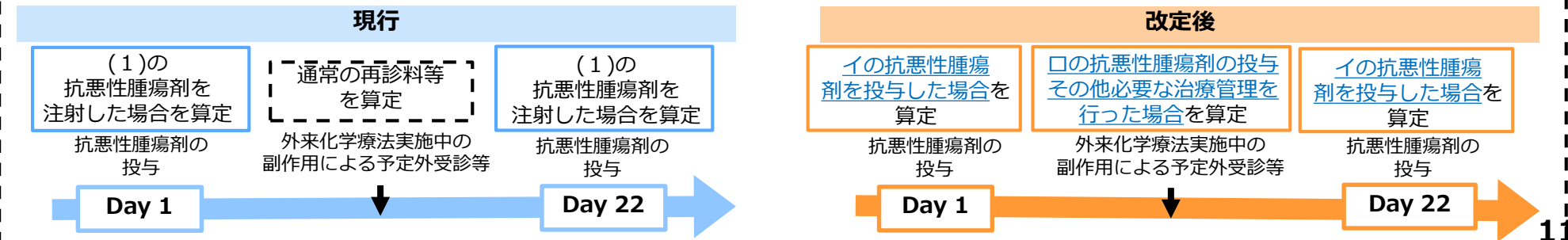


改定後	
(新) 1 外来腫瘍化学療法診療料 1	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	700点
□ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合	400点
(新) 2 外来腫瘍化学療法診療料 2	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	570点
□ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合	270点
(新) 注 15歳未満の小児の場合	
	200点を加算

- [算定要件]
- 悪性腫瘍を主病とする患者で、入院中の患者以外の患者に対して、注射による化学療法の実施及び実施に伴うその他必要な治療管理（副作用等に係る診療等を含む）を行った場合に、イについては抗悪性腫瘍剤を投与した日に、月3回に限り、□については抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な治療管理を行った場合に週1回に限り算定する。
 - に規定する点数は、注射による外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間に、当該外来化学療法又は治療に伴う副作用等で来院した患者に対し、診察（身体診察を含む）の上、必要に応じて速やかに検査、投薬等を行う体制を評価したものである。
 - 患者の心理状態に十分配慮された環境で、抗悪性腫瘍剤の効能・効果、投与計画、副作用の種類とその対策等について文書により説明を行う。

- [施設基準]
- 専任の医師又は看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者からの副作用等に係る問い合わせ・相談に24時間対応できる連絡体制が整備されていること。 ・ 急変時等に当該患者が入院できる体制が確保されていること。
 - 外来化学療法を実施するための治療室を有していること。 ・ 化学療法の経験を有する専任の医師、看護師、薬剤師が勤務していること。
 - （外来腫瘍化学療法診療料1のみ）化学療法のレジメンの妥当性を評価・承認する委員会を開催していること。

【算定のイメージ（抗悪性腫瘍剤3週毎投与の場合の一例）】

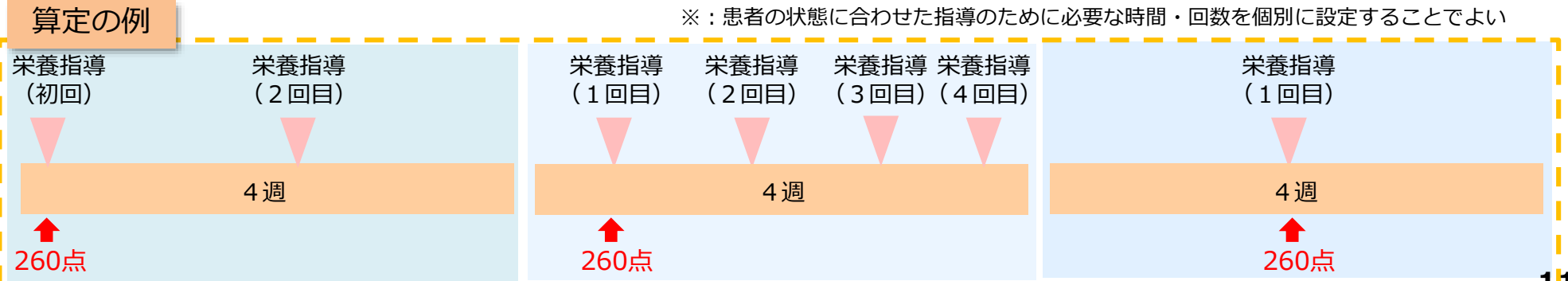


外来化学療法に係る栄養管理の充実

外来栄養食事指導料の要件の見直し

➤ 外来化学療法を実施するがん患者の治療において、専門的な知識を有する管理栄養士が患者の状態に応じた質の高い指導を実施した場合について、新たな評価を行う。

現行	改定後
【外来栄養食事指導料】 イ 外来栄養食事指導料 1 【算定要件】 (新設) 【施設基準】 (新設)	【外来栄養食事指導料】 【算定要件】 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。 【留意事項】 専門的な知識を有した管理栄養士が医師の指示に基づき、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者ごとにその生活条件、し好を勘案した食事計画案等を必要に応じて交付し、療養のため必要な指導を行った場合に算定する。 【施設基準】 (1) 悪性腫瘍の栄養管理に関する研修を修了し、かつ、栄養管理（悪性腫瘍患者に対するものを含む。）に係る3年以上の経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。 (2) (1)に掲げる悪性腫瘍の栄養管理に関する研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。 ア 医療関係団体等が実施する300時間以上の研修であること。 イ 悪性腫瘍の栄養管理のための専門的な知識・技術を有する管理栄養士の養成を目的とした研修であること。



知的障害を有するてんかん患者の診療に係る遠隔連携診療料の見直し

遠隔連携診療料の評価等の見直し

- 遠隔連携診療料の対象患者に、知的障害を有するてんかん患者が含まれることを明確化し、知的障害を有するてんかん患者について、かかりつけ医とてんかん診療拠点病院等の医師が連携して当該患者に対する診療を継続する場合の評価を新設する。

現行

【遠隔連携診療料】

500点

〔算定要件〕

注1 略
(新設)

〔施設基準〕

(2) 遠隔連携診療料の対象患者

- イ (略)
- てんかん（外傷性のてんかんを含む。）の疑いがある患者

改定後

【遠隔連携診療料】

(改) 1 診断を目的とする場合 750点
(改) 2 その他の場合 500点

〔算定要件〕

- 注1 略
- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、てんかん（知的障害を有する者に係るものに限る。）の治療を行うことを目的として、患者の同意を得て、てんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、当該診療料を最初に算定した日から起算して1年を限度として、3月に1回に限り算定する。

〔施設基準〕

(2) 遠隔連携診療料の対象患者

- イ (略)
- てんかん（外傷性のてんかん及び知的障害を有する者に係るものを含む。）の疑いがある患者

疾患別リハビリテーション料の見直し①

疾患別リハビリテーション料の算定要件の見直し

- 質の高いリハビリテーションを更に推進する観点から、標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行う場合に、月に1回以上機能的自立度評価法（FIM）を測定していることを要件化する。

改定後

【リハビリテーション】
【算定要件】（概要）

- ・ 1か月に1回以上、FIM（機能的自立度評価法）の測定により当該患者のリハビリテーションの必要性を判断する
- ・ リハビリテーション実施計画書を作成し、患者又はその家族等に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付
- ・ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の「別添2」の様式に基づき、1年間に当該疾患別リハビリテーション料を算定した患者の人数、FIM等について報告を行うこととする
（ただし、FIMの測定については、令和4年9月30日までの間にあってはこの限りではない。）

★疾患別リハビリテーション料の点数について（イメージ）
（脳血管リハビリテーション料（I）の場合）

赤枠の部分（標準的算定日数を超えた場合であって、医学的にリハビリテーションを継続して行うことが必要であると認められた場合）について、月に1回以上機能的自立度評価法（FIM）を測定していることを要件化する。

		発症した日等 ～180日まで	181日以降	標準的算定日数を超えた場合の点数
標準的算定日数の上限	除外	■以下で、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合 ・失語症、失認及び失行症の患者 ・高次脳機能障害の患者 ・回復期リハ病棟入院料を算定する患者 ・その他疾患別リハビリテーションの対象患者であって、リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる場合等 ■以下で、治療上有効と医学的に判断される場合 ・先天性又は進行性の神経・筋疾患の場合	245点	
	対象	要介護・要支援被保険者 以外の者	245点 (月13単位まで)	
		要介護・要支援被保険者 (入院中)	147点 (月13単位まで)	
		要介護・要支援被保険者 (入院中以外)		

疾患別リハビリテーション料の見直し②

疾患別リハビリテーション料の算定要件の見直し

➤ 医学的な理由により頻回のリハビリテーション計画書等の作成が必要な場合において、質の高いリハビリテーションを推進しつつ事務手続の簡素化を図る観点から、疾患別リハビリテーション料におけるリハビリテーション実施計画書に係る要件を以下のとおり見直す。

【リハビリテーション】
【算定要件】（概要）

- リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション実施総合計画書については、計画書に患者自ら署名することが困難であり、かつ、遠方に居住している等の理由により患者の家族が署名することが困難である場合には、疾患別リハビリテーションを当該患者に対して初めて実施する場合（新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合であって、新たな疾患の発症日等をもって他の疾患別リハビリテーションの起算日として当該他の疾患別リハビリテーションを実施する場合を含む。）を除き、家族等に情報通信機器等を用いて計画書の内容等を説明した上で、説明内容及びリハビリテーションの継続について同意を得た旨を診療録に記載することにより、患者又はその家族等の署名を求めなくても差し支えない。ただし、その場合であっても、患者又はその家族等への計画書の交付が必要であること等に留意すること。

The image shows a detailed screenshot of a 'Rehabilitation Plan Form' (リハビリテーションの実施計画書). At the bottom of the form, there is a section for 'Signature' (署名) and 'Date' (日). A red rectangular box is drawn around the signature line, indicating where the signature should be placed.



- 計画書に、署名欄が設けられており、患者又はその家族から、署名又は記名・押印が必要である。
- やむを得ない理由がある場合に限り、計画書の内容等を説明した上で、説明内容及びリハビリテーションの継続について同意を得た旨を診療録に記載することにより、患者又はその家族等の署名を求めなくても差し支えないこととする。

説明を受けた人: 本人、家族() 説明日: 年 月 日

署名

運動器リハビリテーション料の見直し

運動器リハビリテーション料の算定要件の見直し

- 運動器リハビリテーション料について、対象となる疾患に「糖尿病足病変」が含まれることを明確化する。

現行

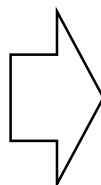
【運動器リハビリテーション料】

〔算定要件〕

- (2) 運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、特掲診療料の施設基準等別表第九の六に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靱帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。

イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症等のものをいう。



改定後

【運動器リハビリテーション料】

〔算定要件〕

- (2) 運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、特掲診療料の施設基準等別表第九の六に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靱帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。

イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症、**糖尿病足病変**等のものをいう。

透析中の運動指導に係る評価の新設

- 人工腎臓を算定している患者に対して、透析中に当該患者の病状及び療養環境等を踏まえた療養上必要な訓練等を行った場合の評価を新設する。

人工腎臓

(新) 透析時運動指導等加算 75点 (指導開始から90日を限度とする。)

[対象患者]

人工腎臓を実施している患者

[算定要件] (概要)

- 透析患者の運動指導に係る研修を受講した**医師、理学療法士、作業療法士**又は医師に具体的指示を受けた当該研修を受講した**看護師**が1回の血液透析中に、連続して20分以上患者の病状及び療養環境等を踏まえ療養上必要な指導等を実施した場合に算定
- **日本腎臓リハビリテーション学会「腎臓リハビリテーションガイドライン」**等の関係学会によるガイドラインを参照すること

継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設

➤ 大腿骨近位部骨折の患者に対して、関係学会のガイドラインに沿って継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療等を実施した場合の評価を新設する。

(新) 二次性骨折予防継続管理料

- イ 二次性骨折予防継続管理料 1 1,000点** (入院中1回・手術治療を担う一般病棟において算定)
- ロ 二次性骨折予防継続管理料 2 750点** (入院中1回・リハビリテーション等を担う病棟において算定)
- ハ 二次性骨折予防継続管理料 3 500点** (1年を限度として月に1回・外来において算定)

[対象患者]
イ：大腿骨近位部骨折を発症し、手術治療を担う保険医療機関の一般病棟に入院している患者であって、骨粗鬆症の有無に関する評価及び必要な治療等を実施したもの
ロ：イを算定していた患者であって、リハビリテーション医療等を担う病棟において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの
ハ：イを算定していた患者であって、外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの

[算定要件]
1. イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨折の予防を目的として、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。
2. ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関においてイを算定したものの対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。
3. ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、イを算定したものの対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。
4. イについては、関係学会より示されている「骨折リエゾンサービス (FLS) クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び治療等が実施された場合に算定する。
5. ロ及びハについては、関係学会より示されている「骨折リエゾンサービス (FLS) クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び骨粗鬆症の治療効果の判定等、必要な治療を継続して実施した場合に算定する。
6. 診療に当たっては、骨量測定、骨代謝マーカー、脊椎エックス線写真等による必要な評価を行うこと。

[施設基準]
1. 骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
2. 当該体制において、骨粗鬆症の診療を担当する医師、看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。なお、薬剤師については、当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていない場合に限り、地域の保険医療機関等と連携し、診療を行う体制が整備されていることで差し支えない。
3. イの施設基準に係る病棟については、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料又は7対1入院基本料若しくは10対1入院基本料 (特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。)) 又は専門病院入院基本料に限る。) に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。
4. ロの施設基準に係る病棟については、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア病棟入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。